



# 超ビジネス保険

「超ビジネス保険」は、「事業活動包括保険」のペットネームです。

事業活動  
全般



お客様の  
ご要望に合わせた  
補償が選べるジヨ。

経営者の皆さまへ

# 保険に関して、こんなお悩みは

---

1.

色々な保険をかけているけれど、  
補償のモレやダブりは  
ないのかなあ…

---

2.

必要な補償を  
自由に選びたいなあ…

---

# ありませんか？

3.

保険料は抑えたいなあ…

4.

契約手続きがわかりにくいし、  
契約が多いと管理が大変だなあ…



そんな  
お悩みを  
解決するのは…

# 事業活動を取り巻く様々なリスクをまとめて補償する、 超ビジネス保険!!

メリット  
1

モレやダブリなく、1つの保険でまとめて補償します!

お客様に必要な補償を1つの保険にまとめました。

従来の保険契約



超ビジネス保険



メリット  
2

お客様のご要望に合わせて必要な補償を選択できます!

様々な業種に対応できる補償のラインナップをご用意しています。  
その中から、お客様の抱える様々なリスクや希望される補償にあった保険  
を設計できます。

# 超ビジネス保険の 4つのメリットをご案内します。

メリット  
3

## 各種割引制度があります！

お客様の保険料のご負担を軽減する割引制度をご用意しています。<sup>\*1</sup>

<sup>\*1</sup> 地震危険補償特約および地震休業補償特約の保険料は割引の対象外です。

### 条項セット割引

始期日時点で、以下の補償の中から、異なる2種類以上の補償をご契約の場合<sup>\*2</sup>

財産に関する補償または工事に関する補償  
(財産補償条項)

休業に関する補償  
(休業補償条項)

賠償責任に関する補償  
(賠償責任補償条項)

労災事故に関する補償  
(労災事故補償条項)

このうち

2種類で契約で

3%割引<sup>\*3</sup>!

3種類以上で契約で

5%割引<sup>\*3</sup>!

<sup>\*2</sup> 財産に関する補償で「特定敷地内限定方式」または「特定建物限定方式」を複数で契約いただく場合(詳細は、P.53をご参照ください。)は、ご契約ごとに条項セット割引の適用可否を判定します。

<sup>\*3</sup> この割引率は東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

### Tプロ割引

始期日時点で、以下のいずれかに該当する場合

①東京海上日動の超Tプロテクション(業務災害総合保険)<sup>\*4</sup>をご契約の場合

②東京海上日動の超Tプロテクション(業務災害総合保険)<sup>\*4</sup>の団体契約(あんしんプロテクトW、経営ダブルアシスト等を含みます。)にご加入の場合

<sup>\*4</sup> Tプロテクション(一般傷害保険)を含みます。

3%割引<sup>\*3</sup>!

### 自動車優良割引

始期日時点で、10台以上の自動車を東京海上日動幹事の自動車保険でご契約<sup>\*5</sup>の場合

<sup>\*5</sup> 優良割引適用のフリート契約<sup>\*6</sup>に限ります。

<sup>\*6</sup> フリート資格審査期間(総付保台数10台到達日から第1回料率審査日の前日までの期間)中の場合は、各自動車のノンフリート等級割引割増率の平均が割引となれば優良割引適用契約とみなします。

3%割引<sup>\*3</sup>!

条項セット割引・Tプロ割引・自動車優良割引は併せて適用されます。

メリット  
4

## お見積りやご契約の手続き、ご契約後の管理が簡単です！

お客様の業種と売上高をご申告いただくことでお見積りが可能です。<sup>\*7</sup>

1つの保険にまとめられるためご契約の手続きやご契約後の管理が簡単です。

STEP 1

業種と売上高(完成工事高)をお伺いします。<sup>\*7</sup>

STEP 2

おすすめプランをお見積りします。

STEP 3

お客様のご要望をお聞きし、お見積りをご提示します。

<sup>\*7</sup> 財産に関する補償をご契約いただく場合は、建物、設備、<sup>Up3</sup> 什器等、屋外設備装置、商品・製品等に関する情報についてもお伺いします。また、選択される補償やお客様の業種によっては、他の情報をお伺いする場合があります。



# 事業活動を取り巻くリスクはたくさんあります。 超ビジネス保険は様々なリスクを1つの保険

## 財産に関する補償

お客様の所有する財産に生じるリスクを補償します。

➡ 詳細はP.9へ

## 工事に関する補償

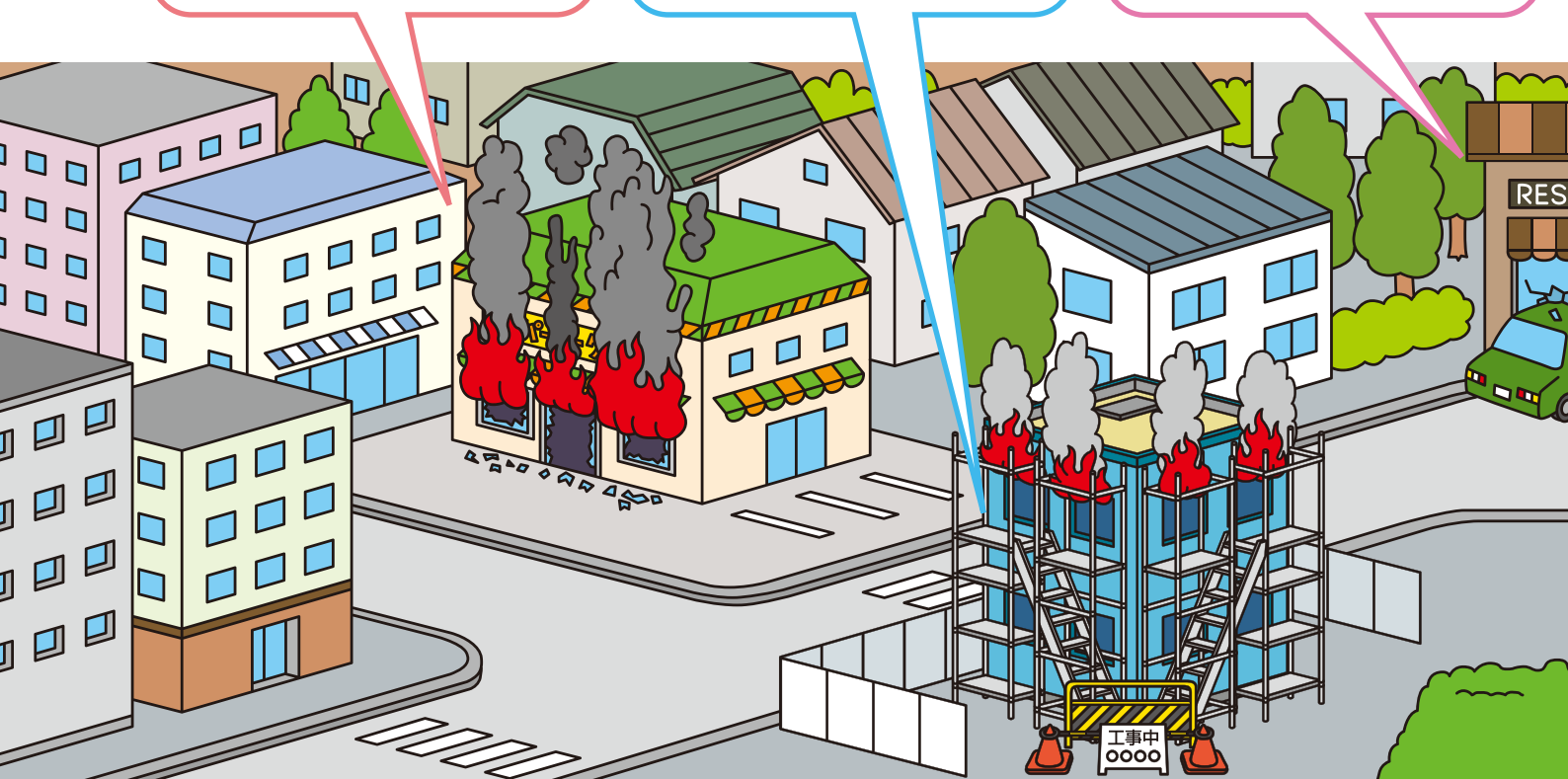
お客様の工事現場に所在する財物に生じるリスクを補償します。

➡ 詳細はP.21へ

## 休業に関する補償

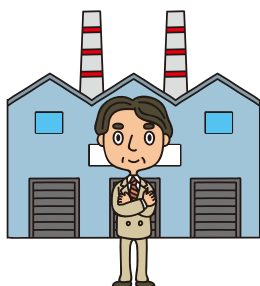
お客様の営業が休止または阻害されることによって生じるリスクを補償します。

➡ 詳細はP.25へ



## 事業活動を取り巻くリスク例

### 製造業の場合



- 財産に関する**：工場建物の屋根が台風による強風で破損  
リスク
- 休業に関する**：電気・ガス・水道設備の火災による損壊で  
休業
- 賠償責任に関する**：製品の欠陥が原因でユーザーがケガ  
リスク
- 労災事故に関する**：工場の生産設備に従業員が手を挟まれケガ  
リスク

### 建設業の場合



- 休業に関する**：本社事務所が車両の衝突によって使用不能となり、  
営業を継続するため仮事務所の借入費用等が発生  
リスク
- 工事に関する**：台風により建築中の建物が倒壊  
リスク
- 賠償責任に関する**：鋼材が落下し、下を通りかかった車両が大破  
リスク
- 労災事故に関する**：クレーンが倒れ作業員が下敷きになりケガ  
リスク

# でまとめて補償することができます!

## 賠償責任に関する補償

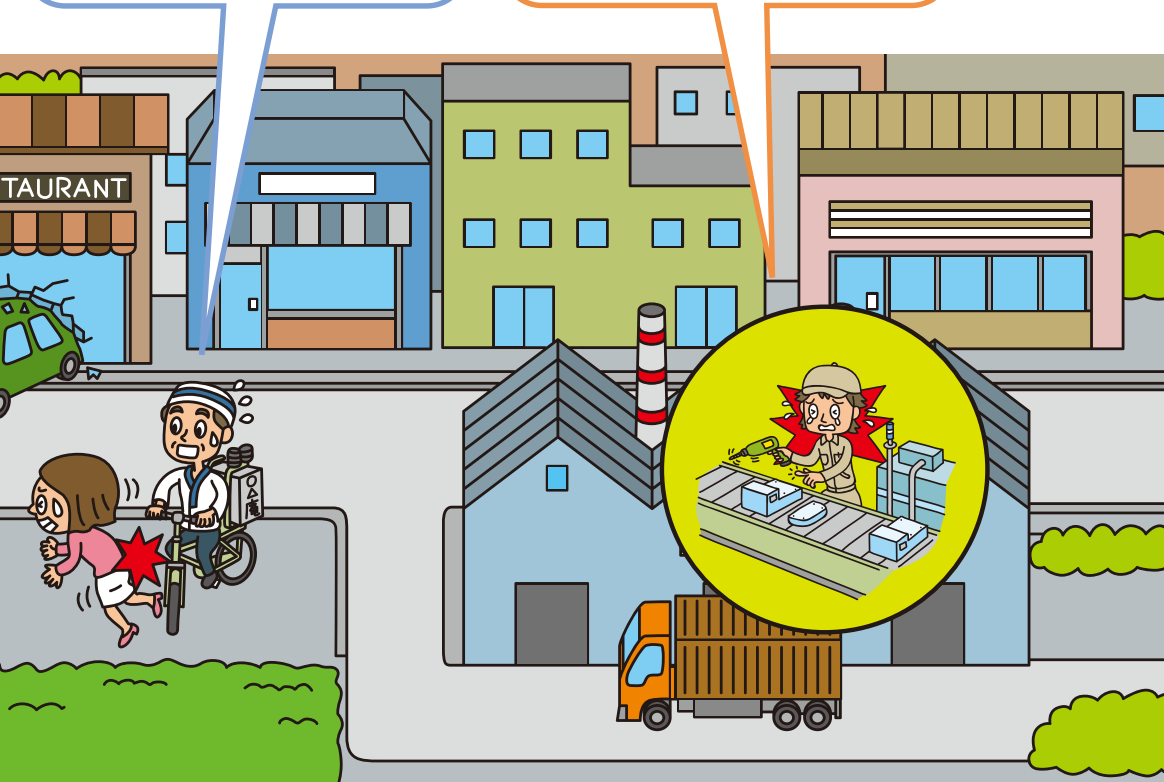
お客様の事業活動に伴う賠償責任に関するリスクを補償します。

➡ 詳細はP.32へ

## 労災事故に関する補償

お客様の事業活動に伴う労災事故に関するリスクを補償します。

➡ 詳細はP.43へ



### 小売業の場合



**財産に関する** : 店舗が火災により焼失  
リスク

**休業に関する** : 店舗への車両の衝突による  
休業

**賠償責任に関する** : 店舗の床が濡れていて、来  
店客が転倒

**労災事故に関する** : 従業員が通勤中に交通事故  
リスクに遭いケガ

### 飲食業の場合



**財産に関する** : 現金の盗難  
リスク

**休業に関する** : 食中毒の発生による営業停止  
リスク

**賠償責任に関する** : 従業員がコーヒーをこぼし、来  
店客がヤケド

**労災事故に関する** : 従業員がデリバリー中に転倒  
リスクしケガ

## 目次

### 事業活動を取り巻く リスク一覧表

P.7~P.8

事業活動を取り巻く  
リスク一覧表

### 財産に関する補償

P.9~P.20

財産に関する補償

### 工事に関する補償

P.21~P.24

工事に関する補償

### 休業に関する補償

P.25~P.31

休業に関する補償

### 賠償責任に関する補償

P.32~P.42

賠償責任に関する補償

### 労災事故に関する補償

P.43~P.44

労災事故に関する補償

### 経営者の皆様への お役立ち情報

P.45~P.50

経営者の皆様への  
お役立ち情報

### ご契約に関する ご注意事項

P.51~P.63


ご契約に関する  
ご注意事項

### 保険金をお支払い しない主な場合

P.64~P.71

保険金をお支払い  
しない主な場合

### 用語の解説

 このマークが付されている  
用語について解説しています。

P.72~P.77

用語の  
解説

### ご契約にあたっての ご注意事項

P.78

ご契約にあたっての  
ご注意事項

# 事業活動を取り巻くリスク一覧表

事業活動を取り巻くリスクには、ご覧のようなものがあります。  
このシートを活用して、リスクをチェックしてみましょう。

本シートの  
使用例

**STEP 1**

補償を検討したい  
リスクをチェックして  
ください。



**STEP 2**

チェックしたリスクについて、  
超ビジネス保険の補償内容を  
ご確認ください。

## 財産に関するリスク

P.9~20をご確認ください!


①~⑩のリスクはP.15 **特徴2**、⑪のリスクはP.19 **特徴7**にて詳しくご説明しています。

① 火災、落雷、破裂・爆発による損害 	② 風災、雹災、雪災による損害 	建物	<input type="checkbox"/>
		設備・什器等	<input type="checkbox"/>
		屋外設備装置	<input type="checkbox"/>
		商品・製品等	<input type="checkbox"/>

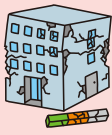
③ 給排水設備事故の水濡れ等による損害 	④ 騒擾、労働争議等による損害 	⑤ 車両・航空機の衝突等による損害 	建物	<input type="checkbox"/>
			設備・什器等	<input type="checkbox"/>
			屋外設備装置	<input type="checkbox"/>
			商品・製品等	<input type="checkbox"/>

⑥ 建物の外部からの物体の衝突等による損害 	⑦ 水災による損害 	建物	<input type="checkbox"/>
		設備・什器等	<input type="checkbox"/>
		屋外設備装置	<input type="checkbox"/>
		商品・製品等	<input type="checkbox"/>

⑧ 盗難による損害 	建物	<input type="checkbox"/>
	設備・什器等	<input type="checkbox"/>
	屋外設備装置	<input type="checkbox"/>
	商品・製品等	<input type="checkbox"/>

⑨ 電氣的・機械的 事故による損害 	建物	<input type="checkbox"/>
	設備・什器等	<input type="checkbox"/>
	屋外設備装置	<input type="checkbox"/>
	商品・製品等	<input type="checkbox"/>

⑩ その他偶然な破損 事故等による損害 	建物	<input type="checkbox"/>
	設備・什器等	<input type="checkbox"/>
	屋外設備装置	<input type="checkbox"/>
	商品・製品等	<input type="checkbox"/>

⑪ 地震、噴火、津波 による損害 	建物	<input type="checkbox"/>
	設備・什器等	<input type="checkbox"/>
	屋外設備装置	<input type="checkbox"/>
	商品・製品等	<input type="checkbox"/>

## 工事に関するリスク

P.21~24をご確認ください!

①~④のリスクはP.23~24 **特徴3**にて詳しくご説明しています。

① 工事現場の財物の不測かつ突発的な事故による損害 	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

② 保証期間中の修補作業の過失等による財物の損害 	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

③ 工事現場への輸送中の資材に生じた損害 	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

④ 工事現場の工所用仮設備および工所用機械器具に生じた損害 	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------







## 休業に関するリスク

P.25～31をご確認ください!

①～⑩のリスクはP.27 特徴2、⑪のリスクはP.30 特徴6にて詳しくご説明しています。

① 火災、落雷、破裂・爆発による休業損失 	② 風災、雹災、雪災による休業損失 	③ 給排水設備事故の水濡れ等による休業損失 	④ 騒擾、労働争議等による休業損失 	占有物件*1 隣接物件*1 ユーティリティ設備*1
⑤ 車両・航空機の衝突等による休業損失 	⑥ 建物の外部からの物体の衝突等による休業損失 	⑦ 盗難による休業損失 	⑧ 水災による休業損失 	

⑨ 電氣的・機械的的事故による休業損失 	占有物件*1 隣接物件*1 直接仕入先・納品先物件*2	⑩ その他偶発的な破損事故等による休業損失 	占有物件*1 隣接物件*1 直接仕入先・納品先物件*2	⑪ 食中毒による休業損失 	占有物件*1 直接仕入先・納品先物件*2	⑫ 地震による完全休業損失 
---	-----------------------------------	---	-----------------------------------	--	-------------------------	---



\*1 占有物件、隣接物件、ユーティリティ設備の詳細は、P.58をご確認ください。

\*2 直接仕入先・納品先物件の詳細は、P.30をご確認ください。なお、直接仕入先・納品先物件のみを補償することはできません。

## 賠償責任に関するリスク

P.32～42をご確認ください!

①～⑦のリスクはP.33 特徴4にて詳しくご説明しています。

① 施設・事業活動遂行事故 	② 生産物・完成作業事故 	③ 管理下財物事故 	④ 借用不動産損壊事故 
⑤ サイバー・情報漏えい事故 	⑤のうち、情報漏えい事故 	⑥ リコール事故 	⑦ 被害時の弁護士費用等 

## 労災事故に関するリスク

P.43～44をご確認ください!

①、②のリスクはP.43 特徴2にて詳しくご説明しています。

① 従業員への法定外補償 	② 使用者としての賠償責任 
---	--

事業活動を取り巻く  
リスク一覧表

財産に関する補償

工事に関する補償

休業に関する補償

賠償責任に関する補償

労災事故に関する補償

経営者の皆様への  
お役立ち情報

ご契約に関する  
ご注意事項

保険金をお支払い  
しない主損合口

用語の解説

ご契約ごあんしん  
ご注意事項

# 財産に関する補償



会社の建物や設備、店舗で売っている商品に火災等で損害が発生した場合、元の状態に戻すには費用がかかるなあ。そういったリスクに対応できる保険はないかなあ…。

お客様が所有する建物、設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等に生じるリスクを



- 特徴 1** お客様のご要望に合わせて様々な引受方式をご用意しています！  
所有する財産を**包括して補償**することも可能です！
- 特徴 2** **基本補償は6プラン**からご要望に合わせてお選びいただけます！
- 特徴 3** 評価基準を**再取得価額**とすることで、**修理、再築・再取得**するために**必要な金額を補償**できます！
- 特徴 4** **業務用の通貨等、預貯金証書の盗難による損害を補償**します！

**特徴 1** お客様のご要望に合わせて様々な引受方式をご用意しています！

以下のフローチャートを使って、お客様のご要望に合った引受方式をご確認ください。

補償したい拠点数(事務所、店舗、工場、倉庫)

2拠点以上

建物外に所在する財産に対する補償は必要ですか？

**必要**  
または  
保険の対象が  
建物のみ

**不要**

日本国内に所在する財産を包括して補償する  
**基本方式**\*1  
をおすすめします。 詳細はP.11へ

建物外に所在

**必要**  
または  
保険の対象が  
建物のみ

特定した1つ

**A 基本方式 建物外補償あり**

保険の対象となる範囲	建物内		建物外	
	特定の敷地内	日本全国	特定の敷地内	日本全国
	○	○	○	○

**B 基本方式 建物外補償なし**

保険の対象となる範囲	建物内		建物外	
	特定の敷地内	日本全国	特定の敷地内	日本全国
	○	○	×	×

**C 特定敷地内限定 建物外補償あり**

保険の対象となる範囲	建物内		建物外	
	特定の敷地内	日本全国	特定の敷地内	日本全国
	○	×	×	×

\*1 「基本方式」は、お客様が所有し、日本国内に所在するすべての設備・什器等、屋外設備装置および商品・製品等を保険の対象とする必要があります(一部の拠点に所在する財産に限定することはできません。ただし、建物外に所在する財産を補償の対象外とすることはできます。)  
「基本方式」は「特定敷地内限定方式」や「特定建物限定方式」に比べ、保険の対象となる範囲が広がります。このため、「基本方式」にて設備・什器等または屋外設備装置を保険の対象とする場合は、保険料のご負担が増えます。なお、一定の条件を満たす場合に限り、「特定敷地内限定方式」または「特定建物限定方式」を複数で契約いただくことにより補償範囲を限定し、保険料を低く抑えることができます。詳細はP.53をご参照ください。

\*2 特定した1つの敷地内から一時的に別の場合は、「基本方式(建物外補償あり)」

# 補償します!

**特徴5** 高額貴金属等の損害を補償することができます!

**特徴6** 6種類の費用補償で、事故に伴って発生する費用負担を軽減します!

**特徴7** 様々な特約(オプション)をご用意しています!

各特徴の詳細はP.9~20をご確認ください。

## 所有する財産を包括して補償することも可能です!

等の所在場所の数)はいくつですか?

1拠点のみ

補償したい建物の数はいくつですか?

2建物以上

する財産に対する補償は必要ですか?

不要

の敷地内に所在する財産を補償する

**特定敷地内限定方式**\*2

をおすすめします。

詳細はP.12へ

1建物のみ

特定した1つの建物およびその建物内に収容された財産を補償する

**特定建物限定方式**\*3

をおすすめします。

詳細はP.13へ

方式

**D** 特定敷地内限定方式  
建物外補償なし

建物外		建物内		建物外	
特定の敷地内	日本全国	特定の敷地内	日本全国	特定の敷地内	日本全国
○	×	○	×	×	×

場所に財産を持ち出している間または別の場所に財産を輸送している間を補償したいにてご契約ください。

**E** 特定建物限定方式

保険の対象となる範囲	建物内		建物外	
	特定の建物内	日本全国	特定の敷地内	日本全国
	○	×	×	×

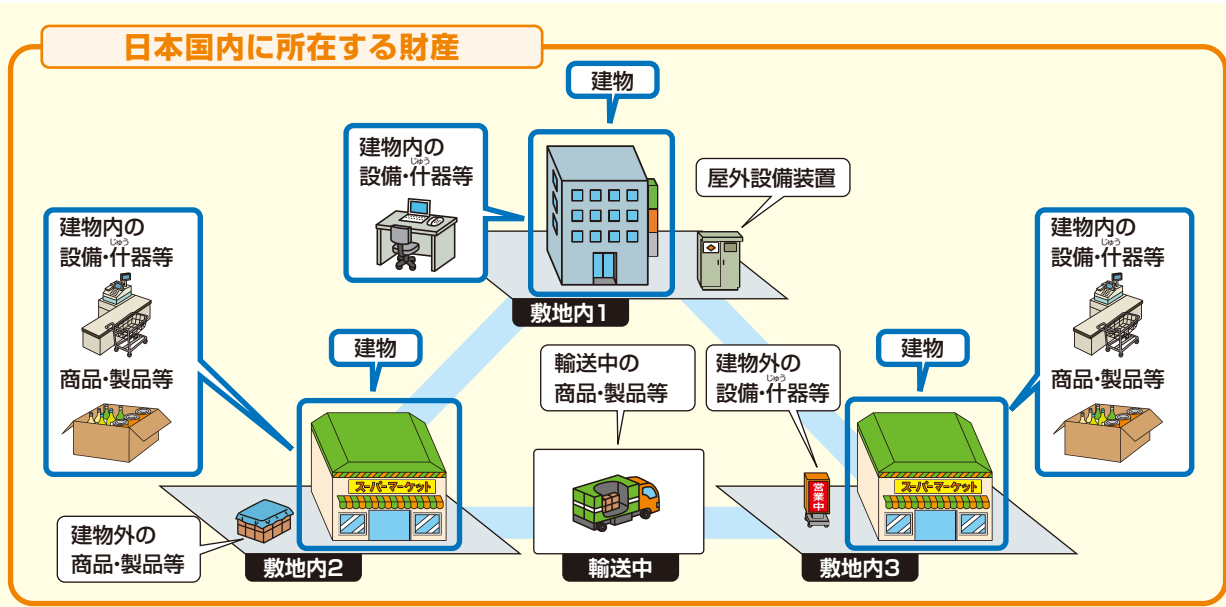
\*3 補償したい建物の数が1つのみの場合であっても、建物外に所在する財産を補償したいときは、「特定敷地内限定方式(建物外補償あり)」にてご契約ください。また、特定した1つの建物から一時的に別の場所に財産を持ち出している間または別の場所に財産を輸送している間を補償したい場合は、「基本方式(建物外補償あり)」にてご契約ください。

# 財産に関する補償

## 基本方式

お客様が所有し、日本国内に所在する財産を包括して補償します！

- : **A** 「基本方式(建物外補償あり)」で保険の対象となる範囲  
   : **B** 「基本方式(建物外補償なし)」で保険の対象となる範囲



※保険の対象に含まれないものもあります。詳細は、P.52をご参照ください。  
 ※お支払対象となる事故は、補償プランによって異なります。詳細は、P.15～16をご参照ください。

**A**

### 基本方式 建物外補償あり\*1

#### 保険の対象

日本国内に所在する

- ① 建物\*2
- ② すべての設備・什器等
- ③ すべての屋外設備装置\*3
- ④ すべての商品・製品等

\*1 「基本方式(建物外補償あり)」では、建物外に所在する財産も保険の対象となるため、建物外の財産も含めた保険金額を設定いただけます(保険金額の設定方法は、P.54をご参照ください。)  
 \*2 保険の対象となる建物を選択することもできます。詳細は、P.53をご参照ください。  
 \*3 屋外設備装置のみでご契約いただくことはできません。設備・什器等とあわせてご契約いただく必要があります。

**B**

### 基本方式 建物外補償なし

#### 保険の対象

日本国内に所在する

- ① 建物\*4
- ② 設備・什器等のうち、  
建物内に収容されているもの
- ③ 商品・製品等のうち、  
建物内に収容されているもの

\*4 保険の対象となる建物を選択することもできます。詳細は、P.53をご参照ください。  
 ※建物外に所在する設備・什器等、屋外設備装置および商品・製品等は保険の対象に含まれません。このため、例えば、屋外に所在する看板(建物の屋上または外壁に定着しているものは除きます。)に生じた損害は、補償の対象外となりますので、ご注意ください。

❗ 「基本方式」は、保険期間中に追加取得した保険の対象を自動補償します。

建物なら



保険期間中に建物を追加で取得した場合、あらかじめ東京海上日動へのご連絡が必要ですが、所有する建物すべてをまとめてご契約いただくと(建物包括契約方式)、万が一、取得時より後にご連絡いただいたときでも、取得時から翌月の末日までは自動的に補償します。詳細は、P.53をご参照ください。

設備・什器等なら 屋外設備装置なら 商品・製品等なら

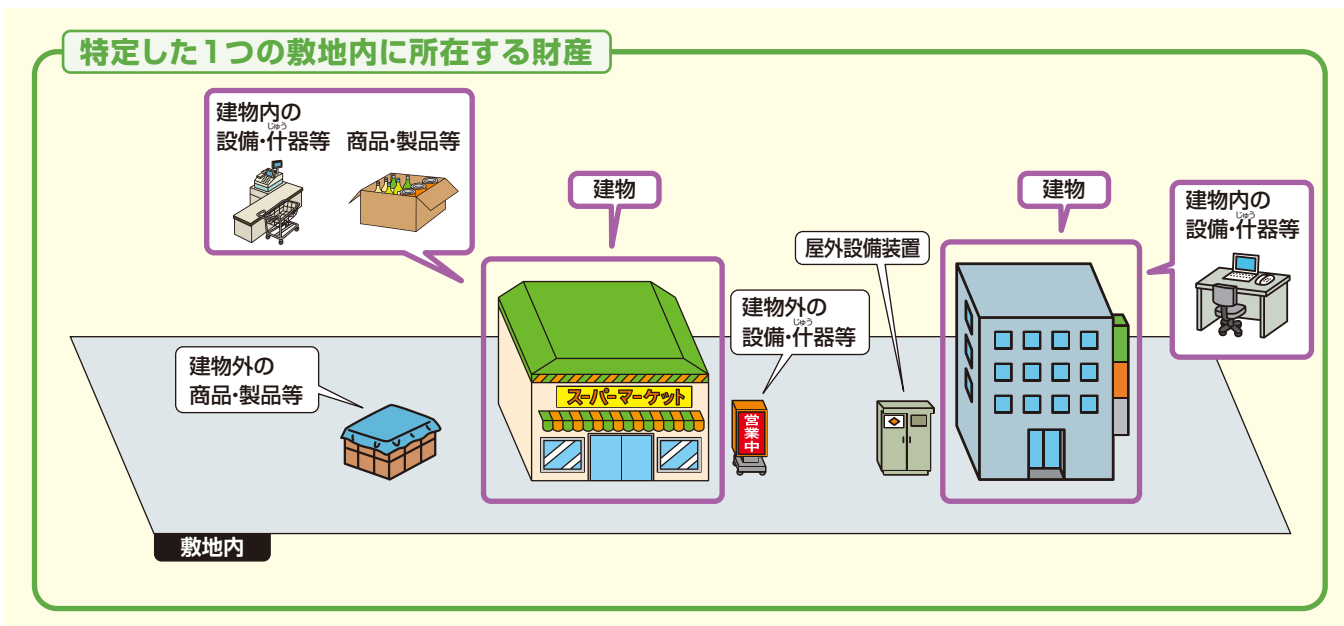


保険期間中に追加で取得した物も、自動的に補償します！  
 なお、追加で取得した際は、保険金額を必ず見直してください。

## 特定敷地内限定方式

お客様が所有する財産のうち、特定した1つの敷地内に所在する財産を補償します!

- C 「特定敷地内限定方式(建物外補償あり)」で保険の対象となる範囲
- D 「特定敷地内限定方式(建物外補償なし)」で保険の対象となる範囲



※保険の対象に含まれないものもあります。詳細は、P.52をご参照ください。  
※お支払対象となる事故は、補償プランによって異なります。詳細は、P.15～16をご参照ください。

### C 特定敷地内限定方式 建物外補償あり\*5

#### 保険の対象

ご契約時に特定した1つの敷地内に所在する

- ① 建物\*6
- ② 設備・什器等
- ③ 屋外設備装置\*7
- ④ 商品・製品等

\*5 「特定敷地内限定方式(建物外補償あり)」では、建物外に所在する財産も保険の対象となるため、建物外の財産も含めた保険金額を設定いただけます(保険金額の設定方法は、P.54をご参照ください)。  
\*6 保険の対象となる建物を選択することもできます。詳細は、P.53をご参照ください。  
\*7 屋外設備装置のみでご契約いただくことはできません。設備・什器等とあわせてご契約いただく必要があります。

### D 特定敷地内限定方式 建物外補償なし

#### 保険の対象

ご契約時に特定した1つの敷地内に所在する

- ① 建物\*8
- ② 設備・什器等のうち、  
建物内に収容されているもの
- ③ 商品・製品等のうち、  
建物内に収容されているもの

\*8 保険の対象となる建物を選択することもできます。詳細は、P.53をご参照ください。  
※建物外に所在する設備・什器等、屋外設備装置および商品・製品等は保険の対象に含まれません。このため、例えば、屋外に所在する看板(建物の屋上または外壁に定着しているものは除きます。)に生じた損害は、補償の対象外となりますので、ご注意ください。

❗ 「特定敷地内限定方式」は、特定した敷地内において保険期間中に追加取得した保険の対象を自動補償します。

建物なら



ご契約時に特定した1つの敷地内において、保険期間中に建物を追加で取得した場合、あらかじめ東京海上日動へご連絡が必要ですが、その特定した敷地内に所有する建物すべてをまとめてご契約いただくと(建物包括契約方式)、万が一、取得日より後にご連絡いただいたときでも、取得時から翌月の末日までは自動的に補償します。詳細は、P.53をご参照ください。

設備・什器等なら 屋外設備装置なら 商品・製品等なら



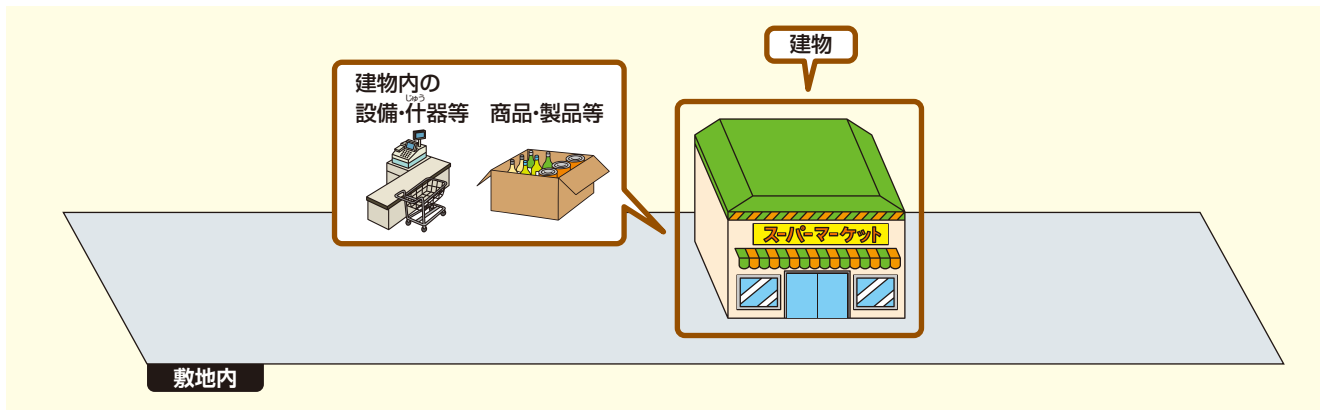
ご契約時に特定した1つの敷地内において、保険期間中に追加で取得した物も、自動的に補償します! なお、追加で取得した際は、保険金額を必ず見直してください。

# 財産に関する補償

## 特定建物限定方式

お客様が所有する財産のうち、特定した1つの建物およびその建物内に収容された財産を補償します！

: **E** 「特定建物限定方式」で保険の対象となる範囲



※保険の対象に含まれない物もあります。詳細は、P.52をご参照ください。  
※お支払対象となる事故は、補償プランによって異なります。詳細は、P.15～16をご参照ください。


## **E** 特定建物限定方式


### 保険の対象

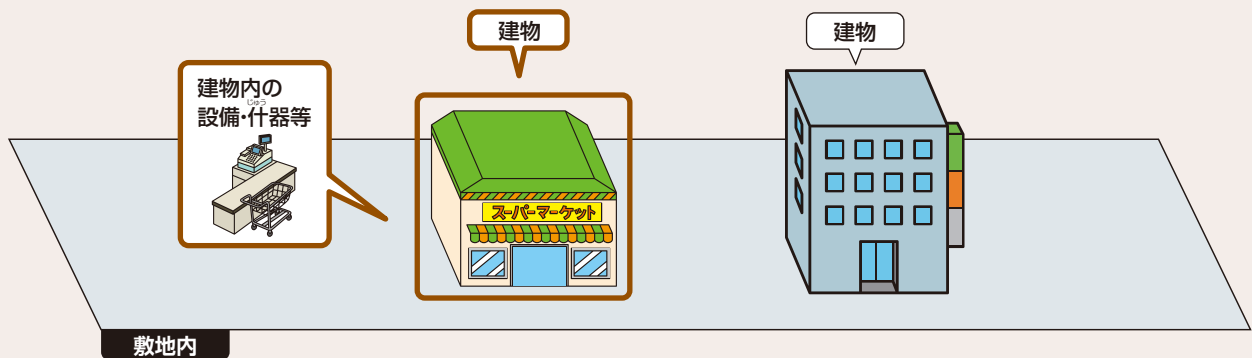
- ①ご契約時に特定した1つの建物
- ②①の建物内に収容されている設備・什器等
- ③①の建物内に収容されている商品・製品等

※建物外に所在する設備・什器等、屋外設備装置および商品・製品等は保険の対象に含まれません。このため、例えば、屋外に所在する看板(建物の屋上または外壁に定着しているものは除きます。)に生じた損害は、補償の対象外となりますので、ご注意ください。

### ご注意くださいポイント





 1つの敷地内に複数の建物を所有している場合は、そのうち特定した1つの建物およびその建物内に収容された財産のみが保険の対象になります。

: **E** 「特定建物限定方式」で保険の対象となる範囲



## 保険の対象

次の4種類の財産が保険の対象となります。

保険の対象	説明
①建物 	土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有するもの
②設備・什器等 	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品(屋外設備装置は含みません。)
③屋外設備装置 	建物の外部にあって、 <u>地面等に固着されている</u> 設備、装置、機械等
④商品・製品等 	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材

保険の対象に含まれないものがありますのでご注意ください。



自動車、船舶、  
航空機



通貨等、  
預貯金証書



稿本、設計書、  
帳簿

左記以外にも保険の対象に含まれないものがあります。  
➡ 詳細は、P.52へ

**ただし!**  
業務用の通貨等、預貯金証書については、盗難による損害は補償します。  
➡ 詳細は、P.17へ

① ご注意いただきたいポイント

### 建物外の設備・什器等と屋外設備装置の取扱い

建物外に所在する設備には、「建物外設備・什器等」と「屋外設備装置」の2種類があり、保険金額の設定方法など、ご契約方法がそれぞれ異なります。

具体的には、「基本方式」または「特定敷地内限定方式」で、建物外に所在する「建物外設備・什器等」を保険の対象とする場合は、上表「②設備・什器等」に含めて保険金額を設定します。一方、「③屋外設備装置」を保険の対象とする場合は、「②設備・什器等」とは別に保険金額を設定します。

「建物外設備・什器等」と「屋外設備装置」の判別にあたっては、下表をご確認ください。

保険の対象	説明	例示
建物外設備・什器等	建物の外部にあって、 <u>地面等に固着されていない</u> 設備・什器等(屋外設備装置内に収容されている設備・什器等を含みます。)*1*2	移動式看板、移動式のぼり、移動式ベンチ、移動式照明設備等
屋外設備装置	建物の外部にあって、 <u>地面等に固着されている</u> 設備、装置、機械等*3	固定式看板(ポールサイン)、屋外駐車場機械(フラップ、精算機、ポール等)、屋外駐輪機械、屋外電気設備(受変電設備、変圧器、キュービクル等)、屋外タンク、屋外給排水設備(給水設備、排水処理設備)等

\*1 商品として販売される物は除きます。

\*2 動物・植物等の生物、リース契約に基づき賃貸する設備・什器等は対象外です。

\*3 海上に所在する設備装置、リース契約に基づき賃貸する屋外設備装置は対象外です。

① ご注意いただきたいポイント

### 屋外看板の取扱い

屋外に所在する看板(建物の屋上または外壁に定着しているものは除きます。)を補償の対象とするためには、「②設備・什器等」(移動式看板の場合)または「③屋外設備装置」(固定式看板の場合)を保険の対象としてご契約いただく必要があります。

# 財産に関する補償

**特徴 2** 基本補償は6プランからご要望に合わせてお選びいただけます!

お客様のご要望に合わせて補償が充実したプランから保険料を抑えたプランまで6種類の補償プランをご用意しました!



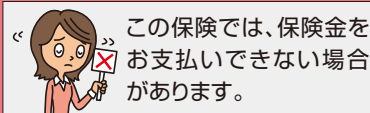
補償プラン表		プラン1					プラン2					プラン3				
引受方式		基本方式 特定敷地内限定方式 特定建物限定方式					基本方式 特定敷地内限定方式 特定建物限定方式					基本方式 特定敷地内限定方式 特定建物限定方式				
お支払対象となる事故 (以下の事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。)		建物内 設備什器等 商品・製品等		建物外 設備什器等 商品・製品等		輸送中 商品・製品等	建物内 設備什器等 商品・製品等		建物外 設備什器等 商品・製品等		輸送中 商品・製品等	建物内 設備什器等 商品・製品等		建物外 設備什器等 商品・製品等		輸送中 商品・製品等
①火災、落雷、破裂・爆発                  ②風災、雹災、雪災*1 街路灯、外灯、防球ネット設備等の風災危険設備は②の補償の対象外です。 → 詳細は、P.52へ		○		○		○	○		○		○	○		○		○
③給排水設備事故の水漏れ等*2                  ④騒擾、労働争議等                  ⑤車両・航空機の衝突等*3							○		○		○	○		○		○
⑥建物の外部からの物体の衝突等*4                  ⑦水災 ⑦の保険金支払方式として以下のいずれかを選択していただけます。 「浸水条件有型実損払方式」 「浸水条件無型実損払方式」 → 詳細は、P.53へ												○				
⑧盗難 自動販売機、両替機、駐車券発行機、コインランドリーの洗たく機、乾燥機等の機械に収容される通貨等 <sup>⑧</sup> の盗難は補償の対象外となります。 → 詳細は、P.64へ												○				
⑨電氣的・機械的事故*5 建物または屋外設備装置に付属する空調機やエレベーター等が⑨の補償の対象となります。そのため、商品・製品等については補償の対象となる場合が限られます。 → 詳細は、P.52へ																
⑩その他偶然な破損事故等*6																

※「特定敷地内限定方式(建物外補償あり)」にてご契約いただく場合で、保険の対象に設備什器等を含み、屋外設備装置を含まないご契約のときは、建物外設備什器等について、上表⑥～⑩の事故を補償するプランでご契約ください。

※お客様の業種に建設業または温泉供給業が含まれる場合で、保険の対象に設備什器等を含み、屋外設備装置を含まないときは、「特定敷地内限定方式(建物外補償あり)」にてご契約いただくことはできません。

## 補償内容





この保険では、保険金をお支払いできない場合があります。

P.64をご確認ください。

補償プラン表の見方

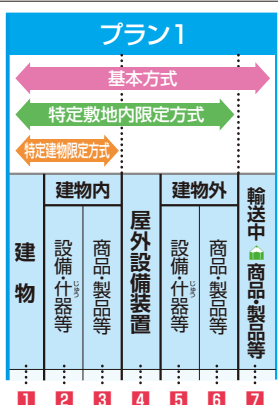
◎○●の意味は？

◎ → 補償します。  
○ → 「建物外補償あり」の引受方式を選択した場合、補償されます。  
● → 「建物外補償あり」の引受方式を選択した場合、補償する/しないを選択できます。

← → の意味は？

各方式ごとに補償が可能な保険の対象の範囲を示しています。  
(例えば、「特定建物限定方式」では、建物、建物内設備・什器等、建物内商品・製品等を保険の対象とすることができます。)

保険の対象ごとの補償の確認箇所は？



- **建物を保険の対象とする場合**  
「建物」(1)をご確認ください。
- **設備・什器等を保険の対象とする場合**  
「設備・什器等」(2, 5)をご確認ください。  
なお、設備・什器等には、以下2つの区分があります。所在場所により補償が異なりますので、該当する列をご確認ください。  
・建物内に収容されている設備・什器等: 「建物内」(2)をご確認ください。  
・建物外に所在する設備・什器等: 「建物外」(5)をご確認ください。
- **屋外設備装置を保険の対象とする場合**  
「屋外設備装置」(4)をご確認ください。
- **商品・製品等を保険の対象とする場合**  
「商品・製品等」(3, 6, 7)をご確認ください。  
なお、商品・製品等には以下3つの区分があります。所在場所により補償が異なりますので、該当する列をご確認ください。  
・建物内に収容されている商品・製品等: 「建物内」(3)をご確認ください。  
・建物外に所在する商品・製品等: 「建物外」(6)をご確認ください。  
・輸送中▲の商品・製品等: 「輸送中商品・製品等」(7)をご確認ください。

補償方法	プラン4		プラン5		プラン6		免責金額	
	建物内	建物外	建物内	建物外	建物内	建物外	0円	5千円
建物	◎	○	◎	○	◎	○	5万円	10万円
設備・什器等	◎	○	◎	○	◎	○	20万円	50万円
商品・製品等	◎	○	◎	○	◎	○	100万円	
屋外設備装置	◎	○	◎	○	◎	○		
輸送中▲商品・製品等	◎	○	◎	○	◎	○		
●		●	●	●	●	●		

**共通免責金額**

から選択いただけます。

\*1 建物内部または建物内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物の外側部分が風災、雹災、雪災によって破損したために生じた損害に限りま。

\*2 給排水設備に生じた事故や被保険者▲以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ等をいいます。なお、給排水設備自体に生じた損害は補償の対象となりません。

\*3 衝突または接触により、保険の対象である車両またはその積載物に生じた事故は、「⑥車両・航空機の衝突等」の事故に含まれません。

\*4 建物または保険の対象である建物に付属する門、塀もしくは垣に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊をいいます。

\*5 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用(ショート、アーク、スパーク、過電流等)や機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。

\*6 左表①～④の事故以外の不測かつ突発的な事故のことをいいます。

\*7 お客様の業種に建設業または温泉供給業が含まれる場合は、補償の対象として契約いただくことはできません。

\*8 輸送中▲の商品・製品等について左表⑥～⑩の事故を補償の対象とした場合は、輸送中商品・製品等の補償拡大特約(詳細はP.20をご確認ください。)がセットされます。ただし、お客様の業種に建設業が含まれる場合は、左表⑥～⑩を補償の対象として契約いただくことはできません。

② 風災、雹災、雪災の免責金額は、個別に設定することも可能です。この場合は、「上記の共通免責金額を超える金額」、かつ、「10万円、20万円、50万円、100万円のいずれかの金額」で設定していただけます。

⑧ 盗難の免責金額は、業務用の通貨等▲または預貯金証書▲については適用されません。

上記の共通免責金額が0円の場合は、⑨電氣的・機械的事故、⑩その他偶然な破損事故等に適用されます。

補償内容が充実！(右のプランに進むほど、補償内容が充実していきます。)

# 財産に関する補償

特徴3

**評価基準を再取得価額とすることで、修理、再築・再取得するために必要な金額を補償できます!**

評価基準は再取得価額<sup>①</sup>と時価額<sup>②</sup>のいずれかの選択が可能です。再取得価額を選択していただくと、損害を受けた保険の対象を修理、再築・再取得するために必要な金額をお支払いできます。

時価額による評価基準を選択した場合は、損害額は時価額を基準に算定するため、お支払いする保険金が保険の対象を修理、再築・再取得するために必要な金額より少なくなることがありますので、再取得価額による評価基準を選択していただくことをおすすめします。

※商品・製品等の評価基準は同一のものを再作成・再取得するのに要する額(市場流通価額を上回る場合は、市場流通価額とします。)を基準とします。

事故の際は以下の算式に基づいて算出した額を損害保険金としてお支払いします。

**損害保険金**

=

**損害額<sup>\*1</sup>**

(評価基準(再取得価額または時価額)によって異なります。)

— **免責金額<sup>③</sup>**

\*1 損害額には、残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を含みます。

❗ **ただし、次の金額がお支払いの限度となります。**

保険の対象	限度額
建物 <sup>④</sup> 設備・什器等 <sup>*2</sup> 屋外設備装置	<b>保険金額×1.4倍を限度とします。</b> ただし、損害保険金の額から残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を除いた額は、保険金額を限度とします。
商品・製品等 (除く高額貴金属等) <sup>*2</sup>	<b>保険金額×1.68倍を限度とします<sup>*3</sup>。</b> ただし、損害保険金の額から残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を除いた額は、保険金額×1.2倍を限度とします。

\*2 高額貴金属等<sup>⑤</sup>の補償をご契約いただいている場合は、高額貴金属等の補償の限度額は、ご契約時に設定した額×1.4倍を限度とします。ただし、損害保険金の額から残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を除いた額は、ご契約時に設定した額を限度とします。

\*3 商品・製品等については、保険期間中の在庫変動を考慮して保険金額×1.68倍までを限度として損害保険金をお支払いします。

特徴4

**業務用の通貨等、預貯金証書の盗難による損害を補償します!**

保険の対象とならない業務用の通貨等<sup>⑥</sup>、預貯金証書<sup>⑦</sup>についても、設備・什器等が保険の対象で、盗難<sup>⑧</sup>の補償を選択していただいている場合は、盗難による実際の損害額を一定金額まで補償します。

補償の限度額

**通貨等**

1事故につき **30**万円

追加保険料をいただくことで、限度額を100万円から1,000万円まで100万円単位で変更することができます。

**預貯金  
証書**

1事故につき **500**万円

※設備・什器等の保険金額<sup>⑨</sup>とは関係なく、ご契約時に設定した額を限度に実際の損害額をお支払いします。また、免責金額<sup>⑩</sup>は適用しません。

※盗難の補償の対象となる範囲は、各引受方式の保険の対象となる範囲と同一となります。建物外に所在する財産を補償しない引受方式でご契約いただいた場合は、建物外に業務用の通貨等、預貯金証書が持ち出されている間に生じた盗難による損害は補償の対象外となります。

## 特徴5

# 高額貴金属等の損害を補償することができます！

設備・什器等、商品・製品等が保険の対象の場合は、高額貴金属等の損害について、実際の損害額を一定金額まで補償することができます。

補償の限度額 1事故につき **100万円**

追加保険料をいただくことで、限度額を1,000万円まで100万円単位で変更することができます。

※高額貴金属等の損害の補償が必要な場合は、代理店または東京海上日動までご連絡ください。  
※設備・什器等、商品・製品等の保険金額とは関係なく、ご契約時に設定した額×1.4倍を限度に実際の損害額をお支払いします(ただし、損害保険金の額から残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を除いた額は、ご契約時に設定した額を限度とします。)。なお、免責金額を適用してお支払いします。

## 特徴6

# 6種類の費用補償で、事故に伴って発生する費用負担を軽減します！

事故によって発生するのは財物の損害だけではありません！

事故に伴って発生する様々な費用負担を減らすため、基本補償で以下の6種類の費用を補償します。



### 修理付帯費用保険金

損害保険金をお支払いする場合に、保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な次の費用\*1をお支払いします。

- 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(損害原因調査費用)
- 損害が生じた保険の対象を再稼働するために要する点検費用、調整費用または試運転費用(試運転費用)
- 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用(仮設物設置費用)
- 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用(残業勤務・深夜勤務などの費用)
- 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用(賃借費用)

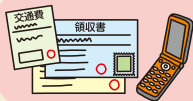
\*1 損害範囲確定費用、仮修理費用は含みません(損害保険金の一部としてお支払いします。)



### 損害拡大防止費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発の事故により損害保険金をお支払いする場合に\*2、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用のうち、消火薬剤等の再取得費用等をお支払いします。

\*2 損害保険金をお支払いする場合には、免責金額を差し引くことにより損害保険金が支払われないときを含みます。



### 請求権の保全・行使手続費用保険金

損害保険金をお支払いする場合で他人に損害賠償の請求ができるときに、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用をお支払いします。



### 失火見舞費用保険金

建物等から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣等第三者の所有物に損害が生じた場合の第三者への見舞費用をお支払いします。



### 地震火災費用保険金

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、保険の対象が一定の損害を受けた場合に、費用保険金をお支払いします。

### BELFOR ● 安定化処置費用保険金 (安定化処置費用補償特約(財産条項用))

火災、水災等(P.15のお支払対象となる事故のうち、ご契約時に選択いただいたプランで補償の対象となる事故に限ります。)により罹災した保険の対象である建物、機械、設備等のさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、ベルフォア社(災害復旧専門会社)による安定化処置が実施された場合に、その安定化処置費用をお支払いします。

➡ベルフォア社の「早期災害復旧支援」についてはP.46をご確認ください。

※安定化処置費用補償特約は保険料の割増なしで自動セットされます。

➡費用保険金のお支払額については、P.54をご確認ください。

事業活動を取り巻くリスク一覧表

財産に関する補償

工事に関する補償

休業に関する補償

賠償責任に関する補償

労災事故に関する補償

経営者の皆様への  
お役立ち情報

ご契約に関する  
ご注意事項

保険金をお支払い  
しない場合など

用語の解説  
ご契約に関する  
ご注意事項

# 財産に関する補償

特徴 7

様々な特約(オプション)をご用意しています!

基本補償に加えてご希望のオプションをつけることができます。

基本補償 → 詳細は、P.15~16へ

+

オプション

## オプション① 再発防止選べるアシスト 特約(建物用)\*1

保険の対象である建物が火災、落雷、破裂・爆発事故または盗難事故に遭われ、損害保険金が支払われる場合に、下表の補償メニューの中からお好みの再発防止策をお選びいただき、その費用を補償します\*2\*3。

発生した事故	補償メニュー
火災、落雷、破裂・爆発	●IHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置 ●ガス台自動消火器、ガス漏れ検知器・警報器等の設置 ●据付型手動消火器の購入 ●スプリンクラーの設置 ●避雷器(電気機器への落雷防止機器)等の購入 ●漏電遮断器の購入
盗難	●防犯カギ、補助錠、防犯フィルムの設置 ●ガラス破壊検知器の購入
共通 (火災、落雷、破裂・爆発 または盗難)	●防犯・防火金庫の設置 ●災害常備品の購入 ●植栽の設置 ●防犯・防火ガラス、防犯・防火シャッターの設置 ●セキュリティサービスの実施 ●防犯カメラ・センサー装置・ブザーの設置または防犯用砂利等の購入

●保険の対象が所在する地域や、やむを得ない事情によって、手配までに日数を要する場合や、手配できない場合があります。

\*1 「再発防止選べるアシスト特約(建物用)」は、「火災・盗難時再発防止費用補償特約(建物用)」のベトナムネームです。

\*2 火災、落雷、破裂・爆発事故または盗難事故に対する損害保険金が支払われない場合(損害額が免責金額以下で損害保険金が支払われない場合も含みます。)は、上記補償メニューはご利用いただけません。

\*3 1事故につき、事故に遭われた保険の対象である建物ごとに20万円がお支払いの限度となります。ご利用いただいた補償メニューの合計金額が20万円を下回る場合でも、差額を保険金としてお支払いすることはできません。

## オプション② 代位求償権不行使特約 (財産条項用)

保険の対象に損害が生じたことにより被保険者が有する求償権を東京海上日動が取得した場合でも、その求償権を行使しません\*4。

●求償権を不行使とする先の者の故意・重過失の場合は対象外となります。

\*4 賃貸借契約または使用貸借契約に基づき被保険者以外の者が占有する「建物」に損害が生じたことにより、被保険者が有する求償権を東京海上日動が取得した場合は、この特約を付帯せずとも、その求償権を行使しませんが、本特約を付帯した場合は、これ以外の関係者、保険の対象についても、求償権を不行使とします。

### オプション③ 地震危険補償特約

以下の①～③の損害\*5に対して損害保険金をお支払いします。

- ①地震、噴火による火災、破裂・爆発によって生じた損害
  - ②地震、噴火によって生じた損壊、埋没または流失の損害
  - ③地震、噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
- また、上記①～③で損害保険金をお支払いする場合に、損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用に対して残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。

- ご契約いただく引受方式によって、この特約の保険の対象となるものが異なります。
  - ・引受方式が「基本方式」の場合は、建物のみこの特約の保険の対象とすることができます。
  - ・引受方式が「特定敷地内限定方式」の場合は、建物、設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等をこの特約の保険の対象とすることができます。
  - ・引受方式が「特定建物限定方式」の場合は、建物、設備・什器等、商品・製品等をこの特約の保険の対象とすることができます。
- 保険金支払方式には、支払限度額<sup>④</sup>の範囲内で損害額から免責金額<sup>⑤</sup>を差し引いた額をお支払いする「支払限度額方式」と損害額に縮小支払割合を乗じた額をお支払いする「縮小支払方式」があります。
- 保険の対象の所在地等によりお引受けできない場合があります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

\*5 損害の額に、残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用は含まれません。

### オプション④ 輸送中商品・製品等の補償拡大特約

商品・製品等が輸送中<sup>⑥</sup>にP.15の⑥～⑩の事故によって損害が生じた場合を補償します。

ただし、以下の物に生じた盗難による損害については保険金をお支払いできません。

- ①輸送中の一時保管場所において、建物内でない保管場所に24時間以上保管されている商品・製品等
- ②高額貴金属等<sup>⑦</sup>

- 商品・製品等を保険の対象とした「基本方式(建物外補償あり)」のご契約のうち、基本補償のプラン4、5、6のいずれかをご契約いただいた場合にセットできます。
- お客様の業種に建設業が含まれる場合は、セットできません。



### オプション⑤ 電氣的・機械的事故的補償対象拡大特約

P.15の⑨電氣的・機械的的事故で補償される保険の対象に加えて、保険の対象である設備・什器等のうち、建物内に収容されており稼働可能な状態にある物についても、電氣的・機械的的事故によって生じた損害を補償します。

- 設備・什器等を保険の対象とし、電氣的・機械的的事故を補償する場合にセットできます。
- お客様の業種によってはセットできない場合があります。
- この特約では補償の対象とならない物がありますので、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

### オプション⑥ 風災危険設備の風災、雹災<sup>ひょう</sup>および雪災危険補償特約

P.15の②風災、雹災、雪災で補償の対象外となる街路灯、外灯、防球ネット設備等の風災危険設備について、風災、雹災、雪災によって生じた損害を補償します。

- 屋外設備装置を保険の対象とした場合にセットできます。
- 風災危険設備とは以下の物をいいます。

- ・屋外設備装置に該当する街路灯および外灯
- ・使用期間および設置期間が年間3か月以下の屋外設備装置
- ・建築中の屋外設備装置
- ・ゴルフネット等の防球ネット設備(ポールを含みます。)のうち建物内に収容しないもの

### オプション⑦ 臨時費用補償特約

損害保険金\*6をお支払いする場合に、保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、臨時費用保険金をお支払いします\*7。



#### 臨時費用保険金のお支払額

**損害保険金×10%**

ただし、1事故につき、保険の対象ごとに100万円または「保険金額×10%」のいずれか低い額を限度とします\*8。

- \*6 地震危険補償特約の損害保険金を除きます。
- \*7 業務用の通貨等<sup>⑧</sup>または預貯金証書<sup>⑨</sup>に生じた盗難による損害に対してはお支払いできません。
- \*8 高額貴金属等<sup>⑩</sup>を除く商品・製品等は、1事故につき、保険の対象ごとに100万円または「保険金額×12%」のいずれか低い額を限度とします。高額貴金属等は、1事故につき、保険の対象ごとに100万円または「ご契約時に設定した限度額×10%」のいずれか低い額を限度とします。

### オプション⑧ 水災縮小支払特約

P.15の⑦水災による損害が発生した場合の損害保険金の額を実際の損害額\*9より縮小してお支払いします。

- お支払いする損害保険金の算出方法

$$\text{損害保険金} = \text{損害額}^{*9} \times \text{縮小支払割合} - \text{免責金額}^{⑪}$$

縮小支払割合として、「建物」「設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等」ごとに**70%、50%、30%、15%、5%**のいずれかを選択いただけます\*10。  
※15%以上での設定をご確認ください。

- \*9 残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を含みます。
- \*10 「設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等」の縮小支払割合は「建物」の縮小支払割合以下で設定する必要があります。

# 工事に関する補償



工事現場における火災等で、建築中の建物や、工所用材料等に損害が発生した場合、元の状態に戻すには費用がかかるなあ。そういったリスクに対応できる保険はないかなあ…。

工事現場内の様々な財物に生じるリスクを補償します！



各特徴の詳細はP.21~24  
をご確認ください。

特徴 1

保険期間中に施工している  
**工事を包括して補償**します！

特徴 2

工事現場内の様々な財物が**補償の対象**となります！

特徴 3

工事現場の**様々なリスクによる損害を補償**します！

特徴 4

**免責金額を選択**いただけます！

特徴 1

保険期間中に施工している**工事を包括して補償**します！

以下の工事種類を包括して補償します。

## 対象となる工事種類\*1

建物建築(新築・増改築)工事	はつり・解体工事
家電品の据付工事	道路舗装工事*2
建物内装・外装工事	上下水道・地下構築物・基礎・外構工事*2
建物付帯設備工事(管・給排水工事を除く)	土地造成・地盤改良工事*2
管・給排水工事	道路(道路舗装を除く)・鉄道・トンネル工事*2
通信設備・電子機器(家電品を除く)の据付工事	埋立・河川・港湾・海岸工事*2
建物外電気・受変電・送配電設備工事	ダム建設工事*2
その他の機械・設備等の組立・据付工事	

## 例えば…

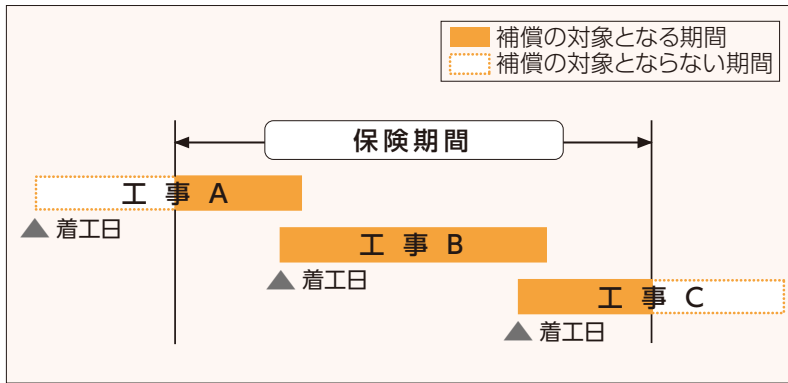
「建物建築(新築・増改築)工事」のみを行っていたお客様が保険契約締結後、新たに「建物付帯設備工事(管・給排水工事を除く)」や「上下水道・地下構築物・基礎・外構工事」を行う場合は、それらの工事も対象工事になります。

\*1 工事種類は請負契約(下請負工事の場合は、下請負契約)単位で決まります。1つの請負契約に複数の工事種類が含まれる場合は、主たる工事の工事種類をその請負契約の工事種類とします。

\*2 対象工事が土木工事<sup>緑</sup>に該当する場合は、土木工事<sup>緑</sup>固有で保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない主な場合の詳細は、P.65をご確認ください。

➡ 対象となる工事、対象とならない工事の詳細はP.56をご確認ください。

なお、対象工事の保険責任期間(補償の対象となる期間)は以下のとおりです。



**保険責任期間の始期:**

始期日の午後4時(これと異なる時刻で始期時刻を設定した場合は、その時刻)または工事に着工した時(工  
 事用材料および工事用仮設材については、工事が着  
 工した後でも、工事現場において輸送用具からその  
 荷卸しが完了した時)のいずれか遅い時\*3\*4

**保険責任期間の終期:**

満期日の午後4時または工事の目的物の引渡しの時  
 (工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事  
 が完成した時)のいずれか早い時\*3\*4\*5

\*3 特徴3 のオプション(保証期間に関する特約または工事資材等輸送危険補償特約)がセットされている場合は、保険責任の始期または終期が、上記と異なることがあります。詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。  
 \*4 工事の目的物が引き渡された後に再度その工事の目的物を対象とする工事に着工した場合は、再度その工事に着工した時から満期日の午後4時または工事の目的物の引渡しの時(工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時)のいずれか早い時までを保険責任期間に含めます。  
 \*5 工事の目的物の一部が引き渡された時は、その引き渡された部分についてのみ保険責任が終わります。

**特徴2 工事現場内の様々な財物が補償の対象となります!**

**対象工事の工事現場に所在する以下の物を補償します。**

- a. 本工事の目的物
- b. 仮工事の目的物
- c. 工事用仮設物
- d. 工事用仮設建物
- e. 工事用仮設建物内の什器・備品 \*6
- f. 工事用材料
- g. 工事用仮設材

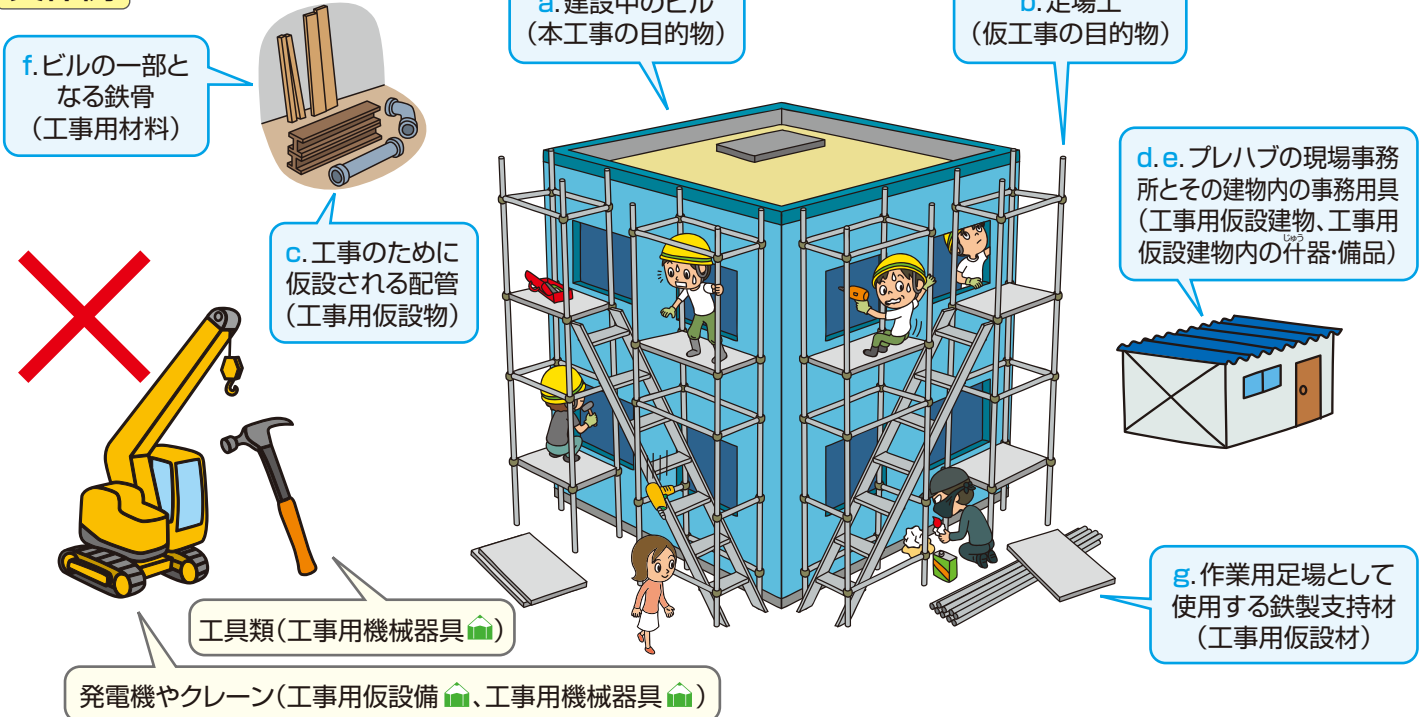
\*6 ただし、家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。

**以下の物は保険の対象に含まれませんのでご注意ください。**

- ◆ 工事用仮設備、工事用機械器具およびこれらの部品
- ◆ 航空機、船舶、水上運搬用具および車両
- ◆ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ◆ 通貨等、預貯金証書その他これらに類する物
- ◆ 支給材料

※「工事用仮設備・工事用機械器具補償特約」、「支給材料補償特約」をセットすることで補償できる物があります。特約の詳細は、P.24をご確認ください。

**具体例**



事業活動を取りまく  
 リスク一覧表  
 財産に関する補償  
 工事にに関する補償  
 休業に関する補償  
 賠償責任に関する補償  
 労災事故に関する補償  
 経営者の皆様への  
 お役立ち情報  
 契約に関する  
 注意事項  
 保険金をお支払い  
 しない立場  
 用語の解説  
 契約にあたり  
 注意事項

# 工事に関する補償

特徴 **3**

**工事現場の様々なリスクによる損害を補償します!**

工事現場における火災をはじめとする以下のような不測かつ突発的な事故により、保険の対象に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

## 基本補償

### ① 火災、落雷、破裂・爆発



#### 事故例

建設中の建物が放火により焼失した。

### ② 風災、<sup>ひょう</sup>雹災、雪災、水災



#### 事故例

台風で建設中の建物が浸水した。

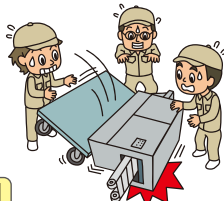
### ③ 盗難



#### 事故例

工事現場に保管していた工事用材料が盗まれた。

### ④ 作業員の取扱上の過失



#### 事故例

工事現場で台車の操作を誤り、建設資材を落下させ破損した。

### ⑤ 設計、施工、材質または製作の欠陥



#### 事故例

柱に使用していた木材の材質上の欠陥によって建設中の建物が倒壊した。

### ⑥ その他偶然な破損事故等\*1



#### 事故例

出入り業者の車が工事現場に突っ込み工事用仮設物が破損した。



**設計、施工、材質または製作の欠陥があった場合に、事故を伴わない欠陥そのものを除去(再施工を含みます。)するための費用に対しては保険金をお支払いしません。**


#### 事故例

以下の損害は不測かつ突発的な事故に該当しないため、補償の対象外となります。

- 鉄骨を誤った寸法で切断してしまい使用不能となった。
- 右開きで設置するドアを誤って左開きで設置した。

ただし、設計、施工、材質または製作の欠陥によって、火災、爆発、倒壊等の損害が発生した場合は、欠陥が生じた部分と保険の対象の他の部分に生じた損害の両方が補償の対象となります。\*2

\*1 ①～⑤の事故以外の不測かつ突発的な事故のことをいいます。

\*2 対象工事が土木工事  に該当する場合は、欠陥が生じた部分の損害は補償の対象外となります(欠陥によって保険の対象の他の部分に生じた損害のみが補償の対象となります。)

事故に伴って発生する以下の各種費用についても補償します。

残存物取片づけ費用

工事修理付帯費用

安定化処置費用

地盤注入費用

損害拡大防止費用

▶ 各種費用の詳細はP.57をご確認ください。



「この保険では、保険金をお支払いできない場合があります。」

P.65をご確認ください。

## さらに、様々な特約(オプション)をご用意しています。

### オプション

#### 修理費あんしん補償特約

損害保険金の額\*3を算出するにあたり、対象工事の請負金額の内訳書を基礎とするのではなく、契約者または被保険者に提出いただく「復旧時にかかる修理費用の見積書」等を基礎とし、実際にかかる費用に対して損害保険金をお支払いします。



##### 事故例

受注時は資材の大量購入により、単価を抑えられたが、復旧時は少量購入となったため、調達単価がアップした。

#### 保証期間に関する特約

工事の目的物の引渡し後の保証期間中に、対象工事の請負契約に従って行う修補作業の拙劣その他の修補作業中の過失による事故や、引渡しの時以前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥による事故によって引渡しの完了した保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。



##### 事故例

家の新築工事中の作業ミスが原因で家の引渡し後に屋根の瓦が落下し割れてしまった。

#### 工事資材等輸送危険補償特約

不測かつ突発的な事故により、工事現場に向けて輸送中\*4の工食用材料および工食用仮設材に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。



##### 事故例

工事現場への輸送中にトラックが柱に衝突し、積んでいた資材が破損した。

#### 支給材料補償特約

不測かつ突発的な事故によって、支給材料に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。

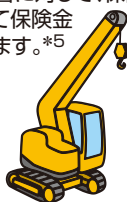


##### 事故例

家電品の据付作業中に誤って家電品を破損した。

#### 工食用仮設備・工食用機械器具補償特約

工事現場において、不測かつ突発的な事故によって記名被保険者が所有する工食用仮設備、工食用機械器具およびこれらの部品に生じた損害に対して、保険期間中500万円を限度として保険金をお支払いします。\*5



#### 臨時費用補償特約

損害保険金をお支払いする場合に、保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して、1回の事故につき損害保険金の20%に相当する額または100万円のいずれか低い額を限度として、臨時費用保険金をお支払いします。\*6



- \*3 損害保険金の額は、1回の事故につき、その対象工事の支払限度額を限度とします。ただし、工食用仮設物、工食用仮設建物、工食用仮設材等については個別の限度額が適用されます。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。
- \*4 保険の対象である工食用材料または工食用仮設材が、保管場所から搬出された時または保管場所において輸送用具への積み込みが開始された時のいずれか早い時から、通常の輸送過程(輸送に伴う一時保管を含みます。)を経て、工事現場にて輸送用具からの荷卸しが完了した時までをいいます。
- \*5 この特約をセットしても保険の対象から除かれる物(工具類\*7、金型等)があります。なお、この特約で対象外となるリース・レンタル品、借用物等については、賠償責任に関する補償の「基本補償」管理下財物事故の補償で補償の対象とすることができます。
- \*6 「工食用仮設備・工食用機械器具補償特約」で補償の対象となる場合は、臨時費用保険金はお支払いしません。
- \*7 工具類には、電動工具を含みます。

## 特徴4 免責金額を選択いただけます!

対象工事ごとの支払限度額 (1事故)	免責金額
対象工事ごとの保険金額*8 (ただし、対象工事が土木工事に該当する場合は、対象工事ごとの保険金額*8または1億円のいずれか低い額を限度とします。)	2万円、5万円、10万円、50万円、100万円のいずれかを選択いただけます。

- \*8 保険金額とは、請負契約上の請負金額に以下の①および②の補正を行った金額をいいます。  
①保険の対象に含まれない工事に関する金額が算入されている場合は、その金額を控除  
②出精値引(施主の希望や予算に基づき適用される割引額をいいます。)がなされている場合は、その金額を加算\*9
- \*9 完成工事高には出精値引がなされている場合でもその金額を加算する必要はありません。

### 保険金のお支払方法

対象工事ごとに、支払限度額を限度に損害保険金をお支払いします。

$$\text{損害保険金} = \text{損害額}^{*10} - \text{免責金額}$$

\*10 損害額には、地盤注入費用および損害拡大防止費用を含みます。

事業活動を取り巻くリスク一覧表

財産に関する補償

工事に関する補償

休業に関する補償

賠償責任に関する補償

労災事故に関する補償

経営者の皆様へのお役立つ情報

ご契約に関する注意事項

保険金をお支払いしない立場の場合

用語の解説

ご契約にあたっての注意事項

# 休業に関する補償



事故が起きてお店を休業しなければならなくなったら、売上は減少するし、事業を継続するための費用が発生するなあ。そういったリスクに対応できる保険はないかなあ…。

お客様の事業に使用する建物等が損害を受け、休業することによって生じるリスクを補償します！



## 6つの特徴

特徴 1

お客様の占有物件の損害による休業損失等を**包括的に補償**し、さらに占有物件以外の損害による休業損失等も補償します！

特徴 2

**基本補償は3プラン**からご要望に合わせてお選びいただけます！

特徴 3

保険金支払対象期間は、**最長で事故発生日から12か月間**です！

特徴 4

休業による売上減少高に対し、**ご契約時に設定した補償割合に応じて保険金をお支払い**します！

特徴 5

**4種類の費用補償**で、事故に伴って発生する費用負担を軽減します！

特徴 6

特約(オプション)をセットすることで、**直接仕入先・納品先物件の損害や地震による休業損失等**も補償します！

各特徴の詳細はP.26~31をご確認ください。

## 特徴 1

# お客様の占有物件の損害による休業損失等を**包括的に補償し**、さらに占有物件以外の損害による休業損失等も補償します！

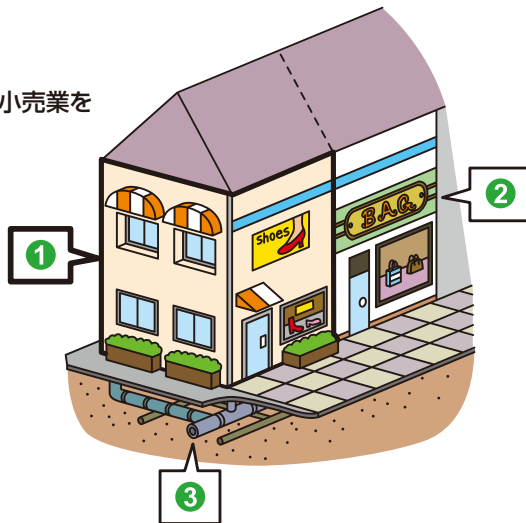
日本国内に所在するお客様の占有物件を包括的に保険の対象とし、占有物件の損害による休業損失等を補償します。

また、占有物件だけでなく、隣接物件やユーティリティ設備(電気・ガス・水道設備等)の損害による休業損失等も補償します。

さらに、「直接仕入先および納品先物件補償特約」を付帯することで、直接仕入先・納品先物件の損害による休業損失等も補償することができます。

### 保険の対象

例えば、お客様が靴の小売業を営まれている場合



保険の対象に含まれないものがありますのでご注意ください。



自動車、船舶、航空機

通貨等、預貯金証書

稿本、設計書、帳簿

上記以外にも保険の対象に含まれないものがあります。詳細は、P.58へ

### ① 占有物件

- ・お客様が全部または一部を占有する事業用の建物や構築物のうち、お客様が占有する部分
- ・その建物や構築物が所在する敷地内にある、お客様が占有する物

#### 事故例



・お客様の店舗から火災が発生し、店舗を休業した。

### ② 隣接物件

- ・お客様が一部を占有する事業用の建物や構築物のうち、他人が占有する部分
- ・上記の建物等に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物等

#### 事故例



・ビル内のお客様の店舗に隣接する他人の店舗に車両が衝突し、ビルが使用不能となり、お客様の店舗も休業した。

### ③ ユーティリティ設備

- ・お客様が全部または一部を占有する事業用の建物や構築物と接続しているユーティリティ事業者が占有する電気、ガス、熱、水道、工事用水道等の配管または配線等

#### 事故例



・電気事業者の変電設備で火災が発生し、工場への配電が止まったことにより製造ラインがストップし、売上が減少した。

### ④ オプション 直接仕入先・納品先物件\*1

- ・直接仕入先\*2または直接納品先\*3が占有する日本国内に所在する物件

※ お客様の業種によっては、セットできない場合があります。



#### 事故例

・直接仕入先である部品製造工場で火災が発生し、部品の供給がストップしたことにより、お客様の工場の製造ラインも休止した。

➡ 保険の対象の詳細は、P.58をご確認ください。

P.27 **特徴 2** の事故によって、占有物件、隣接物件、ユーティリティ設備、直接仕入先・納品先物件\*1に生じた損害により、お客様の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、損害保険金をお支払いします。

\*1 直接仕入先および納品先物件補償特約を付帯する場合に補償の対象となります。詳細は、P.30をご確認ください。

\*2 被保険者が、原材料、部品等の仕入物を直接仕入れる先で、被保険者と直接取引を行っていることが、契約書等の確認資料で確認できる法人または個人事業主をいいます。

\*3 被保険者が、製品等の納品物を直接納品する先で、被保険者と直接取引を行っていることが、契約書等の確認資料で確認できる法人または個人事業主をいいます。










# 休業に関する補償

特徴 **2**

**基本補償は3プラン**からご要望に合わせてお選びいただけます!

お客様のご要望に合わせて、補償が充実したプランから保険料を抑えたプランまで3種類の補償プランをご用意しました。

表中の○は補償の対象となります。

<div style="text-align: center;">  </div>	プラン1				プラン2				プラン3			
	占有物件	隣接物件	ユーティリティ設備	直接仕入れ納品先物件 <sup>8</sup>	占有物件	隣接物件	ユーティリティ設備	直接仕入れ納品先物件 <sup>8</sup>	占有物件	隣接物件	ユーティリティ設備	直接仕入れ納品先物件 <sup>8</sup>
<div style="text-align: center;">  <p>①火災、落雷、破裂・爆発</p> </div>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<div style="text-align: center;">  <p>②風災、雹災、雪災</p> </div>	*1	*1	*1		*1	*1	*1		*1	*1	*1	
<div style="text-align: center;">  <p>③給排水設備事故の水濡れ等<sup>2</sup> ④騒擾、労働争議等 ⑤車両・航空機の衝突等<sup>3</sup></p> </div>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<div style="text-align: center;">  <p>⑥建物の外部からの物体の衝突等<sup>4</sup> ⑦盗難</p> </div>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<div style="text-align: center;">  <p>⑧水災</p> </div>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<div style="text-align: center;">  <p>⑨電氣的・機械的の事故<sup>5</sup></p> <p>建物または屋外設備装置に付属する空調機やエレベーター等が⑨の補償の対象となります。 → 詳細は、P.58へ</p> </div>									○	○		○
<div style="text-align: center;">  <p>⑩その他偶然な破損事故等<sup>6</sup></p> </div>					○	○		○	○	○		○
<div style="text-align: center;">  <p>⑪食中毒<sup>7</sup></p> </div>	○			○	○			○	○			○

補償プランにより  
ここが変わります!

補償内容 補償内容が充実!

(右のプランに進むほど、補償内容が充実していきます。)

この保険では、保険金をお支払いできない場合があります。

P.66をご確認ください。

特徴 **3**

**保険金支払対象期間は、最長で事故発生日から12か月間です!**

保険金支払対象期間は、対象となる事故と保険の対象ごとに下表のとおりとなります。なお、①～⑩の事故については保険金支払対象期間の限度を12か月間、6か月間、3か月間、1か月間からお選びいただけます。

保険金支払対象期間

占有物件	隣接物件	ユーティリティ設備	直接仕入先・納品先物件 <sup>8</sup>	保険金支払対象期間の限度
事故発生日から復旧した日まで		事故発生の翌日から復旧した日まで	事故発生日から起算して3日を経過した日から復旧した日まで	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12か月間</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6か月間</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3か月間</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1か月間</div> </div> <p>からお選びいただけます。</p>
事故発生の翌日から復旧した日まで				
事故発生日から復旧した日まで				
事故発生の翌日から復旧した日まで		補償しません		
事故発生日から行政による営業停止等の処置が解除された時まで	補償しません		事故発生日から起算して3日を経過した日から行政による営業停止等の処置が解除された時まで	30日間

\*1 建物内部または建物内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物の外側の部分が、風災、雹災、雪災によって破損したために保険の対象に損害が生じたことによる生じた損失に限ります。  
 \*2 給排水設備に生じた事故や被保険者以外の方が占有する戸家で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ等をいいます。なお、給排水設備自体に損害が生じた結果、営業が休止または阻害されたことによる生じた損失は補償の対象となりません。  
 \*3 衝突または接触により、保険の対象である車両またはその積載物に生じた事故は、「⑤車両・航空機の衝突等」の事故に含まれません。  
 \*4 建物または保険の対象である建物に付属する門、塀もしくは垣に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊をいいます。  
 \*5 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用(ショート、アーク、スパーク、過電流等)や機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。  
 \*6 P.27の①～⑨、⑩の事故以外の不測かつ突発的な事故のことをいいます。  
 \*7 占有物件における食中毒の発生や、占有物件において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生等をいいます。  
 \*8 直接仕入先および納品先物件補償特約を付帯する場合に補償の対象となります。詳細は、P.30をご確認ください。

事業活動を取り巻くリスク一覧表  
 財産に関する補償  
 工事に関する補償  
 休業に関する補償  
 賠償責任に関する補償  
 労災事故に関する補償  
 経営者の皆様の情報  
 契約に関する注意事項  
 保険金をお支払いしない主たる事由  
 用語の解説  
 契約にあたっての注意事項

# 休業に関する補償

特徴 **4**

**休業による売上減少高に対し、ご契約時に設定した補償割合に応じて保険金をお支払いします！**

お支払いする損害保険金の額は、売上減少高<sup>▲</sup>に、ご契約時に設定した補償割合を乗じて算出します\*1。

\*1 1回の事故につき、10億円がお支払いの限度となります。

## 補償割合の設定方法

粗利益率<sup>▲</sup>以下で、補償割合を設定します\*2\*3\*4。

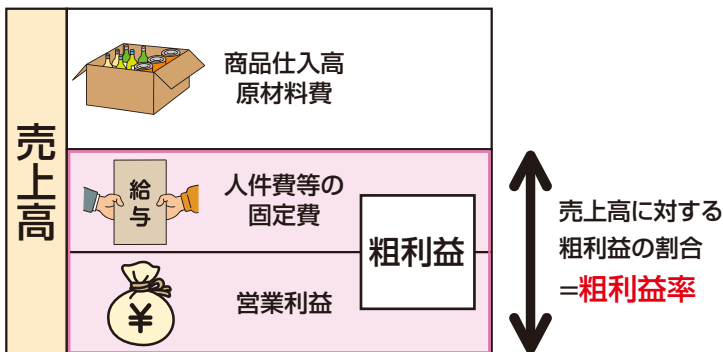
\*2 補償割合は、5%単位で設定します。

\*3 家賃収入<sup>▲</sup>に生じた損失等は補償の対象外であるため、売上高に家賃収入<sup>▲</sup>が含まれる場合は、家賃収入を除いた売上高および粗利益率を確認のうえ、補償割合を設定します。

\*4 補償割合が一定の水準を超える場合は、粗利益率<sup>▲</sup>の確認のため、決算書、確定申告書等の客観的資料をご提出いただくことがあります。

## 粗利益率とは…

売上高に対する粗利益(売上高から商品仕入高および原材料費を差し引いた残高)の割合をいいます。



### 例 小売店の場合

(直近1年間の売上高 3億円  
商品仕入高・原材料費 2億4,000万円)

$$\text{粗利益} = \text{売上高} - \text{商品仕入高・原材料費}$$

$$6,000\text{万円} = 3\text{億円} - 2\text{億}4,000\text{万円}$$

$$\text{粗利益率} = \frac{\text{粗利益}}{\text{売上高}}$$

$$20\% = \frac{6,000\text{万円}}{3\text{億円}}$$

補償割合は、粗利益率以下で、5%単位で設定します。

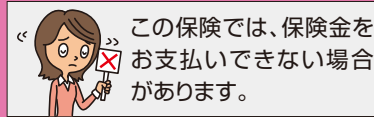


保険金のご請求にあたっては、次の書類のご提出をお願いいたします。

取付資料	書類の例
売上減少高が分かる書類	● 日々売上表(休業期間分およびその前年同時期分)
保険金支払対象期間を確認するための書類	● 復旧工事の写真・見積り ● 復旧工程表
【食中毒事故の場合】 食中毒事故の発生により営業が停止したことを確認するための書類	● 営業停止命令書

※事業内容や事故の状況によって、上記以外の追加の書類のご提出をお願いする場合があります。

※営業継続費用保険金をお支払いする際には、「支出した追加費用」の用途、金額がわかる書類のご提出をお願いする場合があります。



この保険では、保険金をお支払いできない場合があります。

P.66をご確認ください。

## 特徴5 4種類の費用補償で、事故に伴って発生する費用負担を軽減します!

営業継続費用や安定化処置費用等、事故に伴って発生する様々な費用負担を減らすため、基本補償で以下の4種類の費用を補償します。

### 営業継続費用保険金

損害保険金のお支払いの対象となる事故によって生じた営業を継続するための以下のような追加費用に対して、営業継続費用保険金をお支払いします。  
1事故あたりの支払限度額を、300万円、500万円、1,000万円、3,000万円、5,000万円から選択のうえ設定していただけます。  
●工場や事務所、店舗等の借入費用、代替機械の借入費用  
●復旧を急ぐための突貫工事等の割増費用

### 損害拡大防止費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発の事故により損害保険金をお支払いする場合に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用のうち、消火薬剤等の再取得費用等をお支払いします。

### 請求権の保全・行使手続費用保険金

損害保険金または営業継続費用保険金をお支払いする場合で他人に損害賠償の請求ができるときに、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用をお支払いします。

### 安定化処置費用保険金 (安定化処置費用補償特約(休業条項用))

火災、水災等(P.27のお支払対象となる事故のうち、ご契約時に選択いただいたプランで補償の対象となる事故に限ります。)により罹災\*5した保険の対象である建物、機械、設備等のさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、ベルフォア社(災害復旧専門会社)による安定化処置が実施された場合に、その安定化処置費用をお支払いします。

\*5 保険の対象(ユーティリティ設備および直接仕入先・納品先物件を含みません。)で被保険者が所有するものが罹災した場合に限ります。

➡ ベルフォア社の「早期災害復旧支援」についてはP.46をご確認ください。

\*安定化処置費用補償特約は保険料の割増なしで自動セットされます。

➡ 費用保険金のお支払額については、P.58をご確認ください。

## 特徴6 特約(オプション)をセットすることで、直接仕入先・納品先物件の損害や地震による休業損失等も補償します!

基本補償に加えて必要なオプションをつけることができます。

### オプション①

### 直接仕入先および 納品先物件補償特約



P.27の事故によって、直接仕入先\*1または直接納品先\*2が占有する日本国内に所在する物件に生じた損害により、被保険者の仕入物\*3の仕入れまたは納品物\*4の納品が中断または阻害された結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失およびその事故によって生じた営業継続費用等に対して、保険金をお支払いします。

なお、保険金支払対象期間は、事故発生日から起算して3日を経過した日から復旧した日までで、1回の事故につき、300万円がお支払いの限度\*5となります。

\*1 被保険者が、原材料、部品等の仕入物を直接仕入れる先で、被保険者と直接取引を行っていることが、契約書等の確認資料で確認できる法人または個人事業主をいいます。

\*2 被保険者が、製品等の納品物を直接納品する先で、被保険者と直接取引を行っていることが、契約書等の確認資料で確認できる法人または個人事業主をいいます。

\*3 被保険者が直接仕入先から商品・製品等として仕入れる財物をいいます。なお、対象とならない物がありますので、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

\*4 被保険者が直接納品先に対して商品・製品等として納品する財物をいいます。なお、対象とならない物がありますので、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

\*5 お支払いする損害保険金および営業継続費用保険金等の費用保険金合算で、300万円を限度とします。

\*お客様の業種によってはセットできない場合があります。

事業活動を取り巻く  
リスクを  
リスクを  
財産に関する補償  
工事に関する補償  
休業に関する補償  
賠償責任に関する補償  
災害事故に関する補償  
経営者の皆様への  
お役立ち情報  
契約に関する  
注意事項  
保険金をお支払い  
しない去場  
用語の解説  
契約にあたり  
注意事項

# 休業に関する補償

## オプション②

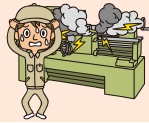
### 代位求償権不行使特約 (休業条項用)

損失が生じたことにより被保険者が有する求償権を東京海上日動が取得した場合でも、その求償権を行使しません。

※求償権を不行使とする先の者の故意・重過失の場合は対象外となります。

## オプション③

### 電氣的・機械的の事故の補償 対象拡大特約(休業条項用)



P.27の⑨電氣的・機械的の事故で補償される保険の対象に加えて、保険の対象であるP.26の①占有物件のうち、建物内に収容されており稼働可能な状態にある設備・什器等についても、電氣的・機械的の事故によって生じた損害を補償します。

※電氣的・機械的の事故を補償する場合にセットできます。

※お客様の業種によってはセットできない場合があります。

※この特約では補償の対象とならない物があります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

## オプション④

### コンピュータシステム中断補償特約



コンピュータシステム構成機器・設備の破損やサイバー攻撃<sup>▲</sup>の不測かつ突発的な事由に起因して生じたコンピュータシステム構成機器・設備の機能の全部または一部の停止によって営業が休止または阻害されたために生じた損失およびその事故によって生じた営業継続費用に対して、保険金をお支払いします\*6。保険金支払対象期間は、事故発生の翌日から遅滞なく復旧した日までの期間で**20日間**を限度とします。

\*6 サイバー攻撃による事故の補償限定特約が自動セットされますが、これにかかわらず、お支払いの対象となります。サイバー攻撃による事故の補償限定特約については、P.51をご確認ください。

※お客様の業種によってはセットできない場合があります。

## オプション⑥

### 地震休業補償特約



ご契約時に特定した事業所\*7が所在する都道府県の震度観測点\*8において**震度6強以上**\*9が観測された地震によって、ご契約時に特定した事業所の営業が完全休業\*10したために生じた完全休業損失を補償します。お支払いする保険金は、ご契約時に設定した支払限度額<sup>▲</sup>\*11を限度に、保険金額<sup>▲</sup>\*12に**完全休業の日数**(定休日含まず、かつ、**30日間**を限度とします。)を乗じて得た額とします。また、保険金支払対象期間は、完全休業の原因となった地震の発生日時の属する日から4日目を初日とする連続した60日間とします。

#### 事故例

事業所が所在する都道府県の震度観測点において、震度6強以上が観測された地震によって、

- ・事業所が損壊したため、お客様の事業所の営業が完全休業した。
- ・電気、ガス、水道等の供給が中断したため、お客様の事業所の営業が完全休業した。
- ・原材料の入手や商品の出荷が行えず、お客様の事業所の営業が完全休業した。

\*7 特定できる事業所は、最大で3か所までとなります。

\*8 気象庁が震度情報の発表に活用している気象庁震度観測点をいい、地方公共団体震度観測点および独立行政法人防災科学技術研究所の震度観測点は、含みません。

\*9 気象庁が週間地震概況で発表するものをいいます。なお、地震速報時の震度とは異なる場合があります。

\*10 営業が完全に休止し、売上が生じていない状態をいいます。

\*11 1事故・保険期間につき、事業所ごとに各事業所の保険金額の30日分となります。

\*12 1日あたりの粗利益<sup>▲</sup>以下で、1事業所ごとに1万円単位で設定いただけます。ただし、全事業所の合計保険金額は、100万円を限度とします。

※広域災害発生時等の際は保険金のお支払いに一定の期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

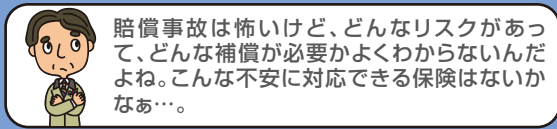
※事業所の所在地等によりお引受けできない場合があります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※自動セットされる特約もあります(「感染症補償特約」等)。詳細は、「重要事項説明書」をご確認ください。

P.26 **特徴1**、P.30 **特徴6**に記載の事故例は、東京海上日動が作成した想定される事故例です。



# 賠償責任に関する補償



お客様が行う事業活動について生じる賠償責任に関するリスクを補償します!



各特徴の詳細はP.32~42  
をご確認ください。

- **特徴 1** 施設や事業活動を取り巻くリスクを**包括して補償**します!
- **特徴 2** お客様から**ご要望の多い補償**をご用意しました!
- **特徴 3** 日本国内だけでなく、**日本国外での事故も一部補償**します!
- **特徴 4** **7つの基本補償**からご要望に合わせてお選びいただけます!
- **特徴 5** **様々な特約(オプション)**をご用意しています!

## 特徴 1 施設や事業活動を取り巻くリスクを包括して補償します!

賠償責任に関する補償では、お客様の事業活動を取り巻く賠償責任に関するリスクを、お選びいただいた補償ごとに包括して補償します\*1。保険期間中に施設<sup>🏠</sup>や業種の変更があった場合もご契約の変更のお手続きは不要です。

\*1 一部の仕事を除きます。➡詳細は、P.67~71をご確認ください。

## 特徴 2 お客様からご要望の多い補償をご用意しました!

以下のような事故や費用についての補償もご用意しました。

コンピュータウイルス感染による事故 基本補償 ⑤	ソフトウェア開発による事故 基本補償 ⑤	情報の漏えい 基本補償 ⑤ または ⑤ ミニ	リコール費用 基本補償 ⑥
セクハラや差別的扱いに対する従業員からの訴え オプション ②	広告・宣伝による著作権等の権利侵害 オプション ②	不良品・納期遅延による他人の経済損害事故 オプション ⑧	対物超過復旧費用 基本補償 ①~③

➡ 詳細は、P.33 特徴 4、P.41 特徴 5 をご確認ください。

## 特徴 3 日本国内だけでなく、日本国外での事故も一部補償します!

海外出張等の一時的な国外での事業活動や海外に持ち出された生産物<sup>🏭</sup>による対人・対物事故<sup>🚗</sup>についても補償します。

国外事業活動事故 基本補償 ①	国外流出生産物事故 基本補償 ②	国外管理下財物事故 基本補償 ③
--------------------	---------------------	---------------------

➡ 詳細は、P.33 特徴 4 をご確認ください。

事業活動を取り巻く  
リスク一覧表

財産に関する補償

工事に関する補償

休業に関する補償

賠償責任に関する補償

労災事故に関する補償

経営者の皆様への  
お役立ち情報

ご契約に関する  
ご注意事項

保険金をお支払い  
しないご場合は

用語の解説

ご契約にあたっての  
ご注意事項

# 賠償責任に関する補償

特徴 **4** **7つの基本補償**からご要望に合わせてお選びいただけます！

それぞれの基本補償は、お客様のご要望に合わせて自由に組み合わせることができます。

## 基本補償 ①

施設・事業活動遂行  
事故の補償

▶ 詳細はP.35へ

たとえば、こんな事故…。

- 自転車で出前の配達中、通行人とぶつかりケガをさせた。
- 建設現場で工具が落下し、通行人がケガをした。

さらにこんな事故も補償します！

- 作業場内専用車による事故
- 従業員等所有自動車による企業賠償事故
- 国外事業活動事故



## 基本補償 ②

生産物・完成作業事故  
の補償

▶ 詳細はP.36へ

たとえば、こんな事故…。

- 修理ミスにより電子レンジが異常加熱し、利用者がヤケドをした。
- 製造・販売した自転車が安全性を欠いていたために、利用者がケガをした。

さらにこんな事故も補償します！

- 国外流出生産物事故



## 基本補償 ③

管理下財物事故  
の補償

▶ 詳細はP.36へ

たとえば、こんな事故…。

- 点検作業中の配管を破損した。
- 修理のために預かっていた機械を、従業員の不注意による火災で破損した。

さらにこんな事故や費用も補償します！

- 現金・貴重品事故
- 管理自動車事故
- 自動車使用不能損害事故
- リース・レンタル財物損壊事故
- 支給財物事故
- 国外管理下財物事故
- コインロッカー等収納品見舞費用



## 基本補償 ④

借用不動産損壊事故  
の補償

▶ 詳細はP.38へ

たとえば、こんな事故…。

- 賃借している店舗が調理中の火事で焼失した。
- 賃借している事務所の窓ガラスが泥棒に割られ、法律上の損害賠償責任は発生しなかったが、貸主との契約に基づいて自費で修理費用を負担した。



以下の業務は、各業務固有の事故も補償の対象となります。

- ・工事業
- ・警備業務
- ・クリーニング業務
- ・人材派遣業務
- ・居宅介護支援業務
- ・介護業務

▶ 詳細は、P.61へ



事業活動を取り巻く  
リスク一覧表

財産に関する補償

工事に関する補償

休業に関する補償

賠償責任に関する補償

労災事故に関する補償

経営者の皆様への  
お役立ち情報

ご契約に関する  
ご注意事項

保険金をお支払い  
しない去場金

用語の解説

ご契約にあたって  
ご注意事項

## 基本補償 ⑤<sup>\*1</sup>

### サイバー・ 情報漏えい事故の 補償

▶ 詳細はP.39へ

たとえば、こんな事故…。

- プログラムのバグにより自社コンピュータシステムの機能が停止。コンピュータシステムを利用して取引を行っているユーザーの売買も停止し、逸失利益について損害賠償を請求された。
- 自社コンピュータシステムを経由して取引先企業の製造ラインがサイバー攻撃(踏み台攻撃)を受け、製造機械の誤作動を引き起こし、大量の半製品が損壊した。自社のセキュリティ脆弱性が原因であるとして、取引先企業から損害賠償を請求された。
- 顧客情報を管理するサーバがサイバー攻撃を受け、外部業者に依頼しコンピュータシステムを復旧する費用、再発防止のためのセキュリティ強化費用を支出した。…★
- 顧客の個人情報記録・保管されたサーバがサイバー攻撃を受け、大量の個人情報が盗まれた。数日後、一部の顧客からプライバシーの侵害を理由に損害賠償を請求された。…★
- 顧客へのダイレクトメールの作成・発送を委託した外部の業者が顧客情報を流出させた。新聞への謝罪広告の掲載、顧客に対するお詫び状の発送のため、多額の費用を支出した。…★



## 基本補償 ⑤ミニ<sup>\*1</sup>

### 情報漏えい事故の補償

▶ 詳細はP.39へ

上記のうち★の事故のみが補償の対象となります。

## 基本補償 ⑥

### リコール事故の 補償

▶ 詳細はP.40へ

たとえば、こんな事故…。

- 製造したイスの脚が折れてケガをするおそれがあることが判明したため、回収を行った。
- 製造した化粧品の使用期限の期日が誤って表示されていたため、回収を行った。

さらにこんな事故も補償します!

- ☑ 他人が行ったリコール(サードパーティリコール)の費用に対する賠償事故



## 基本補償 ⑦

### 弁護士費用等(事業用) の補償

▶ 詳細はP.40へ

たとえば、こんな事故…。

- 従業員がバイクでの配達業務中に、自動車に追突され、ケガをした。加害者に対する損害賠償請求にかかる手続きを弁護士に委任した。
- 顧客から、悪質なクレームを繰り返し受けた。対処方法について法律相談を行った。



\*1 基本補償⑥と基本補償⑤ミニは、いずれか一方のみを選択できます。

## ❗ ご注意いただきたい ポイント

- 法律上の損害賠償金を補償対象とする基本補償・特約について、保険金のお支払いの対象となるのは、被保険者<sup>■</sup>が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限りです。たとえば、台風等の自然災害による事故で他人に損害を与えた場合、災害の程度やその予見可能性等によっては「不可抗力」として法律上の損害賠償責任が発生しない可能性があります。
- 超ビジネス保険(賠償責任に関する補償)では、保険会社が被保険者<sup>■</sup>に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。被害者の方との示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらおすすめてください。なお、あらかじめ東京海上日動の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合には、その全部または一部について保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

# 賠償責任に関する補償

## 基本補償 ① 施設・事業活動遂行事故の補償

●以下の事由に起因する対人・対物事故<sup>⑤</sup>について、被保険者<sup>③</sup>が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする補償です。

### 1 日本国内の施設<sup>④</sup>の所有、使用または管理

#### 事故例

- ・店舗の看板が落下し通行人がケガをした。
- ・工場のタンクが爆発し近隣の建物が破損した。



### 2 日本国内における事業活動の遂行

(日本国内の作業場<sup>④</sup>の内部における作業場内専用車<sup>⑤</sup>\*1の所有、使用または管理を含みます。)

#### 事故例

- ・自転車で出前の配達中、通行人とぶつかりケガをさせた。
- ・誤ってコーヒーをこぼし、来店客の洋服を汚した。



### 3 従業員等所有自動車<sup>⑤</sup>の使用または管理

#### 事故例

- ・従業員がマイカーで取引先に向かう途中、通行人に衝突した。従業員のマイカーの自動車保険は失効しており、賠償資力がなかったことから被害者は雇用主に対して損害賠償請求した。

従業員等のマイカー



### 4 記名被保険者<sup>③</sup>の日本国外における一時的な<sup>\*2</sup>事業活動の遂行<sup>\*3\*4</sup>

国外事業活動事故

#### 事故例

- ・海外出張中に取引先の備品を壊した。
- ・海外での商談中、コーヒーをこぼし、商談相手にヤケドを負わせた。



\*1 作業場内専用車<sup>⑤</sup>の所有、使用または管理に起因する事故については、自賠責保険契約<sup>⑤</sup>または自動車保険契約によりお支払いされるべき保険金の合算額を超える額が、この補償でのお支払いの対象となります。  
 \*2 その事業活動に従事する方が出国してから帰国するまでの期間が30日以内である場合をいいます。  
 \*3 被保険者<sup>③</sup>が行う工事(機械・家具類修理を含みます。)に起因する事故については、補償の対象外です。  
 \*4 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、補償の対象外となります。  
 ※基本補償②、③または④で対象となる事故は、補償の対象外です。  
 ※託児<sup>⑥</sup>の対象である0歳児<sup>⑦</sup>の身体の障害<sup>⑧</sup>は、補償の対象外です。託児による0歳児の身体障害補償特約をセットいただくことにより、補償の対象とすることができます。  
 ※事業活動が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材に起因する対人・対物事故<sup>⑤</sup>は、補償の対象となります。  
 ※工事業、警備業務、人材派遣業務、介護業務<sup>⑨</sup>および居宅介護支援業務<sup>⑩</sup>については、各業務固有の事故も補償の対象となります。▶詳細は、P.61をご確認ください。  
 ※被保険者<sup>③</sup>相互間における他の被保険者<sup>③</sup>は「他人」とみなすため、対物事故について被保険者<sup>③</sup>である下請負人が記名被保険者<sup>③</sup>に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害等も、補償の対象となります。

### ③の補償に関して ご注意いただきたい ポイント

- 本補償は、従業員等が事業活動の遂行を目的として自身の所有・常時使用する自動車・原動機付自転車を運転中に発生した対人・対物事故<sup>⑤</sup>について、記名被保険者<sup>③</sup>(事業者)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償するものです。したがって、従業員等自身が負う賠償損害は補償の対象外です。
- また、自賠責保険契約<sup>⑤</sup>・自動車保険契約が締結されている場合は、損害の額がその自賠責・自動車保険契約により補償される金額を超える部分のみが、本補償でのお支払いの対象となります。
- 自動車保険とは異なり、本補償には保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。
- \*5 軌道上を走行する他人の陸上の乗用具の運行不能を含みます。

自動セットされる  
特約

対物超過復旧費用  
補償特約

詳細は、P.38をご確認ください。

セットできる  
オプション

財物損壊を伴わない  
使用不能損害事故補償特約

人格権・宣伝侵害事故  
補償特約

被害者治療費用  
補償特約

地盤崩壊事故  
補償特約

各オプションの詳細は、  
P.41~42をご確認ください。

託児による0歳児の  
身体障害補償特約

事故対応費用  
補償特約

基本補償①・②・③では、  
保険金をお支払いできない場合があります。

P.67~71を  
ご確認ください。

## 基本補償 ② 生産物・完成作業事故の補償

●以下の事由に起因する対人・対物事故<sup>①</sup>について、被保険者<sup>②</sup>が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする補償です。

### 1 日本国内にある生産物<sup>③</sup>



#### 事故例

- ・製造・販売した自転車が安全性を欠いていたために、利用者がケガをした。
- ・製造した家電が安全性を欠いていたために、家を焼失させた。
- ・製造・販売した弁当により集団食中毒が発生した。

### 2 日本国内における事業活動の結果<sup>④</sup>



#### 事故例

- ・修理ミスにより電子レンジが異常加熱し、利用者がヤケドをした。
- ・工事ミスにより設置工事をした看板が落下し、下に駐車してあった自動車を破損した。

### 3 被保険者<sup>⑤</sup>以外の者 (日本国内に住所を有する者に限ります) により日本国外に 持ち出された生産物<sup>⑥</sup>\*6

#### 国外流出生産物事故



#### 事故例

- ・国内向けに製造したドライヤーに欠陥があり、旅行者が海外で使用中に発火。宿泊施設の一部を焼失させた。
- ・成分配合を誤った国内向け化粧品がホームステイ先へのお土産として海外に持ち出され、使用した人の肌がかぶれた。

\*6 輸出用製品(その構成部品・原材料を含みます。)として製造・販売・提供された生産物<sup>⑥</sup>は補償の対象外となります。また、日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、補償の対象外となります。

※土地造成・地盤改良工事、埋立・河川・港湾・海岸工事または<sup>土木工事</sup>深掘工事の結果に起因する損害は、補償の対象外です。  
 ※事業活動が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材に起因する対人・対物事故<sup>①</sup>は、補償の対象外です。基本補償①で補償します。  
 ※リコール事故に伴う費用は、被保険者<sup>②</sup>が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、補償の対象外です。基本補償⑥で補償します。  
 ※生産物・完成作業事故においては、販売人(記名被保険者<sup>②</sup>が販売または提供を直接委託している者をいいます。)および部品等製造業者も被保険者<sup>②</sup>に含まれます。ただし、販売人が生産物<sup>③</sup>または仕事の目的物について行った加工・改造・修理等に起因して発生した事故について販売人が負担する法律上の損害賠償責任は、補償の対象外となりますのでご注意ください。  
 ※工事業および警備業務については、各業務固有の事故も補償の対象となります。▶ 詳細は、P.61をご確認ください。

自動セットされる  
特約

対物超過復旧費用  
補償特約

詳細は、P.38をご確認ください。

セットできる  
オプション

財物損壊を伴わない  
使用不能損害事故補償特約

人格権・宣伝侵害事故  
補償特約

被害者治療費用  
補償特約

不良完成品・不良製造加工品  
事故補償特約

各オプションの詳細は、  
P.41~42をご確認ください。

生産物・仕事の目的物  
損壊事故補償特約

不良品・納期遅延による  
他人の経済損害事故補償特約

事故対応費用  
補償特約

## 基本補償 ③ 管理下財物事故の補償

●以下の事由に起因する被保険者<sup>①</sup>の管理下財物<sup>②</sup>の損壊等<sup>③</sup>について、被保険者<sup>①</sup>がその財物に関する正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害<sup>\*7</sup>に対して、保険金をお支払いする補償です。①~⑥の事故が保険金のお支払いの対象となります。

①日本国内の施設<sup>④</sup>の所有、使用または管理 ②日本国内における事業活動の遂行

●コインロッカー等<sup>⑤</sup>に一時的に収納された利用者の財物に損壊等<sup>③</sup>が発生した場合において、被保険者<sup>①</sup>が法律上の損害賠償責任を負担しないときは、被保険者<sup>①</sup>が慣習として支払う見舞金に対して、保険金をお支払いします。(⑦コインロッカー等収納品見舞費用)

●**選択自由の事故(P.37 ③~⑥)**については、補償の有無を選択することができます。

\*7 記名被保険者<sup>①</sup>以外の被保険者<sup>②</sup>の管理下財物<sup>③</sup>(記名被保険者<sup>①</sup>の管理下財物<sup>③</sup>を除きます。)の損壊等<sup>③</sup>については、その被保険者<sup>②</sup>が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限りま。

事業活動を取り巻く  
リスク一覧表

財産に関する補償

工事に関する補償

休業に関する補償

賠償責任に関する補償

労災事故に関する補償

経営者の皆様への  
お役立ち情報

①契約に関する  
注意事項

保険金をお支払い  
しない5つの場合

用語の解説

②契約にあたって  
の注意事項

# 賠償責任に関する補償

## 1 管理下財物事故 (2~6以外)



### 事故例

- ・修理のために預かっていた機械を、従業員の不注意による火災で破損した。
- ・入店時に預かったベビーカーが管理不備によって盗まれた。
- ・販売したエアコンの据付作業中、穴の開け方を誤り壁を破損した。

## 2 現金・貴重品事故



### 事故例

- ・クローケで預かった貴重品を紛失した。
- ・別の美術館から借りて展示していた美術品が、管理不備のため火災で焼失した。

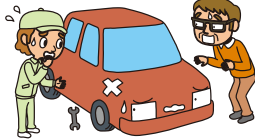
## 7 コインロッカー等 収納品見舞費用



### 事故例

- ・ゴルフ場に設置したコインロッカーがピッキングされ、現金が盗まれた。法律上の損害賠償責任は発生しなかったが、見舞金を支払った。

## 3 管理自動車事故 \*1\*2



### 事故例

- ・ホテルの宿泊客から預かった自動車を駐車場で移動させる際、壁にぶつけて破損した。
- ・管理不備によって、預かっていた自動車が修理工場から盗まれた。
- ・リフォーム工事中に、住宅敷地内に停められ、占有していた顧客の自動車に工具を落として破損した。



## 4 自動車使用不能損害事故 \*2



### 事故例

- ・点検のために預かっていた自動車を破損させ納期が遅延。代車費用が発生した。

選択自由の事故

## 5 リース・レンタル財物損壊事故



### 事故例

- ・リースしたパソコンを移動中に破損した。
- ・リースした建設機械を工事現場内で使用中、誤って転倒させて破損した。
- ・リースカーが管理不備によって破損した。



## 6 支給財物事故



### 事故例

- ・エアコンの設置工事において、委託元から支給されたエアコンを工事中に破損した。
- ・建設工事において、発注者から支給された資材が、管理不備によって夜間に資材置場から盗まれた。

\*1 被保険者が保管・修理・点検・加工・整備を目的として管理する管理自動車については、運行に関連するデータ、ソフトウェア等の滅失・破損を含みます。

\*2 3と4はセットでの補償となります。



## ご注意くださいポイント

リース・レンタル契約に基づいて借用したリースカー、レンタカー、パワーショベル等の工作車等の損壊については、5リース・レンタル財物損壊事故で補償の対象となります。3管理自動車事故では補償の対象となりません。

- 1、3、4については、記名被保険者の日本国外における一時的<sup>\*3</sup>な事業活動の遂行に起因する被保険者の管理下財物の損壊等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害<sup>\*4</sup>に対しても、保険金をお支払いします。<sup>\*5</sup>(国外管理下財物事故)

\*3 その事業活動に従事する方が出国してから帰国するまでの期間が30日以内である場合をいいます。

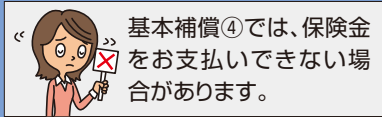
\*4 記名被保険者以外の被保険者の管理下財物(記名被保険者の管理下財物を除きます。)の損壊等については、その被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限りません。

\*5 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、補償の対象外となります。

- 1~6の事故で補償対象となる被保険者の管理下財物および補償の範囲は、次のとおりです。

○: 補償します ○: 補償有無を選択できます ×: 補償しません

事故の種類	対象となる管理下財物 (被保険者のものに限りません。)	①滅失・破損・汚損	②紛失・盗取・詐取	左記①・②による使用不能	
				右記以外の目的で預かる場合	保管・修理・点検・加工・整備を目的として預かる場合
1 管理下財物事故 (2~6以外)	下記以外の財物	○	○	○	×
2 現金・貴重品事故	貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手(料額印面が印刷されたはがきを含みます。)、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品その他これらに類する財物	○	○	○	×
3 管理自動車事故	管理自動車(リースカーおよびレンタカーを除きます。)	○ <sup>*6</sup>	○	○	○
4 自動車使用不能損害事故	保管・修理・点検・加工・整備を目的として管理する管理自動車(リースカーおよびレンタカーを除きます。)	○	○	×	×
5 リース・レンタル財物損壊事故	リース・レンタル財物	○	×	×	×
6 支給財物事故	事業活動の遂行のために支給された支給財物	○	○	×	×



P.67~71をご確認ください。

- \*6 保管・修理・点検・加工・整備を目的として管理する管理自動車については、その管理自動車を損壊させることなく、運行に関連するデータ、ソフトウェア等を滅失・破損することを含みます。
- \*7 2~6については、個別の支払限度額・免責金額が適用されます。▶詳細は、P.60~61をご確認ください。
- \*8 被保険者が事業活動の遂行のために他人から1年以上の予定で借用する不動産であって日本国内に所在するものおよびこれに備え付けられ同時に借用した什器・備品は、補償の対象外です。基本補償④で補償します。
- \*9 工事業、警備業務およびクリーニング業務については、各業務固有の事故も補償の対象となります。▶詳細は、P.61をご確認ください。

自動セットされる  
特約

対物超過復旧費用  
補償特約

セットできる  
オプション

地盤崩壊事故  
補償特約\*7

リース・レンタル財物  
盗取・詐取事故補償特約

事故対応費用  
補償特約

各オプションの詳細は、P.41~42をご確認ください。  
\*7 基本補償①を同時にご契約いただいた場合にセットできます。

## 基本補償①~③に自動セット

## 対物超過復旧費用補償特約

- 他人の財物の損壊等<sup>\*8</sup>に起因して法律上の損害賠償金に対して保険金が支払われる場合に、被保険者が修理費のうち法律上の損害賠償責任を超えて負担する費用について、「修理費と時価額<sup>\*9</sup>の差額」<sup>\*10</sup>を限度に保険金をお支払いする特約です。
- ただし、次のいずれかの場合は、「再調達価額<sup>\*11</sup>と時価額<sup>\*9</sup>の差額」<sup>\*10</sup>を限度として保険金をお支払いします。
  - ①被害を受けた財物が修理不能であり、再築または再取得する場合
  - ②被害を受けた財物の修理費が再調達価額<sup>\*11</sup>を上回る場合(再築・再取得した方が修理をするよりも費用が割安なケース)
- この特約では、1事故につき50万円を限度として保険金をお支払いします。

- \*8 基本補償③管理下財物事故のうち、リース・レンタル財物損壊事故およびリース・レンタル財物盗取・詐取事故を除きます。
- \*9 事故の生じた地および時における財物の価額をいいます。一般的には、再調達価額<sup>\*11</sup>から経年や使用による消耗分を差し引いた額となります。
- \*10 過失相殺が適用される事故の場合は、修理費または再調達価額<sup>\*11</sup>と時価額<sup>\*9</sup>の差額から、相手方の過失分を差し引いた額とします。
- \*11 財物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

### 事故例

建設会社が、ビルを施工中に誤って仮設材を落下させ、ビルの隣に駐車していた自動車を損壊してしまいました。被害者から「車の修理費全額を支払うのは当然だ」と時価額を超える修理費全額を請求されたため、建設会社は発注者にクレームがいくことをおそれ、賠償金としての時価額に加え、やむなく修理費との差額を支払った。



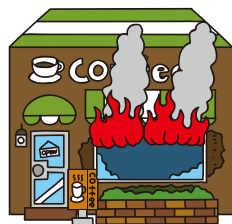
## 基本補償④ 借用不動産損壊事故の補償

- 日本国内で発生した不測かつ突発的な事由による借用不動産<sup>①</sup>の損壊<sup>②</sup>について、記名被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする補償です。
- 貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担しないときは、不測かつ突発的な事由により借用不動産<sup>①</sup>に生じた損壊<sup>②</sup>について、記名被保険者が負担する借用不動産修理費用<sup>③</sup>に対して、保険金をお支払いします。

### 1 借用不動産<sup>①</sup>の損壊による損害賠償

#### 事故例

・賃借している店舗が調理中の火事で焼失した。



### 2 借用不動産修理費用<sup>③</sup>

#### 事故例

・賃借している事務所の窓ガラスが泥棒に割られ、法律上の損害賠償責任は発生しなかったが、貸主との契約に基づいて自費で修理費用を負担した。



\*すべての借用不動産<sup>①</sup>が包括的に補償の対象となります。一部を対象外とすることはできませんので、ご注意ください。

セットできる  
オプション

事故対応費用  
補償特約

各オプションの詳細は、P.41~42をご確認ください。

事業活動を取り巻く  
リスク一覧表

財産に関する補償

工事に  
関する補償

休業に  
関する補償

賠償責任に  
関する補償

労災事故に  
関する補償

経営者の  
皆様への  
お役立ち情報

ご契約に  
関する  
注意事項

保険金をお  
支払い  
しない去場  
を

用語の  
解説

ご契約にあ  
たっての  
注意事項

# 賠償責任に関する補償

## 基本補償 ⑤ サイバー・情報漏えい事故の補償

●サイバー・情報漏えい事故<sup>⑤</sup>に起因して、被保険者<sup>⑤</sup>が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする補償です。

※情報の漏えい<sup>⑤</sup>またはそのおそれに起因しない人格権・宣伝侵害事故は補償の対象外です。

※日本国内で損害賠償請求がなされた場合に限り、補償の対象となります。

※対人・対物事故<sup>⑤</sup>\*1については、日本国内で発生した場合に限り、補償の対象となります。

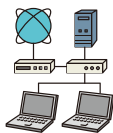
●被保険者<sup>⑤</sup>が負担するサイバー・情報漏えい事故対応費用<sup>⑤</sup>を補償します。

※訴訟対応費用以外の費用については、事故対応期間<sup>⑤</sup>に生じたものに限ります。

●以下の損害が保険金のお支払いの対象となります。

### 1 ITユーザー行為<sup>⑤</sup>に起因して生じた損害賠償

(記名被保険者<sup>⑤</sup>のITユーザー行為<sup>⑤</sup>に起因する他人の事業の休止・阻害または他人のデータ・プログラムの滅失・破損やこれら以外の不測の事由による他人の損失の発生についての損害賠償)



#### 事故例

- ・プログラムのバグにより自社コンピュータシステムの機能が停止。コンピュータシステムを利用して取引を行っているユーザーの売買も停止し、逸失利益についての損害賠償を請求された。
- ・コンピュータシステムがウイルスに感染。取引先にもデータ提供時のUSBを経由して感染が広がり、データを消失させた。

### 2 IT業務<sup>⑤</sup>に起因して生じた損害賠償

(記名被保険者<sup>⑤</sup>のIT業務<sup>⑤</sup>の遂行に起因する他人の事業の休止・阻害または他人のデータ・プログラムの滅失・破損やこれら以外の不測の事由による他人の損失の発生についての損害賠償)



#### 事故例

- ・サイバー攻撃を受けた結果、顧客の重要情報が改ざんされた。営業活動に重大な支障が生じたとして損害賠償を請求された。
- ・自社の電気通信回線設備のメンテナンス作業中に重大な過失によりケーブル火災が発生した。通信が途絶したことにより、顧客企業が取引上の損害を被ったとして損害賠償請求された。

### 3 情報の漏えい<sup>⑤</sup>またはそのおそれによる損害賠償

(記名被保険者<sup>⑤</sup>の日本国内における事業活動に起因して生じた情報の漏えい<sup>⑤</sup>またはそのおそれについての損害賠償)



#### 事故例

- ・顧客の個人情報記録・保管されたサーバがサイバー攻撃を受け、大量の個人情報盗まれた。数日後、一部の顧客からプライバシーの侵害を理由に損害賠償を請求された。

### 4 サイバー攻撃<sup>⑤</sup>に起因して生じた対人・対物事故<sup>⑤</sup>\*1による損害賠償

(記名被保険者<sup>⑤</sup>の日本国内における事業活動に起因する、サイバー攻撃<sup>⑤</sup>によって生じた対人・対物事故<sup>⑤</sup>\*1についての損害賠償)



#### 事故例

- ・自社コンピュータシステムを経由して取引先企業の製造ラインがサイバー攻撃(踏み台攻撃)を受け、製造機械の誤作動を引き起こし、大量の半製品が損壊した。自社のセキュリティ脆弱性が原因であるとして、取引先企業から損害賠償を請求された。
- ・工場のコンピュータシステムがサイバー攻撃を受け、製造機械が誤作動を起こし、安全性に欠陥のある製品が製造されてしまった。購入者がその製品を使用してケガをし、損害賠償を請求された。

### 5 サイバー・情報漏えい事故対応費用<sup>⑤</sup>

●被保険者<sup>⑤</sup>が次の事由に対応するために必要な費用

- ① 1、2、3または4の事故
  - ② 記名被保険者<sup>⑤</sup>が使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃またはそのおそれ<sup>⑤</sup>
  - ③ ①、②に関する風評被害トラブル
- 訴訟対応費用



#### 事故例

- ・顧客へのダイレクトメールの作成・発送を受託した外部の業者が顧客情報を流出させた。新聞への謝罪広告の掲載、顧客に対するお詫び状の発送のため、多額の費用を支出した。
- ・顧客情報を管理するサーバがサイバー攻撃を受け、外部業者に依頼しコンピュータシステムを復旧する費用、再発防止のためのセキュリティ強化費用を支出した。

\*1 サイバー・情報漏えい事故<sup>⑤</sup>については、財物の紛失・盗取・詐欺を含みます。

※5については、費用によって異なる支払限度額<sup>⑤</sup>・縮小支払割合が適用されます。➡ 詳細は、P.59~61 をご確認ください。

※基本補償⑥または基本補償⑥三ニを選択されたお客様は、「サイバーリスク緊急時ホットラインサービス」をご利用いただけます。➡ 詳細は、P.49をご確認ください。

## 基本補償 ⑥三ニ 情報漏えい事故の補償

基本補償⑤サイバー・情報漏えい事故の補償のうち、以下の損害に対してのみ、保険金をお支払いする補償です。

●3 情報の漏えい<sup>⑤</sup>またはそのおそれによる損害賠償

●情報漏えい事故対応費用<sup>⑤</sup>\*2

\*2 5 サイバー・情報漏えい事故対応費用<sup>⑤</sup>のうち、情報の漏えい<sup>⑤</sup>またはそのおそれに関する費用(身体障害見舞費用を除きます。)のみが補償の対象となります。

➡ 詳細は、P.75 をご確認ください。

※基本補償⑥または基本補償⑥三ニを選択されたお客様は、「サイバーリスク緊急時ホットラインサービス」をご利用いただけます。➡ 詳細は、P.49をご確認ください。




基本補償⑤・⑥・⑦では、  
保険金をお支払いできない場合があります。

P.67～71を  
ご確認ください。

## 基本補償 ⑥ リコール事故の補償

●以下のいずれかのリコールにより記名被保険者<sup>⑤</sup>がリコール費用<sup>⑥</sup>を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする補償です。記名被保険者<sup>⑤</sup>以外の者によって生産物<sup>⑦</sup>の回収等が実施される(サードパーティリコール)場合は、リコール費用<sup>⑥</sup>(コンサルティング費用を除きます。)について記名被保険者<sup>⑤</sup>が負担した法律上の損害賠償金や争訟費用<sup>\*3</sup>についてもお支払いの対象になります。

※一部の費用を除き、縮小支払割合が適用されます。➡ 詳細は、P.59 をご確認ください。

<p><b>対人・対物事故<sup>⑤</sup>の発生またはそのおそれが生じた生産物<sup>⑦</sup>のリコール</b></p>	<p><b>事故例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造したイスの脚が折れてケガをするおそれがあることが判明したため、回収を行った。</li> </ul>	
<p><b>法令<sup>*4</sup>の規定に基づき、製造・販売等が禁止されている製品等のリコール</b></p>	<p><b>事故例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売した冷凍野菜から食品衛生法上の基準を超える残留農薬が検出されたため、回収を行った。</li> </ul>	
<p><b>品質保持期限の表示漏れ・誤りがある生産物<sup>⑦</sup>のリコール</b></p>	<p><b>事故例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造した化粧品の使用期限の期日が誤って表示されていたため、回収を行った。</li> </ul>	
<p><b>食品・医薬品への異物混入<sup>*5</sup>またはそのおそれ<sup>*6</sup>により実施するリコール</b></p>	<p><b>事故例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が製造過程で加工食品に毒物を混入したことが判明し、回収を行った。</li> </ul>	

\*3 損害賠償責任に関する争訟について記名被保険者<sup>⑤</sup>が東京海上日動の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

\*4 「食品衛生法」、「食品表示法」の一部の規定、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」または「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)」をいいます。

\*5 生産物<sup>⑦</sup>が食品または医薬品である場合に本来含有されるべきではないもの(食品および添加物を除きます。)が混入または付着することをいい、容器または包装の表示と内容物の相違を除きます。

\*6 異物混入脅迫<sup>\*7</sup>を含みます。

\*7 記名被保険者<sup>⑤</sup>に対してなされる、異物混入を行う、または行ったとする内容の文面または口頭による脅迫行為をいいます。

●回収決定日<sup>\*8</sup>以後1年以内に記名被保険者<sup>⑤</sup>がリコール費用<sup>⑥</sup>を負担することによって被る損害<sup>\*9</sup>が補償の対象となります。

\*8 記名被保険者<sup>⑤</sup>または記名被保険者<sup>⑤</sup>以外の者が、生産物<sup>⑦</sup>の回収等の実施およびその時期・方法等を決定した日をいいます。

\*9 生産物<sup>⑦</sup>の回収等が記名被保険者<sup>⑤</sup>以外の者によって実施される場合は、回収決定日<sup>\*8</sup>以後1年以内にその回収等を実施した者に生じた費用について、記名被保険者<sup>⑤</sup>が負担した法律上の損害賠償金または争訟費用<sup>\*3</sup>をいいます。

●保険金のお支払いの対象となるのは、リコールの実施が以下のいずれかにより客観的に明らかになった場合に限りです。

- ・行政庁に対する届出または報告等(文書によるものに限りです。)
- ・新聞、テレビ等による社告(インターネットのみによるものは含みません。)
- ・回収等の実施についての行政庁の命令

## 基本補償 ⑦ 弁護士費用等(事業用)の補償

●被保険者<sup>⑤</sup>が被った対人被害<sup>⑧</sup>・対物被害<sup>⑨</sup>および経済的被害<sup>⑩</sup>について、被保険者<sup>⑤</sup>等が次の費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする補償です。

### 1 対象事故<sup>⑧</sup>による対人被害<sup>⑧</sup>・対物被害<sup>⑨</sup>についての弁護士費用<sup>⑪</sup>、法律相談費用<sup>⑫</sup>

#### 事故例

- ・従業員がバイクでの配達業務中に、自動車に追突され、ケガをした。加害者に対する損害賠償請求にかかる手続きを弁護士に委任した。
- ・店内でお客様が暴れ出し、店内の机を壊された。損害賠償請求の方法について法律相談を行った。

### 2 業務妨害等<sup>⑩</sup>による経済的被害<sup>⑩</sup>についての法律相談費用<sup>⑫</sup>

※弁護士費用<sup>⑪</sup>や記名被保険者<sup>⑤</sup>が提供する商品・サービスの取引の相手方の債務不履行に関する被害(例:取引先が納品した商品の代金を支払わない)についての法律相談費用<sup>⑫</sup>は、補償の対象外となります。

#### 事故例

- ・顧客から、悪質なクレームを繰り返し受けた。対処方法について法律相談を行った。
- ・SNSで自社に対する根拠のない悪評を書き込まれ、拡散された。対応方法について、法律相談を行った。
- ・海外企業が自社のコピー製品を製造し、日本に輸出・販売した。差止請求について法律相談を行った。

事業活動を取り巻く  
リスクを把握

財産に関する補償

工事に関する補償

休業に関する補償

賠償責任に関する補償

労務事故に関する補償

経営者の皆様への  
お役立つ情報

ご契約に関する  
注意事項

保険金をお支払い  
しないお支払い

用語の解説

ご契約にあたっての  
注意事項

# 賠償責任に関する補償

## 特徴5 様々な特約(オプション)をご用意しています!

基本補償に加えて必要なオプションをつけることができます。

### 基本補償

→ 詳細は、P.33~40へ



### オプション

#### オプション① 財物損壊を伴わない 使用不能損害事故補償特約

日本国内で発生した他人の財物の全部または一部の使用不能<sup>\*1</sup>について、被保険者<sup>■</sup>が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。<sup>\*2</sup>

#### 対人・対物事故を伴わずに発生した 他人の財物の使用不能

##### 事故例

・販売した家具を購入者の自宅へ搬入する際、クレーンが倒れて隣接店舗の入口をふさぎ、3日間休業することになった。休業損害について、損害賠償を請求された。

保険金をお支払いするのは、使用不能が以下のいずれかの事由に起因して発生した場合に限ります。

事由	事由が適用される場合
施設 <sup>■</sup> の所有、使用または管理 事業活動の遂行	基本補償①をご契約いただいた場合であって、対人・対物事故 <sup>■</sup> を伴わずに発生したときに限ります。
生産物 <sup>■</sup>	基本補償②をご契約いただいた場合であって、以下のいずれかに該当するときに限ります。
事業活動の結果 <sup>■</sup>	・対人・対物事故 <sup>■</sup> を伴わずに発生したとき ・生産物 <sup>■</sup> の仕事の目的物 <sup>■</sup> の損壊 <sup>■</sup> のみが発生し、かつ、生産物 <sup>■</sup> または仕事の目的物以外の他人の財物の使用不能が発生したとき

- 基本補償①および②またはそのいずれかをご契約いただいた場合にセットできます。
- \*1 使用不能の原因となる事象が、不測かつ突発的に発生した場合に限ります。また、使用不能が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に発生したものに限ります。
- \*2 被保険者<sup>■</sup>が使用・管理する次の財物の使用不能に起因する賠償責任を負担することによって被る損害は、補償の対象外となります。
  - ・被保険者<sup>■</sup>が他人から借りている財物
  - ・支給財物<sup>■</sup>
  - ・被保険者が所有・借用する施設において、保管・修理等を目的として受託した財物
  - ・運送を受託した貨物

#### オプション③ 被害者治療費用補償特約

基本補償①または基本補償②で対象としている対人事故<sup>■</sup>が日本国内で発生した場合に、その被害者に被保険者<sup>■</sup>が治療費用を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

#### 事故例 対人事故の被害者の治療費用

・店舗内で来店客が転倒しケガをした。法律上の損害賠償責任は発生しなかったが、治療費用を負担した。

- 基本補償①および②またはそのいずれかをご契約いただいた場合にセットできます。

#### オプション⑥ 託児による0歳児の 身体障害補償特約

託児<sup>■</sup>の対象である0歳児<sup>■</sup>の身体の障害<sup>■</sup>について、被保険者<sup>■</sup>が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- 基本補償①をご契約いただいた場合にセットできます。

#### オプション② 人格権・宣伝侵害事故 補償特約

人格権侵害<sup>■</sup>または宣伝侵害<sup>■</sup>について損害賠償請求<sup>\*3</sup>がなされたことにより、被保険者<sup>■</sup>が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害<sup>\*4</sup>に対して、保険金をお支払いします。<sup>\*5</sup>

#### 他人の自由、名誉、プライバシーの侵害 セクハラ・差別的扱いによる使用人・役員等<sup>■</sup>の精神的苦痛 広告・宣伝による著作権侵害

##### 事故例

・広告に使用したイラストが著作権を侵害しているとして、損害賠償を請求された。  
・万引き犯と取り違え、公衆の面前で詰問した。名誉を傷つけられたとして、損害賠償を請求された。  
・不当な理由で解雇されたため、精神的苦痛を受けたとして元従業員から損害賠償を請求された。



保険金をお支払いするのは、人格権侵害<sup>■</sup>・宣伝侵害<sup>■</sup>が以下のいずれかの事由に起因して発生した場合に限ります。

事由	事由が適用される場合
施設 <sup>■</sup> の所有、使用または管理 事業活動の遂行	基本補償①をご契約いただいた場合に限ります。
生産物 <sup>■</sup> 事業活動の結果 <sup>■</sup>	基本補償②をご契約いただいた場合に限ります。

- 基本補償①および②またはそのいずれかをご契約いただいた場合にセットできます。
- \*3 地位確認等の請求<sup>■</sup>を含みます。
- \*4 人格権・宣伝侵害事故の有無または地位確認等の請求<sup>■</sup>に関する争訟について被保険者<sup>■</sup>が東京海上日動の書面による同意を得て支出した費用を含みます。
- \*5 日本国内で損害賠償請求がなされた場合に限り、補償の対象となります。

#### オプション④ 地盤崩壊事故補償特約

土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴って、不測かつ突発的に日本国内で発生した次の財物の損壊<sup>■</sup>について、被保険者<sup>■</sup>が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ①土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる工作物<sup>■</sup>、植物または土地の損壊<sup>■</sup>
- ②土地の軟弱化または土砂の流出入により発生した地上の工作物<sup>■</sup>もしくはその基礎部分または土地の損壊<sup>■</sup>
- ③地下水の増減によって生じる土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは軟弱化、土砂崩れまたは土砂の流出入により発生した工作物<sup>■</sup>、植物または土地の損壊<sup>■</sup>

#### 地下工事等に伴う地盤の崩壊による工作物、土地等の損壊

##### 事故例

・地下工事により土地が沈下し、近隣の建物が損壊した。住民から修復費用を請求された。

- 基本補償①をご契約いただいた場合にセットできます。
- 掘削を伴う工事(杭工事を除きます。)において、掘削予定地域の外周線から掘削予定深度を水平に置き換えた距離内において発生した損壊(シールド工法<sup>\*7</sup>により行われる地下工事等によるもの)については、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた(損壊)等、補償の対象外となる損害があります。
- \*6 人工的作業により土地に接合して設置されたものをいい、その収容物または付属物を含みます。
- \*7 セミシールド工法を含みません。

### オプション⑥ 不良完成品・不良製造加工品 事故補償特約

被保険者<sup>■</sup>が日本国内で発生した以下の財物の損壊<sup>■</sup>または損壊<sup>■</sup>によるその使用不能についての法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。<sup>\*8\*9\*10</sup>

- ①完成品<sup>■</sup>
- ②製造品・加工品<sup>■</sup>

#### 生産物を使用して製造された完成品の完成不良

#### 事故例 生産物(機械・工具)によって製造された製品の完成不良

・製造した電子基盤を納品先企業が部品として使用したところ、その電子基盤に異物が混入していたことにより、完成品である機械が破損。機械を再び製造するのに必要な部品代(電子基盤以外)と、出荷が遅れたことによる逸失利益を請求された。  
・製造した食品製造機械からはがれたメッキが食品に混入し、その食品の販売ができなくなった。食品を再び製造するのに必要な材料代と、出荷が遅れたことによる逸失利益を請求された。

●基本補償②をご契約いただいた場合にセットできます。

- \*8 生産物<sup>■</sup>に起因して発生したものに限りです。
- \*9 生コンクリートに起因する損害は、補償の対象外となります。
- \*10 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、補償の対象外となります。

### オプション⑦ 生産物・仕事の目的物 損壊事故補償特約

被保険者<sup>■</sup>が以下の①または②の財物(基本補償②で補償対象となる事故<sup>\*11</sup>の原因となった財物に限りです。)の損壊<sup>■</sup>または損壊<sup>■</sup>によるその使用不能についての法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ①生産物<sup>■</sup>
- ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。)

#### 生産物の引渡し後の損壊

#### 事故例 作業対象物の引渡し後の損壊

・販売した電子レンジから出火して、電子レンジとその周りであった家具が破損。電子レンジの修理費用を請求された。  
・工場の加工機械の定期メンテナンスを依頼されたが、作業不備により引渡し後に加工機械から出火し、工場内の設備が破損。加工機械の代金を請求された。

●基本補償②をご契約いただいた場合にセットできます。

- \*11 オプション⑥をセットした場合は、オプション⑥にて補償対象となる事故を含みます。

### オプション⑨ リース・レンタル財物 盗取・詐取事故補償特約

リース・レンタル財物損壊事故について、紛失・盗取・詐取まで補償を拡大します。

#### リース・レンタル財物の 紛失・盗取・詐取

#### 事故例

・リースしたパソコンが、管理不備によって夜間に盗まれた。



●基本補償③をご契約いただいた場合にセットできます。

### オプション⑧ 不良品・納期遅延による 他人の経済損害事故補償特約

以下の①～③のいずれかの事由に起因する他人の事業の休止または阻害<sup>\*12</sup>について、被保険者<sup>■</sup>が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ①生産物<sup>■</sup>の欠陥(通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。)<sup>\*13</sup>
- ②生産物<sup>■</sup>の仕様等で意図された機能、効能、目的または条件を發揮または充足しなかったこと。<sup>\*13</sup>
- ③次のいずれかの事由に起因する予定生産物<sup>\*14</sup>の納品不能または納期遅延
  - ア.火災または破裂もしくは爆発
  - イ.ア以外の不測かつ突発的な事由によって予定生産物<sup>\*14</sup>を製造または加工する設備・装置<sup>\*15</sup>に生じた損壊<sup>■</sup>または機能停止

#### 生産物の引渡し後の効能不発揮 引渡し前の生産物の納期遅延



#### 事故例

・金属部品製造業者がアルミ合金製部品の製造を受託した。納品後、精密機器メーカーの検査において部品に品質不良があり仕様に合わないことが発覚。部品交換のため精密機器の出荷ができなかったとして、精密機器メーカーから逸失利益を賠償請求された。  
・電子部品製造業者がスマートフォン用の精密機器部品の製造を受託した。製造中、自社工場の製造装置が落雷によって機能停止し、部品が製造できなくなった。スマートフォンメーカーは至急他社に代替品を手配したが、スマートフォンの納品に遅れが生じたとして、スマートフォンメーカーから逸失利益を賠償請求された。

●基本補償②をご契約いただいた場合にセットできます。

- \*12 対人・対物事故<sup>■</sup>\*16を伴わずに発生した場合または生産物の損壊<sup>■</sup>のみが発生した場合に限りです。
- \*13 生産物<sup>■</sup>を修理または交換することのみによって他人の事業の休止または阻害の状態を復旧できる場合に限りです。
- \*14 記名被保険者<sup>■</sup>が日本国内で製造または販売を予定しており、かつ、その納期が定められている記名被保険者<sup>■</sup>の占有を離れる前の財物(土地・建物を除きます。)をいい、これに付随する包装・容器、表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。
- \*15 記名被保険者<sup>■</sup>が所有または使用するものに限りです。
- \*16 対物事故の場合において、「他人の財物」には、生産物<sup>■</sup>を含みません。

### オプション⑩ 事故対応費用補償特約

ご契約いただいた基本補償①～④およびオプションで対象としている事故について、被保険者<sup>■</sup>(下記③のみ記名被保険者<sup>■</sup>)が以下の費用を支出したことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ①訴訟対応費用<sup>■</sup>
- ②初期対応費用<sup>■</sup>
- ③信頼回復広告費用<sup>■</sup>

結果として、被保険者<sup>■</sup>に法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

#### 事故対応に 必要な費用



#### 事故例

・製造した家具に起因して購入者がケガをしたことについて、国内の裁判所に訴訟が提起された。事故原因の調査や裁判所に提出する文書の作成に費用がかかった。

●基本補償①～④のいずれかをご契約いただいた場合にセットできます。

# 労災事故に関する補償



万が一の労災事故が心配。いつどこで事故が起こってもしっかり従業員に補償をしたいんだけど、対応できる保険はないかなあ…。

お客様の事業活動に伴う労災事故に関するリスクを補償します！



各特徴の詳細はP.43~44  
をご確認ください。

特徴 1

すべての事業場や工事を**包括して補償**します！

特徴 2

ご希望に合わせた**補償の選択が可能**です！

特徴 3

**職業性疾病**についても補償をご用意しました！

特徴 1

すべての事業場や工事を**包括して補償**します！

労災事故に関する補償では、お客様が事業を行うすべての事業場（または請け負うすべての工事）を包括して補償します。

保険期間中に業種や事業場・工事の変更があった場合もご契約の変更のお手続きは不要です。

特徴 2

ご希望に合わせた**補償の選択が可能**です！

「法定外補償」と「使用者賠償」の2種類の補償があります。いずれか一方のみをご契約いただくことも、両方併せてご契約いただくこともできます。

① 法定外補償

政府労災保険等の  
上乗せ補償

災害付帯費用

オプション

退職者加算補償

オプション

特別加入者補償

オプション

職業性疾病  
補償

② 使用者賠償

使用者賠償責任

オプション

事故対応費用

## ① 法定外補償

政府労災保険等の  
上乗せ補償

被用者<sup>①</sup>が業務上の事由または通勤により保険期間中に身体の障害<sup>②</sup>を被り、政府労災保険等<sup>③</sup>の認定を受けた場合に被保険者<sup>④</sup>が政府労災保険等<sup>⑤</sup>の上乗せ補償を行うことによる損害に対して保険金をお支払いする補償です。\*1

災害付帯費用


被用者<sup>①</sup>の死亡または後遺障害等級1～7級の障害について、法定外補償保険金をお支払いする際に、所定の保険金(定額)を追加してお支払いします。

● 雇用形態(常雇い、アルバイト、パートタイマー等)や、雇用期間にかかわらず、政府労災保険等<sup>③</sup>の給付を受けることができるすべての被用者<sup>①</sup>が対象となります。\*2

「この保険では、保険金をお支払いできない場合があります。」

P.71をご確認ください。

●以下の事故が保険金のお支払いの対象となります。

<b>業務中の事故</b>	<b>事故例</b> ・工場で働く従業員が作業中にケガをし、労災認定を受けた。	
<b>通勤中の事故</b>	<b>事故例</b> ・通勤中、満員電車から押し出された従業員がケガをし、労災認定を受けた。	

●以下の特約(オプション)をつけることができます。

- 退職者加算補償特約** 被用者<sup>緑</sup>が法定外補償の後遺障害補償保険金のお支払いの対象となる身体の障害<sup>緑</sup>を被り、その直接の結果として退職した場合に、あらかじめ定めた退職者加算保険金をお支払いします(身体の障害<sup>緑</sup>を被った時から3年以内の退職に限ります。)
- 特別加入者補償特約** 被保険者<sup>紫</sup>である中小企業の事業主本人等が政府労災保険の第1種特別加入者である場合は、被用者<sup>緑</sup>とみなして、補償の対象とするオプションです。

\*災害付帯費用を除き、保険金は全額、被災した被用者<sup>緑</sup>またはその遺族にお支払いいただきます。

## ② 使用者賠償

### 使用者賠償責任

被用者<sup>緑</sup>が業務上の事由または通勤により保険期間中に被った身体の障害<sup>緑</sup>について、被保険者<sup>紫</sup>が被災した被用者<sup>緑</sup>またはその遺族に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする補償です。\*1

- 雇用形態(常雇い、アルバイト、パートタイマー等)や、雇用期間にかかわらず、政府労災保険等<sup>緑</sup>の給付を受けることができるすべての被用者<sup>緑</sup>が対象となります。\*2
- 以下の事故が保険金のお支払いの対象となります。

<b>業務中の事故</b>	<b>事故例</b> ・建設現場の火災で、現場作業員が死亡し、労災認定を受けた。現場の安全管理に不備があったとして、遺族から損害賠償を請求された。
<b>通勤中の事故</b>	<b>事故例</b> ・巨大台風が接近している中で出勤を命じた従業員に、強風で飛来した看板が当たってケガをし、労災認定を受けた。出勤命令に問題があったとして、損害賠償を請求された。

●以下の特約(オプション)をつけることができます。

- 事故対応費用補償特約** 被保険者<sup>紫</sup>が以下の費用を支出したことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。  
①訴訟対応費用<sup>緑</sup> ②初期対応費用<sup>緑</sup> ③信頼回復広告費用<sup>緑</sup>

\*1 保険金をお支払いするのは、政府労災保険等<sup>緑</sup>によって給付が決定された労災事故に限ります。また、業務災害、後遺障害等級、休業日数等の認定については、政府労災保険等<sup>緑</sup>の決定に従います。

\*2 従業員以外の被用者<sup>緑</sup>の範囲は、以下のとおりです。

- ・出向者……………出向者は、出向先企業の被用者<sup>緑</sup>に含まれ、出向元企業では補償の対象外となります。
- ・使用人兼務役員…部長職等を兼務する役員(使用人兼務役員)であって、役員報酬のほかに被用者<sup>緑</sup>としての賃金を得ている者が被用者<sup>緑</sup>としての業務遂行中に被った労災事故は、補償の対象となります。
- ・派遣労働者……………派遣労働者は、派遣元企業(=人材派遣会社)の被用者<sup>緑</sup>に含まれ、派遣先企業では補償の対象外となります。
- ・下請負人……………建設事業に限り、下請負人およびその被用者<sup>緑</sup>は、補償の対象となります。なお、事業主である下請負人自身は、政府労災保険に特別加入している場合に限り、補償の対象となります。

## 特徴 ③ 職業性疾病についても補償をご用意しました!

- 以下のオプションをつけることで、①法定外補償 ②使用者賠償で補償の対象外となっている職業性疾病<sup>緑</sup>について補償の対象とすることができます。

### 職業性疾病補償特約

職業性疾病<sup>緑</sup>による被用者<sup>緑</sup>の身体の障害<sup>緑</sup>について、発病日(政府労災保険によって認定された日)が保険期間中である場合に限り、保険金のお支払いの対象となります。

- ①法定外補償 ②使用者賠償に共通でオプションとしてつけることができます。

※いわゆる「うつ病 過労死」は、職業性疾病<sup>緑</sup>にはあたりません。政府労災保険等<sup>緑</sup>で給付決定がなされれば、「職業性疾病補償特約」をセットしなくても補償の対象となります。

※発病日が属する保険期間の終了日の翌日から起算して3年が経過した後になされた補償金または損害賠償の請求に起因する損害は、補償の対象外となりますのでご注意ください。

※石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらの含有製品の発がん性その他の有害な特性に起因する身体の障害<sup>緑</sup>については、補償の対象外となります。

事業活動を取り巻くリスクを把握  
財産に関する補償  
工事に関する補償  
休業に関する補償  
賠償責任に関する補償  
労災事故に関する補償  
経営者の皆様へのお役立ち情報  
ご契約に関する注意事項  
保険金をお支払いしない去場を  
用語の解説  
ご契約にあたっての注意事項

「経営者の皆様へのお役立ち情報」ページで紹介するサービスの詳細は、代理店または東京海上

## インバウンドビジネス支援サービス

インバウンドに対応するなら、貴社のビジネス拡大にしっかり貢献する **東京海上日動の**



# インバウンドビジネス支援サービス

にお任せください!!

本サービスは、超ビジネス保険をご契約の皆様<sup>※</sup>に無料でご利用いただけます。訪日外国人向けのビジネス支援にお役立てください。

※ 「インバウンド」とは外国人旅行者が日本を訪れることです。

### 初めて取り組むインバウンド対応の「どうしよう?」を解決します!

#### どうしよう1

外国人の方をおもてなししよう!  
…でも、全然言葉が通じない!

- お釣りが異なったり、クレジットカード非対応でトラブル  
…でも、申し出内容が把握できない
- 商品やサービスについて説明したい!  
…でも、言葉がわからず  
コミュニケーションができない
- 施設内で外国人の方が体調を崩したようなので、**症状を把握したい** 等



#### 多言語電話通訳サービス

無料

言語が通じないことにより、施設内で外国人の方と意思疎通ができない際にご利用いただける、**通訳専用のコールセンター**をご提供します。

- 対応言語** 10か国語  
(英語、中国語、韓国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ロシア語、フランス語、インドネシア語)
- 対応時間帯** 24時間、365日  
※1契約あたり月に10回までご利用いただけます。

※ 通訳の内容につきましては東京海上日動では責任を負いかねます。あらかじめご了承の上本サービスをご利用ください。  
※ 訪日外国人旅行者に限らず、外国人の方と言語が通じないことによる意思疎通ができない際にご利用可能です。

無料



#### インバウンド情報提供サービス

貴社が観光ビジネスを推進するために有効なさまざまな情報・ツールをご提供し、**訪日外国人旅行者の動向や収益力アップのためのマーケティング情報や越境EC関連情報**などをわかりやすく解説します。

- 主な提供コンテンツ**
- ニュースレター (インバウンドの最新情報、直近のイベント予定、越境EC関連情報、付加価値を上げるためのヒント等)
- オンラインセミナー (外国人旅行者の国別動向、インバウンド対応の進め方、集客・受入態勢の強化方法等)

#### どうしよう2

インバウンド事業や経営カアップに力を入れよう!  
…でも、全部は把握できない!

- インバウンドの取組みに関して  
**何から始めるべきか学びたい**
- 訪日外国人旅行者に対して  
**商品やサービスの付加価値を上げるためのヒントが知りたい** 等



#### インバウンドコンサルティングサービス

無料

インバウンドに関するBtoB支援会社である「株式会社やまごころ」と提携し、貴社の今後のインバウンド対応について、プロがアドバイスいたします(紹介先の事業者との契約にあたっては有料となります。)

- a.集客力強化支援**  
ターゲット国からの旅行者を集客するために有効な広告媒体のご案内や、集客効果の高い広告制作が可能な事業者のご紹介等を行います。
- b.受入態勢強化支援**  
免税店登録のための申請方法や、外国人向けの決済システム導入を支援する企業のご紹介、またインバウンド研修のアレンジなどを行います。

#### どうしよう3

インバウンド対応しよう!  
…でも、具体的にどうするの!

- <集客したい>**
- 中国人旅行者を呼び込みたいが  
**具体的にどのように集客をすればいいか相談したい**
- 訪日外国人旅行者に人気の  
**口コミサイトを活用したい**
- WEBサイトを  
**多言語化する方法を知りたい**
- 自社のSNSを英語で運用してファンを集めたい
- 欧米人にウケるPR動画を制作したい
- <ゲストを受け入れたい>**
- 来店時の対応をスムーズにするため  
**従業員の語学研修を行いたい**
- 訪日外国人旅行者に便利な決済サービスを導入したい
- 免税店になって、**より商品を買ってもらいたい** 等



**インバウンドビジネス支援サービス**をご活用いただき、訪日外国人向けのビジネス推進にお役立てください。

- 具体的なサービスのご利用方法については、保険証券に同封される「インバウンドビジネス支援サービスご利用方法」のチラシをご参照ください。
- 本サービスは、東京海上日動の提携会社を通じてサービス提供します。
- 本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

# 提供・提案するサービスをご活用ください!

日動までお問い合わせください。

## ベルフォア社による 早期災害復旧支援サービス

### 東京海上日動が提携するベルフォア社の「早期災害復旧支援」とは?

#### ベルフォア社とは? BELFOR (●)

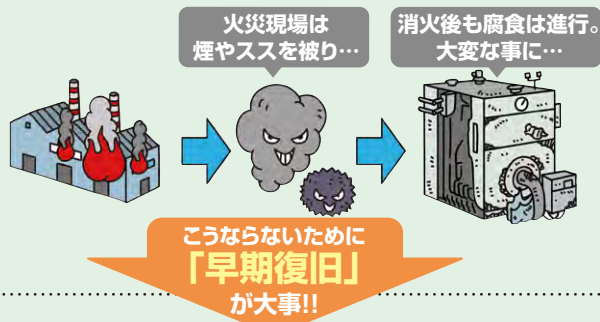
ベルフォア社は、火災、水災等からの災害復旧支援を行う世界的な災害復旧専門会社です。火災等で罹災した建物・機械設備の煙・スス等による汚染の調査、汚染除去を行います。従来は新品交換する以外に方法がなかった機械、設備等を罹災前の機能・状態に修復し、事業の早期復旧を支援します。

#### 早期復旧の重要性

##### もしも、災害が発生したら、**時間との戦い**です。

東京海上日動は、世界的な災害復旧専門会社であるベルフォア社との提携会社です。ベルフォア社はお客様の機械設備の腐食進行を抑制する応急処置「安定化処置」をご提供します。

例えば、火災事故の場合…



##### 機械設備の**腐食拡大防止処置**が必要です。

災害発生後の状態で放置しておくと、機械設備は腐食・さびが急速に進行し、復旧不能となるケースもあります。



#### ベルフォア社の「早期災害復旧支援」の流れ

##### ステップ①

##### 災害汚染確認

(修復の可否・イオン汚染状況確認)

##### ステップ②

##### 安定化処置

(被害の拡大防止のための腐食・さびの進行抑制処理)

##### ステップ③

##### 最適な復旧計画のご提案

##### ステップ④\*1

##### 本格復旧

(ベルフォア社による早期修復)  
or  
機械設備メーカーによる修理・交換

\*1 被害の程度により、それぞれの組み合わせで対応いたします。

### 注目!

超ビジネス保険の財産、工事または休業に関する補償をご契約いただくと、安定化処置費用補償特約が自動セットされます。この特約により、財産、工事または休業に関する補償で保険金のお支払対象となる事故のうち、ご契約時に選択いただいたプランで補償の対象となる事故の場合に行った安定化処置に対して安定化処置費用保険金をお支払いします。

【ベルフォア社のサービスと安定化処置費用補償特約に関して】

財産、工事または休業に関する補償をご契約いただいた場合に、安定化処置費用補償特約が自動セットされます。事故が発生した場合は、ご契約の代理店または東京海上日動までご連絡いただくとともに、ベルフォア社の安定化処置をご要望のときはその旨も併せてご連絡ください。

また、夜間・休日等の場合においてベルフォア社の安定化処置をご要望のときには、以下に記載のベルフォアジャパン社にご連絡ください。ただし、ベルフォアジャパン社は保険事故受付窓口とは異なりますので、別途ご契約の代理店または東京海上日動まで事故についてご連絡ください。

※この特約をセットすることによる保険料の割増はありません。

※この特約は、罹災時にお客様がベルフォア社のサービスを受けられることを約定するものではありません。

※早期災害復旧支援サービスの全てが、この特約の補償内容となる「安定化処置」に該当するものではありません(P.18をご確認ください。)

0120-119-140

受付時間:24時間365日

ベルフォアジャパン株式会社  
www.belfor.com/ja/jp

➡ 安定化処置費用補償特約の詳細は、財産に関する補償についてはP.18およびP.54を、工事に関する補償についてはP.23およびP.57を、休業に関する補償についてはP.30およびP.58をご確認ください。

事業活動を取り巻くリスクを減らす

財産に関する補償

工事に関する補償

休業に関する補償

賠償責任に関する補償

労災事故に関する補償

経営者の皆様へのお役立ち情報

ご契約に関する注意事項

保険金をお支払いしない場合

用語の解説

ご契約にあたっての注意事項

「経営者の皆様へのお役立ち情報」ページで紹介するサービスの詳細は、代理店または東京海上

## 弁護士ドットコムプレミアムサービス

いつでも、どこでも**法律トラブル解決**のヒントを!

 **弁護士ドットコム**

日本最大級の法律相談ポータルサイト



**東京海上日動**

## 弁護士ドットコム プレミアムサービス

超ビジネス保険のご契約者限定のサービスです。

### サービス内容

**無料**

超ビジネス保険のご契約者は、「**弁護士ドットコム**」が提供する下記の「**プレミアムサービス**」を無料でご利用いただけます。



#### 他の質問者の法律相談閲覧サービス

2万件を超える事業者の法律相談と、その質問に対する弁護士の回答をいつでもスマートフォンまたはパソコンから閲覧することができます。ご自身のトラブルと類似の相談内容と回答を参照することにより、トラブル解決のヒントを得ることができます。



#### お気に入り相談管理サービス

閲覧した相談をお気に入り登録できる機能です。再検索の手間を取ることなく、過去参考とした相談内容をいつでも閲覧することができます。

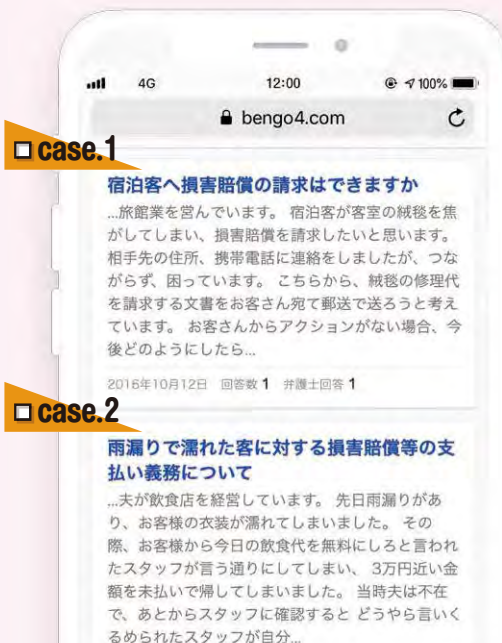


#### カスタム検索サービス

投稿時期や弁護士の回答数で条件を絞り込み、相談を表示する機能です。複数の弁護士が回答している相談を効率よく検索することができます。

2万件の事業者の**法律相談が見放題**

[下記は一例]



### サービスのご利用方法

1

スマートフォンでアカウント登録用QRコード\*を読み取り、「**弁護士ドットコム**」にアクセスします。

\*アカウント登録用のQRコードは、ご契約時にご契約者宛に送付される保険証券同封の「弁護士ドットコムプレミアムサービスご案内」のチラシに記載されています。

2

証券番号、メールアドレス等の必要事項を入力し、アカウント登録をします。

3

ご利用の準備完了です!

START!

\*QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

#### ご利用にあたっての注意点

1. 本サービスは、超ビジネス保険のご契約者の方のみご利用いただけるサービスです。
2. 本サービスのご利用に際しては、「アカウント登録用QRコード」から、提携会社(弁護士ドットコム株式会社)が運営する「弁護士ドットコム」にアクセスし、利用規約に同意いただいたうえで、アカウント登録を行う必要があります。
3. 本サービスは、弁護士ドットコム株式会社により提供するサービスであり、東京海上日動が提供するものではありません。「アカウント登録用QRコード」からアクセスしたリンク先のご利用またはそこに記載される情報のご使用等によって発生した損害に関して、東京海上日動は一切責任を負いません。
4. 「弁護士ドットコム」は、超ビジネス保険の事故報告や保険金請求に関する窓口ではありません。
5. 具体的なサービスのご利用方法については、保険証券に同封される「弁護士ドットコムプレミアムサービスのご案内」のチラシをご参照ください。
6. 本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。



# 提供・提案するサービスをご活用ください!

日動までお問い合わせください。

## i-Construction推進支援サービス

本サービスは、工事に関する補償をご契約いただいた皆さまに、IoTプラットフォーム「Landlog」で通常付与されるストレージに、追加で20GBのストレージを無料でご提供するサービスです。

### ■ i-Constructionとは?

「ICTの全面的な活用」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある建設現場を目指す、国土交通省が推進している取り組みです。

### ■ i-Constructionが目指すもの

一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善



建設現場での死亡事故ゼロ



建設現場に携わる人の賃金の水準の向上を図るなど魅力ある建設現場に



建設業を「給与が高い、休暇がとれる、希望が持てる」業界に



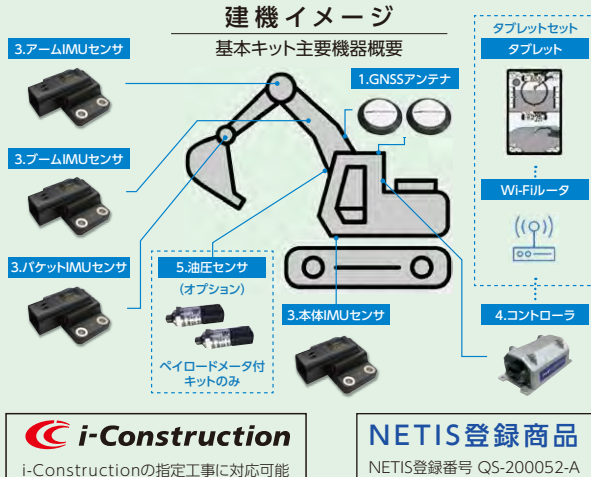
i-Constructionを推進し、「安全で生産性の高い未来の現場」を実現する



Landlog 導入でできることの一例

### SMART CONSTRUCTION Retrofit

レトロフィットキットを通常の建機に後付けして…



ICT建機と同程度の機能を利用可能とし、納期の短縮、安全性・品質の向上を実現します!

	装着前	装着後
3D設計データを利用した3D施工	<input type="checkbox"/> 不可	<input checked="" type="checkbox"/> 可能
3D制御	<input type="checkbox"/> 不可	<input checked="" type="checkbox"/> ガイダンス機能のみ
丁張・補助作業員	<input type="checkbox"/> 必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要
3D施工履歴	<input type="checkbox"/> 取得不可	<input checked="" type="checkbox"/> 取得可能

3D設計データや施工履歴の保存に、本サービスで提供する追加ストレージが活用いただけます。



### ご利用にあたっての注意点

- ・本内容は株式会社EARTHRAINの提供するサービスの概要を説明したものです。
- ・本サービスは無料でご利用いただけますが、Landlog上には有料のサービス、アプリケーションがございます。
- ・本サービスは「超ビジネス保険（工事に関する補償）」のご契約者の方のみがご利用いただけます。
- ・本サービスのご利用に際しては、利用規約に同意いただいたうえで、お申込みしていただく必要があります。
- ・本サービスは、株式会社EARTHRAINにより提供するサービスであり、東京海上日動が提供するものではありません。アクセスしたリンク先のご利用またはそこに記載される情報のご使用等によって発生した損害に関して、東京海上日動は一切責任を負いません。
- ・「株式会社EARTHRAIN」は、超ビジネス保険の事故報告や保険金請求に関する窓口ではありません。
- ・具体的なサービスのご利用方法については、保険証券に同封される「i-Construction 推進支援サービス」のチラシをご参照ください。
- ・Landlogについてご不明な点がございましたら、株式会社EARTHRAINのお客様専用お問合せフォーム (<https://www.landlog.info/contact/>) にてご照会ください。
- ・本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

事業活動を取り巻く  
リスク一覧表

財産に関する補償

工事に関する補償

休業に関する補償

賠償責任に関する補償

労災事故に関する補償

経営者の皆様への  
お役立ち情報

ご契約に関する  
ご注意事項

保険金をお支払い  
しない場合

用語の解説

ご契約にあたっての  
ご注意事項

「経営者の皆様へのお役立ち情報」ページで紹介するサービスの詳細は、代理店または東京海上

## サイバーリスク 緊急時ホットラインサービス

本サービスは、賠償責任に関する補償のうち、「サイバー・情報漏えい事故の補償」または「情報漏えい事故の補償」を選択されたご契約者の皆様に無料でご利用いただけます。

お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、専用窓口(フリーダイヤル)で直接ご支援を実施するサービスです。

24時間365日、サイバーリスクに関するトラブルのご連絡・ご相談を日本全国どこからでも受け付けます!

### 緊急時ホットライン サービスの特長

#### 日常のサイバー トラブルからご支援



ウイルス感染等の日常のサイバー  
トラブルに、初期アドバイスやリ  
モートサポート等を行います。

#### 経験豊富なサイバー 専門家がご支援



インシデント対応の専門家が、事故  
対応に精通した保険会社ならでは  
の支援を行います。

#### 多様な専門事業者 ラインナップ



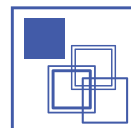
多様な専門事業者の中から、トラブ  
ルの状況やお客様のニーズに応じ  
て最適な事業者をご紹介します。

#### 初動から再発防止 までご支援



初動対応から保険金請求、さら  
には再発防止策の実行に至るまで  
ワンストップでご支援します。

#### 保険適用外でも サービス利用可能



仮に保険が適用されない場合でも  
サービス利用可能です。

(専門事業者手配の実費はお客様のご負担となります。)



ブ ロ ッ ク サ イ バ ー  
**0120-269-318**

※ご利用の際は、「ご契約者名」「証券番号」を確認させていただきます。

**24時間365日対応**(年中無休)

### ご利用にあたっての主な注意事項

- 本サービスは、「サイバー・情報漏えい事故の補償」および「情報漏えい事故の補償」のご契約者の方のみご利用いただけるサービスです。
  - 本サービスは、利用者の損害拡大防止の支援を目的とするものであり、利用者に対し各種トラブルおよびインシデントの解決を東京海上日動が保証するものではありません。また、東京海上日動が提供するサービスの正確性、利便性、有用性、完全性等を保証するものでもありません。
  - 本サービス利用に際して特段の申込手続き等は不要で、利用回数に制限はありません。
  - 東京海上日動は、本サービスに付随または関連して利用者が被ったあらゆる損害については、当該損害が東京海上日動の故意または重過失により生じたものである場合を除き、一切責任を負いません。
  - 本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。
- ※詳細は「緊急時ホットラインサービス利用規約」(www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/jigyo/cho\_business/covenant)をご確認ください。

# 提供・提案するサービスをご活用ください!

日動までお問い合わせください。

## 経営支援サービス (BUDDY+)

### BUDDY+とは…

中小企業が抱える経営課題や旬なテーマについて、情報提供から解決に至るまでのサービスをワンストップでご提供するソリューションサイトです。  
東京海上日動のご契約の有無に関わらず、無料でご利用いただけます。(※一部有料、保険の付帯サービスがございます。)

中小企業の挑戦を支え続ける

# BUDDY+

### BUDDY+の主なご提供サービス

#### 資金対策 (助成金・補助金診断システム)

受給の可能性がある助成金を1分で診断!  
また、専門家による個別相談(無料)、申請支援(有料)までサポートします。



#### 脱炭素・GX (GXはじめてガイド)

GXの基礎知識や取り組むメリットについて、先行企業の取組事例もまじえながら、はじめての方でもわかりやすく図解で解説します。



#### 生産性向上・DX (プロドア)

経験豊富なプロ人材のマッチングサービスです。月2回や1か月など、柔軟な雇用形態で経営課題の解決までをハンズオン支援します。

#### 人材育成 (e-Learningライブラリ)

ビジネスマナーからPCスキル、マネジメントのコツまで、約400種類もの幅広い研修動画を無料でご用意しています。

### BUDDY+のご利用方法 登録はかんたん3ステップ!

1 QRコード※1などから登録フォームにアクセス



2 メールアドレスと企業情報などを登録



3 すぐ使えるサービス※2を多数ご用意!



メールアドレスのご登録はこちら



※1 QRコードはデンソーウェブの登録商標です。※2 一部、提携企業・団体とのお手続きが必要な場合がございます。

メールアドレスのご登録で、経営に役立つ情報もスピーディーにご提供!  
非常事態発生時にも迅速に情報をお届けします

PCはこちら

BUDDY+ 東京海上日動 🔍

## 東京海上ディーアール株式会社による 企業向けリスクコンサルティングサービス

### 東京海上ディーアール株式会社とは?

東京海上ディーアールは、東京海上グループの企業です。1世紀以上に及ぶ東京海上のノウハウをもとに1996年に誕生しました。企業を取り巻く様々なリスクに対し、実践的で効果の高い対策をご提案します。

企業リスク情報やセミナーのご案内等の内容が充実しています。ホームページをご参照ください。

東京海上ディーアール株式会社 ▶

www.tokio-dr.jp/

事業活動を取り巻く  
リスクを把握

財産に関する補償

工事に  
関する補償

休業に  
関する補償

賠償責任に  
関する補償

労災事故に  
関する補償

経営者の  
皆様への  
お役立ち情報

ご契約に  
関する  
注意事項

保険金をお  
支払い  
しない去  
留金

用語の  
解説

ご契約にあ  
たっての  
注意事項

## 0. 共通

### 自動付帯の特約による補償の制限

すべてのご契約に「サイバー攻撃による事故の補償限定特約」が自動セットされます\*1。  
この特約により、以下の損害、損失および営業継続費用については保険金をお支払いできません。

財産に関する補償 工事に関する補償	サイバー攻撃 <sup>🏠</sup> によって保険の対象について生じた損害。ただし、サイバー攻撃 <sup>🏠</sup> によって、保険の対象に火災、破裂または爆発が生じた場合は、補償の対象となります。
休業に関する補償*2	サイバー攻撃 <sup>🏠</sup> によって保険の対象について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失および被保険者に生じた営業継続費用。ただし、サイバー攻撃 <sup>🏠</sup> によって、保険の対象である占有物件または隣接物件に火災、破裂または爆発が生じた場合は、補償の対象となります。
賠償責任に関する補償*3	サイバー攻撃 <sup>🏠</sup> に起因する損害*4

\*1 本特約は、「労災事故に関する補償」には適用されません。

\*2 コンピュータシステム中断補償特約については、この特約の規定は適用されません。

\*3 賠償責任に関する補償のうち、「サイバー・情報漏えい事故の補償」、「情報漏えい事故の補償」、「弁護士費用等(事業用)の補償」、「リコール事故の補償」、「人格権・宣伝侵害事故補償特約」には、この特約の規定は適用されません。

\*4 「借用不動産損壊事故の補償」については、サイバー攻撃<sup>🏠</sup>によって借用不動産について火災、破裂または爆発が生じた場合は補償の対象となります。

# 1. 財産に関する補償

## 保険の対象

P.9~14 特設1 と併せてご確認ください。

(1) 建物\*1、設備・什器等\*2、屋外設備装置\*3、商品・製品等\*4を保険の対象とすることができます。

- \*1 専用住宅建物、住居と店舗・事務所等の両方の用途に用いられている建物は保険の対象とはなりません。
- \*2 設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
- \*3 建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。
- \*4 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。

(2) 以下のものは保険の対象に含まれませんので、ご注意ください。

- 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める自動車をいいます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含まれます。)、船舶または航空機、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
- 通貨等<sup>①</sup>、預貯金証書<sup>②</sup>その他これらに類する物(ただし、保険の対象が設備・什器等で盗難の補償を選択していただいている場合、業務用の通貨等<sup>①</sup>、預貯金証書<sup>②</sup>の盗難については一定金額まで補償されます。▶詳細はP.17をご覧ください。)
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置ならびに海上に所在する設備装置
- 新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物のうち、工事の発注者に被保険者<sup>③</sup>が含まれていないもの
- 組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者<sup>③</sup>が含まれていないもの
- 仮工事の目的物、工所用仮設物、工所用仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工所用材料または工所用仮設材
- 動物、植物等の生物(動物、植物等の生物が商品・製品等である場合は保険の対象に含まれます。ただし、動物および植物不担保特約がセットされている場合は、商品・製品等である動物、植物等の生物も保険の対象に含まれません。)
- 被保険者<sup>④</sup>がリース契約に基づき賃貸する屋外設備装置および設備・什器等
- 法令により被保険者<sup>④</sup>による所有または所持が禁止されている物
- データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- 被保険者<sup>④</sup>が所有する商品・製品等のうち、被保険者<sup>④</sup>が直接提供する者に対して引き渡したものと
- レンタル契約に基づき賃貸する屋外設備装置および設備・什器等(被保険者から賃借人に引き渡された時から、賃借人から被保険者<sup>④</sup>に返還された時までの間のみ保険の対象に含まれません。)[自動セット:レンタル物件不担保特約]

(3) お支払対象となる事故によっては、補償される保険の対象が限定されますので、ご注意ください。

● 風災、雹災、雪災の場合：以下の物(風災危険設備)については、補償されません。

- ・屋外設備装置に該当する街路灯および外灯
- ・使用期間および設置期間が年間3か月以下の屋外設備装置
- ・建築中の屋外設備装置
- ・ゴルフネット等の防球ネット設備(ポールを含みます。)

※風災危険設備の風災、雹災および雪災危険補償特約をセットいただくことで、上記の風災危険設備について風災、雹災、雪災を補償することができます。

● 電氣的・機械的事故\*5の場合：以下の物で、屋外設備装置に該当するものまたは建物もしくは屋外設備装置に付属するものについてのみ補償します。

\*5 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用(ショート、アーク、スパーク、過電流等)や機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。

空調設備	温風暖房機、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナー、ユニットクーラー、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類 等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサー、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碇子・碇管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、通信配線、照明器具、発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備 等
給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備 等
昇降設備	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機 等
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール 等
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール 等
エア・シュータ設備	送風機、気送子、インターホン 等
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス 等
駐車場機械設備	駐車場機械本体、駐輪場機械設備、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置、駐車券発行機・精算機 等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、宅配ボックス、建物免震・制震機械装置、ごみ処理・塵芥焼却設備、ベルトコンベア、放送設備、ボイラー 等
上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	

ただし、これらの設備の基礎(アンカーボルトを含みます。)のみに生じた損害に対しては、保険金を支払いません。また、これらの設備からは、以下に規定するものを除きます。


- ・コンクリート製・陶磁器製・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具(陶磁器製の機器または器具には、碇子・碇管を含みません。)
- ・消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
- ・ベルト、ワイヤーロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたはX線管。ただし、エレベーターのワイヤーロープは、保険の対象に含まれます。
- ・潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油、水銀整流器内の水銀および蒸気タービン装置または水力発電装置の潤滑油または操作油は、保険の対象に含まれます。
- ・フィルターエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
- ・炉壁または予備用の部品。ただし、ボイラーの炉壁は、保険の対象に含まれます。

※電氣的・機械的事故の補償対象拡大特約をセットいただくことで、保険の対象である設備・什器等のうち、建物内に収容されており稼働可能な状態にある物についても、電氣的・機械的事故を補償することができます。ただし、補償の対象とならない物がありますので、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

## 建物に関する2つの契約方式

P.11~12 **特徴1**と併せてご確認ください。

「基本方式」または「特定敷地内限定方式」でご契約いただいた場合に、建物に関して2つの契約方式をご用意しています。

契約方式	詳細		
建物包括契約方式 (建物包括補償特約をセット)	基本方式の場合	日本国内に所在する、被保険者 <sup>①</sup> 所有のすべての建物*6を保険の対象とします。そのため、保険期間中に保険の対象となる建物を追加で取得*7した場合は、あらかじめ東京海上日動にご連絡ください。ただし、万が一、取得した時より後にご連絡いただいた場合でも、取得した時から翌月の末日までに限り、東京海上日動にご連絡いただく前に生じた事故による損害についても補償します。この場合、損害保険金のお支払額は1事故につき10億円を限度とします。	 <p>保険期間中に保険の対象となる建物がすべて存在しなくなった場合は、建物包括補償特約はご契約から削除され、適用されなくなります。そのため、それ以降追加で取得した建物があっても、自動的に補償されませんので、ご注意ください。</p>
	特定敷地内限定方式の場合	ご契約時に特定した敷地内に所在する、被保険者 <sup>①</sup> 所有のすべての建物*6を保険の対象とします。そのため、ご契約時に特定した敷地内において保険期間中に保険の対象となる建物を追加で取得*7した場合は、あらかじめ東京海上日動にご連絡ください。ただし、万が一、取得した時より後にご連絡いただいた場合でも、取得した時から翌月の末日までに限り、東京海上日動にご連絡いただく前に生じた事故による損害についても補償します。この場合、損害保険金のお支払額は1事故につき10億円を限度とします。	
建物個別契約方式	基本方式の場合	日本国内に所在する、被保険者 <sup>①</sup> 所有の建物のうち、ご契約時に特定した建物のみを保険の対象とします。	
	特定敷地内限定方式の場合	ご契約時に特定した敷地内に所在する、被保険者 <sup>①</sup> 所有の建物のうち、さらに建物を特定していただき、その特定した建物のみを保険の対象とします。	

\*6 以下の建物は、保険の対象には含まれません。

- ・居住の用に供する建物 ・倉庫物件に該当する建物 ・空港の敷地内に所在する建物 ・電庫庫、電車修理工場の敷地内に所在する建物
- ・発電所、変電所、開閉所、熱発生所、風力発電所、廃棄物発電所または廃棄物熱発生所の敷地内に所在する建物
- ・石油精製工場、石油化学工場、貯油所、LNG気化工場、または石油備蓄基地の敷地内に所在する建物

\*7 保険の対象である建物を増築することを含みます。

## 「特定敷地内限定方式」または「特定建物限定方式」を複数ご契約いただく場合のご注意点

P.9~14 **特徴1**と併せてご確認ください。

複数の拠点に所在する財産を保険の対象とする場合は、原則「基本方式」でのご契約となり、1つの拠点に所在する複数の建物を保険の対象とする場合は、原則「特定敷地内限定方式」でのご契約となりますが、ご契約時に以下の条件をいずれも満たすときは、「特定敷地内限定方式」、「特定建物限定方式」にて複数ご契約いただけます。

- ① 設備・<sup>②</sup>什器等、屋外設備装置、商品・製品等を保険の対象とする場合は、これらの保険の対象ごとにお客様が所有するすべての財産\*8をご契約いただくこと。  
\*8 超ビジネス保険で保険の対象に含むことができる財産に限り、建物外に所在する財産を補償の対象外とする場合は、建物外に所在する財産を除いたすべての財産とします。また、一部の財産を既に他の保険会社(共済を含みます。)でご契約している場合は、その財産を除いたすべての財産とします。
- ② 財産に関する補償に加え、休業に関する補償、賠償責任に関する補償、労災事故に関する補償のいずれかをご契約いただくこと。
- ③ すべての超ビジネス保険のご契約の始期日と満期日が同一であること。

特にご注意  
いただきたい  
ポイント



- ・「基本方式」でのご契約いただく場合と、「特定敷地内限定方式」または「特定建物限定方式」で複数ご契約いただく場合では、保険の対象となる財産の範囲が異なります。「基本方式」では日本国内に所在する財産が保険の対象となりますが、「特定敷地内限定方式」では、ご契約時に特定した1つの敷地内に所在する財産のみ、「特定建物限定方式」では、ご契約時に特定した1つの建物およびその建物内に収容されている財産のみが保険の対象となります。このため、「特定敷地内限定方式」または「特定建物限定方式」では、ご契約時に特定した1つの敷地内または1つの建物から一時的に別の場所に持ち出し中の財産や、別の場所に輸送中の財産は補償の対象外となります。詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。
- ・条項セット割引の適用可否は、ご契約ごとに判定します。

## 水災の保険金支払方式

P.15 **特徴2**と併せてご確認ください。

水災による損害に対する保険金のお支払方式は、以下の2つの方式をご用意しております。

浸水条件有型実損払方式	<p>保険の対象に水災による損害が生じ、その損害の状況が以下のいずれかに該当する場合に保険金をお支払いする方式です。</p> <p><b>建物:</b>保険価額の30%以上の損害が生じた場合、または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、損害が生じた場合</p> <p><b>建物内設備・<sup>②</sup>什器等、建物内商品・製品等:</b>収容する建物が地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、損害が生じた場合</p> <p><b>建物外設備・<sup>②</sup>什器等、輸送中<sup>③</sup>の商品・製品等(建物外に所在する場合):</b>敷地内ごとに保険価額の30%以上の損害が生じた場合*9</p> <p><b>屋外設備装置:</b>1基ごとに保険価額の30%以上の損害が生じた場合*9</p>
浸水条件無型実損払方式	<p>保険の対象に水災による損害が生じた場合に保険金をお支払いする方式です。</p>

\*9 屋外設備装置または建物内に収容されていない設備・<sup>②</sup>什器等もしくは商品・製品等が敷地内に所在しない場合は、同一の事故により敷地内に所在する保険の対象について生じた損害に対して損害保険金が支払われるときに、保険金をお支払いします。

## お客様の業種および保険の対象による補償の制限

P.15 **特徴2**と併せてご確認ください。

お客様の業種および保険の対象によっては、以下の特約が自動セットされ、補償の一部が対象外となり、保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

建設業の場合	<p>工事中建物内収容設備・<sup>②</sup>什器等および商品・製品等 不担保特約</p>	<p>保険の対象が設備・<sup>②</sup>什器等、商品・製品等の場合で、建物内設備・<sup>②</sup>什器等、建物内商品・製品等についてP.15「お支払対象となる事故」の⑥~⑩のいずれかの事故が補償されるときに自動セットされます。この特約により、P.15「お支払対象となる事故」の⑥~⑩の事故によって、新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物内(建物の一部を増築、改築、修繕または取りこわし中の場合は、増築、改築、修繕または取りこわし中の部分に収容されているもの)に限り、収容されている設備・<sup>②</sup>什器等、商品・製品等に生じた損害については補償しません。</p>
--------	--	---

費用保険金のお支払額

P.18 **特徴6** と併せてご確認ください。

費用保険金	お支払額	
修理付帯費用保険金	実費をお支払いします。ただし、1事故につき保険の対象の合計保険金額 <sup>※1</sup> の30%または1,000万円(工場物件の場合5,000万円とします。)のいずれか低い額を限度とします。	
損害拡大防止費用保険金	実費をお支払いします。	
請求権の保全・行使手続費用保険金	実費をお支払いします。	
失火見舞費用保険金	1被災世帯につき50万円をお支払いします。ただし、1事故につき保険の対象の合計保険金額 <sup>※1</sup> の20%を限度とします。	
地震火災費用保険金	以下のとおり、お支払いします。ただし、1事故1敷地内につき300万円(工場物件の場合は2,000万円とします。)を限度とします。	
	建物	半焼以上 <sup>※2</sup> の損害の場合、保険金額 <sup>※1</sup> の5%をお支払いします。
	屋外設備装置	保険価額の50%以上の損害の場合、保険価額の5%または保険金額 <sup>※1</sup> の5%のいずれか低い額をお支払いします。
	建物内に収容されている設備・什器等、商品・製品等	収容する建物が半焼以上 <sup>※2</sup> の損害の場合、建物ごとに100万円または保険金額 <sup>※1</sup> の5%のいずれか低い額をお支払いします。
	屋外設備装置に収容されている設備・什器等、商品・製品等	収容する屋外設備装置が保険価額の50%以上の損害の場合、屋外設備装置ごとに100万円または保険金額 <sup>※1</sup> の5%のいずれか低い額をお支払いします。
安定化処置費用保険金 (自動セット・安定化処置費用補償特約(財産条項用))	安定化処置費用については、安定化処置実施後、「ベルフォア社が保険の対象を本格修復した場合」は修理費の一部として財産に関する補償により損害保険金としてお支払いしますが、「被保険者がベルフォア社による保険の対象の本格修復を選択せず、別途新品交換を行った場合」は、その安定化処置費用に対して安定化処置費用補償特約(財産条項用)により安定化処置費用保険金として、1事故につき5,000万円 <sup>※3</sup> を限度にお支払いします。	

※1 保険金額<sup>▲</sup>が保険価額を超える場合は、保険価額とします。また、高価貴金属等<sup>▲</sup>を補償の対象とする場合は、保険の対象の合計保険金額に高価貴金属等のご契約時に設定した限度額を加算します。  
 ※2 建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延床床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。  
 ※3 財産に関する補償と併せて休業に関する補償をご契約いただいている場合、これらを合計して1事故につき5,000万円が限度となります。

保険金額の設定方法のご注意点

P.11~14 **特徴1** と併せてご確認ください。

- 事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額<sup>▲</sup>を設定してください。
- 保険の対象の評価額に約定付保割合を乗じて保険金額<sup>▲</sup>を設定します。約定付保割合は30%から100%までの10%単位で設定します。ただし、引受方式が基本方式または特定敷地内限定方式で、保険の対象が設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等の場合、約定付保割合は100%での設定のみとなります。
- 保険金額が保険の対象の評価額を超過する状態(超過保険)で事故が発生した場合、お受け取りいただける損害保険金のうち、「残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用」を除いた額は、保険の対象の評価額が上限となり、保険金額<sup>▲</sup>のうち保険の対象の評価額を超える部分に対してはお支払いできませんので、ご注意ください。

特にご注意ください  
 いただきたいポイント



- 建物の保険金額に土地代を含めて保険金額を設定した場合、土地代に相当する金額が保険の対象の評価額を超過することとなりますので、土地代を含めずに保険金額を設定してください。
- 他の保険契約等(共済契約を含みます。)をご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等がある場合は、他の保険契約等と合算した保険金額が保険の対象の評価額を超えると、超えた部分に対する保険料が無駄となることがあります。

- 財産に関する補償をご契約いただいた場合は、「保険金額設定に関する特約」が自動セットされます。財産に関する補償をご契約いただいた場合で、ご契約者<sup>▲</sup>または被保険者<sup>▲</sup>の故意または重大な過失によって、保険金額<sup>▲</sup>が保険の対象の評価額に約定付保割合を乗じて算出された額より低く設定されたことを東京海上日動が知ったときは、「保険金額設定に関する特約」により、その不足する割合に応じて保険金を削減してお支払いすることがあります。

特にご注意ください  
 いただきたいポイント



- 引受方式を「基本方式」または「特定敷地内限定方式」でご契約いただく場合は、特に以下の点にご注意ください。
- 建物外に所在する設備・什器等、商品・製品等を保険の対象とする場合は、建物外に所在する設備・什器等、商品・製品等の評価額も含めて保険金額を設定してください。また、設備・什器等の保険金額は屋外設備装置の評価額を除いて設定してください。
- 保険の対象となる設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等が複数の場所に所在する場合は、すべての場所に所在する保険の対象の評価額の合計額と同額で保険金額を設定してください。保険の対象のうち一部の設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等に限定して保険金額を設定することはできません。

保険料の算出に必要な事項

(1) 保険の対象の所在地

保険の対象となる建物の所在地、保険の対象となる屋外設備装置の評価額の合計が最大となる敷地内(「特定敷地内限定方式」の場合はその敷地内)の所在地、または保険の対象となる設備・什器等もしくは商品・製品等を収容する主要収容建物<sup>※4</sup>の所在地をご確認ください。

※4 主要収容建物とは、設備・什器等、商品・製品等ごとに、収容されている保険の対象の評価額が最大の建物をいいます。主要収容建物は、業種ごとに決定します。

(2) 物件種別

建物(設備・什器等、商品・製品等の場合は主要収容建物が所在する敷地内)の物件種別をご確認ください。ただし、保険の対象が設備・什器等、商品・製品等で、お客様の業種が製造業以外の場合は、主要収容建物の物件種別は一般物件とし、ご確認は不要です(製造業の場合は物件種別を必ずご確認ください。)。また、保険の対象が屋外設備装置の場合は、物件種別は一般物件とし、ご確認は不要です。

事業活動を取り巻くリスク一覧表

財産に関する補償

工事に関する補償

休業に関する補償

賠償責任に関する補償

労災事故に関する補償

経営者の皆様へのお役立ち情報

ご契約に関するご注意事項

保険金をお支払いしない場合

用語の解説

ご契約にあたっての注意事項

## 【物件種別】

一般物件	工場物件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所、専用店舗、工場物件に該当しない作業場等の建物</li> <li>・上記の建物と同一の敷地内に所在する設備・什器等または商品・製品等</li> </ul>	一定以上の作業規模*5を有する工場敷地内に所在する作業所、動力室、倉庫、事務所等の建物、設備・什器等、商品・製品等

\*5 動力設備50kW以上、電力設備100kW以上、作業人員50人以上のいずれかに該当する場合はいいます。ただし、動力設備、電力設備は、工業上の作業に使用するものをいいます。

## (3) 構造級別

建物(設備・什器等、商品・製品等の場合は主要収容建物)、屋外設備装置の構造級別は保険料を決定するうえで重要な項目です。以下の事項をご確認のうえ、「建物の構造級別判定フローチャート」にしたがって構造級別をご確認ください。

※屋外設備装置の構造級別は2級とし、ご確認は不要です。

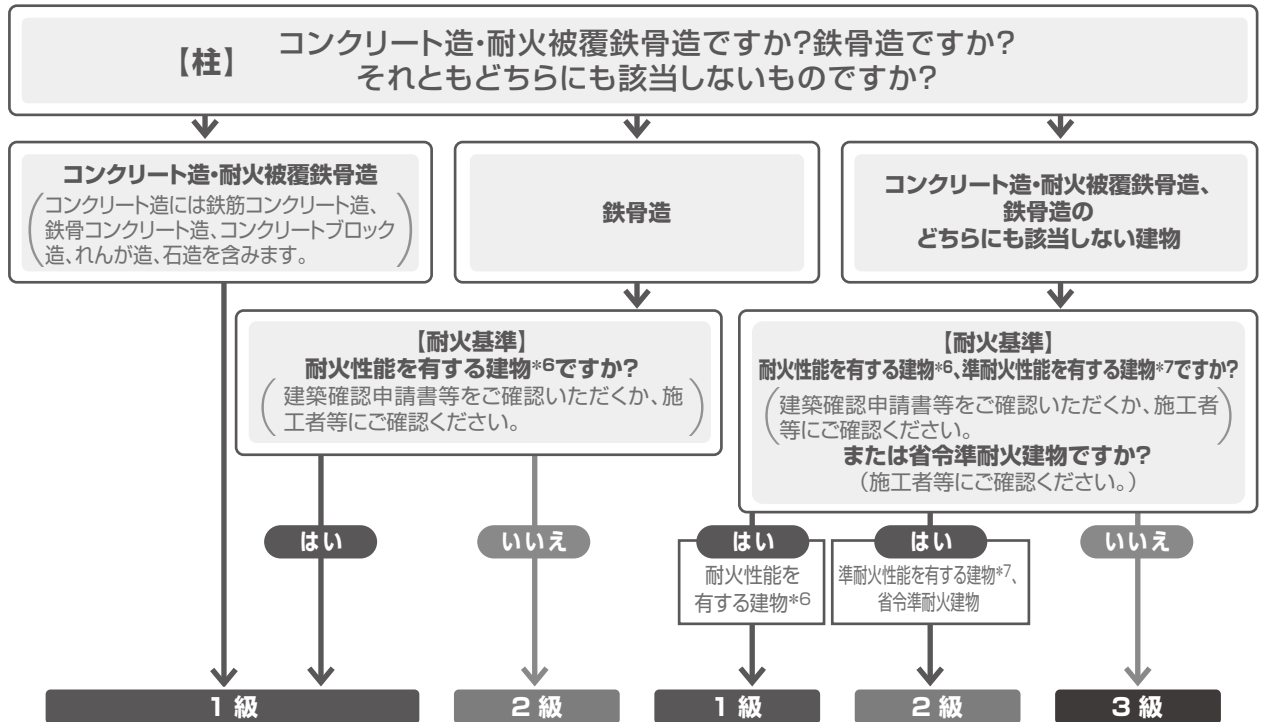
### <構造級別判定のしくみ>

- 建物の構造級別は「コンクリート造」「鉄骨造」「木造」といった【柱】の種類から判定します。ただし、「耐火性能を有する建物\*6」、「準耐火性能を有する建物\*7」または「省令準耐火建物」のように耐火性が優れている場合は、**建物の性能に応じた【耐火基準】**を優先して構造級別を判定します。
- 【耐火基準】で判定する場合は、建築確認申請書等の建物の耐火性能が判定できる書面か施工者または不動産会社(以下、「施工者等」といいます。)による証明書をご提出いただく場合があります。

※ 建物の柱が複数の異なる種類の材質で建築されている場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

### <建物の構造級別判定フローチャート>

- 以下のフローにしたがって、建物(設備・什器等、商品・製品等の場合は主要収容建物)の構造級別を判定します。



① 「耐火性能を有する建物\*6」、「準耐火性能を有する建物\*7」または「省令準耐火建物」に該当する場合は、【柱】のみで構造を判定する場合と比べて保険料が安くなることがあります。特に【柱】が「木造」の場合は、構造級別の判定にご確認ください。

\*6 耐火性能を有する建物には、「耐火建築物」、「耐火構造建築物」、「主要構造部\*8が耐火構造の建物」または「主要構造部\*8が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準\*9に適合する構造の建物」が該当します。

\*7 準耐火性能を有する建物には、「準耐火建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」または「特定避難時間倒壊等防止建築物」が該当します。

\*8 建築基準法施行令第108条の3に定める「防火上及び避難上支障がない主要構造部」を有する場合は、その部分以外の主要構造部をいいます。

\*9 令和6(2024)年4月1日付改正前の建築基準法施行令においては、第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

## (4) 建築年月

建物が保険の対象である場合は、建築年月をご確認ください。

「建築年月」から「保険始期年月」までの年数によって算出した築年数\*10に応じて、保険料を算出します。建築年月が確認できない場合は、最も高い水準の保険料を適用します。

\*10 1年未満の端月数は切り捨てます。また、「建築年月」のうち建築月のみが確認できない場合は、建築月を「1月」とみなして築年数を判定します。

## (5) 職作業・工場物件業種

保険の対象が建物の場合は、建物内で行われている職作業または工場物件業種をご確認ください。

保険の対象が設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等の場合は、職作業および工場物件業種のご確認は不要です。ただし、保険の対象が設備・什器等または商品・製品等の場合で、お客様の業種が製造業かつ物件種別が工場物件のときは、製造業の種類によってはその工場物件の詳細を確認させていただくことがあります。



## 2. 工事に関する補償

### 対象となる工事・対象とならない工事

P.21 [特徴1](#)と併せてご確認ください。

(1) 記名被保険者<sup>①</sup>が保険期間中に施工しているすべての工事が対象となります。

対象となる工事種類*1	対象となる工事の主な例
建物建築(新築・増改築)工事	住宅、ビル等の建物の建築工事(増築、改築工事を含まず。)
家電品の据付工事	住宅への冷暖房機、洗濯機、コンピュータ、テレビ・オーディオ機器、電話機、ファクシミリ等の家電品の据付工事
建物内装・外装工事	ビル、住宅の建屋内工事(内装、改装、間仕切り、天井取替工事等)および建屋外工事(外壁、屋根取替え・補強、外壁吹付け工事等)
建物付帯設備工事 (管・給排水工事を除く)	建物等の空調、電気設備およびガス設備の据付工事(取替、増強工事を含まず。)
管・給排水工事	建物等の給排水衛生設備の据付工事(取替、増強工事を含まず。)
通信設備・電子機器(家電品を除く) の据付工事	交換機、コンピュータ(ホスト、サーバ、クライアント)、電話機、無線送信機、電源装置、その他周辺機器、アンテナ、通信用ケーブル、配線等の据付工事
建物外電気・受変電・送配電設備工事	変圧器、遮断器、配電盤、整流器、変流器、変成器および電気配線等の受変電・送配電設備の据付工事
その他の機械・設備等の組立・据付工事	金属工作機械、ポンプ、送風機、化学機械、プラスチック成形加工機、繊維機械、食品加工機械、試験・実験装置・測定機械等の据付工事
はつり・解体工事	はつり・解体工事
道路舗装工事*2	道路舗装工事
上下水道・地下構築物・基礎・外構工事*2	上下水道を敷設するための掘削工事、地下構築物工事、建物や構築物のための基礎工事、塀、柵、垣根等の外構を造築する工事
土地造成・地盤改良工事*2	土地造成工事、地盤改良工事
道路(道路舗装を除く)・ 鉄道・トンネル工事*2	道路工事(道路舗装工事を除きます。)、鉄道工事、トンネル工事
埋立・河川・港湾・海岸工事*2	埋立工事、さく井工事、護岸工事、堤防工事
ダム建設工事*2	ダム建設工事

\*1 工事種類は請負契約(下請負工事の場合は、下請負契約)単位で決まります。1つの請負契約に複数の工事種類が含まれる場合は、主たる工事の工事種類をその請負契約の工事種類とします。

\*2 対象工事が土木工事<sup>②</sup>に該当する場合は、土木工事<sup>②</sup>固有で保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない主な場合の詳細は、P.65をご確認ください。

(2) 以下の工事は対象となりませんので、ご注意ください。

- 共同企業体方式による工事における分担施工方式の工事で、記名被保険者<sup>①</sup>が施工する部分以外の工事
- 海外において行う工事
- 保険金額<sup>③</sup>が100億円を超える工事

### 保険の対象

P.22 [特徴2](#)と併せてご確認ください。

(1) 保険の対象は工事現場\*3に所在する以下の物となります。

保険の対象	保険の対象の範囲
本工事の目的物	請負契約上、完成後引渡しを要する工事物件*4 (例)ビル、空調設備、家電品、道路舗装部分
仮工事の目的物	本工事を行う際に必要な一時的な構造物 (例)型枠工、支持枠工、足場工、工事中道路、仮排水路
工事中仮設物	本工事・仮工事を行うために一時的に設置される電気配線、配管、電話・伝令設備、保安設備および照明設備
工事中仮設建物	本工事を行う際に必要な一時的な建物。工事期間以外においても恒久的に使用する建物は含みません。 (例)現場事務所、宿舍、倉庫
工事中仮設建物内の 什器・備品	工事中仮設建物に収容されている什器・備品。ただし、家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。
工事中用材料	本工事の目的物の一部を構成する資材またはその工事ですべて償却される資材*4 (例)ビルの一部となる鉄骨、機器および機器と機器を結ぶ配線
工事中仮設材	仮工事の目的物、工事中仮設物または工事中仮設建物の一部を構成する資材またはその工事ですべて償却される資材 (例)コンクリート用の枠、作業用足場として使用する鉄製支持材

\*3 工事現場とは、工事の施工される場所および工事遂行のために用いられる作業場の全域をいいます。対象工事専用の資材置場または現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事中仮設建物が工事現場と離れた場所に設けられる場合は、その場所も工事現場に含まれます。

\*4 「支給材料補償特約」をセットした場合は、発注者、請負業者等の工事関係者から支給された支給材料を含みます。

(2) 以下の物は保険の対象に含まれませんので、ご注意ください。

- 工事中仮設備<sup>④</sup>、工事中機械器具<sup>④</sup>およびこれらの部品\*5
- 航空機、船舶、水上運搬用具および車両
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 通貨等<sup>⑤</sup>、預貯金証書<sup>⑤</sup>その他これらに類する物
- 支給材料<sup>⑥</sup>\*6

\*5 「工事中仮設備・工事中機械器具補償特約」をセットすることで補償できます。

\*6 「支給材料補償特約」をセットすることで補償できます。

事業活動を取りまく  
リスク一覧表

財産に関する補償

工事に関する補償

休業に関する補償

賠償責任に関する補償

労災事故に関する補償

経営者の皆様への  
お役立ち情報

ご契約に関する  
ご注意事項

保険金をお支払い  
しない主な場合

用語の解説


ご契約にあたっての  
ご注意事項

## 各種費用の詳細

P.23 [特徴3](#)と併せてご確認ください。

(1)以下の費用保険金をお支払いします。

費用保険金	お支払いの対象となる費用の概要	お支払額
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金をお支払いする場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用	実費をお支払いします。ただし、1事故につき損害保険金の10%に相当する額を限度とします。
工事修理付帯費用保険金*7	損害保険金をお支払いする場合に、保険の対象の復旧にあたり発生した損害原因調査費用等の必要かつ有益な費用	実費をお支払いします。ただし、1事故につき損害保険金の20%に相当する額または100万円のいずれか低い額を限度とします。
安定化処置費用保険金 (自動セット:安定化処置費用補償特約(工事特約用))*7	火災、水災等により罹災した保険の対象のさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、ベルフォア社(災害復旧専門会社)による安定化処置が実施された場合に要した、安定化処置費用	安定化処置費用については、安定化処置実施後、「ベルフォア社が保険の対象を本格復旧した場合」は修理費の一部として工事に関する補償により損害保険金としてお支払いしますが、「被保険者がベルフォア社による保険の対象の本格修復を選択せず、別途新品交換を行った場合」は、その安定化処置費用に対して安定化処置費用補償特約(工事特約用)により安定化処置費用保険金として、1事故につき5,000万円を限度にお支払いします。

(2)以下の費用を損害額に含めて損害保険金としてお支払いします。損害保険金のお支払額は1事故につき支払限度額  が限度となります。






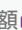



費用	お支払いの対象となる費用の概要	お支払額
地盤注入費用*7	事故によって損害が生じた保険の対象の復旧に直接必要な地盤注入費用	実費をお支払いします。ただし、対象工事ごとに1事故につき100万円を限度とします。
損害拡大防止費用	損害の拡大の防止のために支出した必要または有益な費用*8	実費をお支払いします。

\*7 「工事用仮設備・工事用機械器具補償特約」で補償の対象となる場合は、工事修理付帯費用保険金、安定化処置費用保険金および地盤注入費用はお支払いしません。

\*8 地盤注入費用は除きます。

## 支払限度額と免責金額

P.24 [特徴4](#)と併せてご確認ください。

特約の種類	対象工事ごとの支払限度額 		免責金額 	
	1事故あたり	保険期間中		
工事危険補償特約	保険金額  *9 (ただし、対象工事が土木工事  に該当する場合は、保険金額  *9または1億円のいずれか低い額を限度とします。)	無制限	2万円、5万円、10万円、50万円または100万円のいずれかで設定いただく金額	
オプションで セット いただける 特約	支給材料補償特約	50万円、100万円、500万円または1,000万円のいずれかで設定いただく額*10*11	無制限	工事危険補償特約の免責金額  *12
	工事用仮設備・工事用機械器具補償特約	500万円	500万円	5万円
	保証期間に関する特約	保険金額  *9 (ただし、対象工事が土木工事  に該当する場合は、保険金額  *9または1億円のいずれか低い額を限度とします。)	無制限	損害額の20%または10万円のいずれか高い額
	工事資材等輸送危険補償特約	100万円または保険価額のいずれか低い額を限度とします。	無制限	5万円

\*9 対象工事に他の工事の仮工事の目的物が含まれる場合は、請負金額にその工事用仮設材の損害が生じた地および時における時価額を加算した額(請負金額の内訳書に計上した損料または償却費を除きます。)を保険金額とします。

\*10 対象工事が土木工事  に該当する場合は、「工事危険補償特約」または「保証期間に関する特約」の損害保険金の額と合算して1億円を限度とします。

\*11 「工事資材等輸送危険補償特約」をセットしている場合は、その損害保険金の額と合算して100万円を限度とします。

\*12 「保証期間に関する特約」または「工事資材等輸送危険補償特約」をセットしている場合は、その特約の免責金額が適用される場合があります。

## 保険料の算出に必要な事項

ご契約時に把握できる最近の会計年度(1年間)の工事の種類ごとの完成工事高の内訳をご確認ください。また、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合は、完成工事高から保険の対象に含まれない工事の金額を控除します。

### 3.休業に関する補償

#### ご契約の対象外の業種

お客様の業種に、以下の業種が含まれる場合は、休業に関する補償をご契約いただくことができません。

社会教育事業(博物館、美術館、動物園、植物園、水族館を除きます。)、社会保険事業団体、福祉事務所、政治・経済・文化団体、宗教、保健衛生、外国公務、国家公務、地方公務または集会場・卸売市場・家畜保健衛生所等のサービス業

#### 保険の対象

P.26 **特徴1**と併せてご確認ください。

(1)日本国内に所在する以下の物が保険の対象となります。

①占有物件	ア. 被保険者■が全部または一部を占有する事業の用に供する建物または構築物のうち被保険者■が占有する部分 イ. ア.が所在する敷地内にある、被保険者■が占有する物
②隣接物件	ア. 被保険者■が一部を占有する事業の用に供する建物または構築物のうち、他人が占有する部分 イ. ア.および①ア.に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物もしくは構築物 ウ. ア.および①ア.へ通じる袋小路およびそれに面する建物または構築物
③ユーティリティ設備	①ア.および②ア.と配管または配線により接続している次の事業者が占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線に次の事業者が占有するもの ア.電気事業法に定める電気事業者 イ.ガス事業法に定めるガス事業者 ウ.熱供給事業法に定める熱供給事業者 エ.水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法に定める工業用水道事業者 オ.電気通信事業法に定める電気通信事業者
④直接仕入先・納品先物件*	直接仕入先*2または直接納品先*3が占有する日本国内に所在する物件

- \*1 直接仕入先および納品先物件補償特約を付帯する場合に補償の対象となります。詳細は、P.30をご確認ください。
- \*2 被保険者が、原材料、部品等の仕入物を直接仕入れる先で、被保険者と直接取引を行っていることが、契約書等の確認資料で確認できる法人または個人事業主をいいます。
- \*3 被保険者が、製品等の納品物を直接納品する先で、被保険者と直接取引を行っていることが、契約書等の確認資料で確認できる法人または個人事業主をいいます。

(2)以下のものは保険の対象に含まれませんので、ご注意ください。

- 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める自動車をいいます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含まれます。)、船舶または航空機、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
- 通貨等■、預貯金証書■その他これらに類する物 ● 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置ならびに海上に所在する設備装置
- 新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物のうち、工事の発注者に被保険者■が含まれていないもの
- 組立または据付中の屋外設備装置または設備・仔器等のうち、工事の発注者に被保険者■が含まれていないもの
- 仮工事の目的物、工事前仮設建物、工事前仮設建物およびこれに収容されている設備・仔器等ならびに工事現場に所在する工事前材料または工事前仮設材
- 動物、植物等の生物(動物、植物等の生物が商品・製品等である場合は保険の対象に含まれます。)
- 法令により被保険者■による所有または所持が禁止されている物 ● データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- 仮設興行場、仮設海水浴場施設、博覧会施設、見本市施設およびこれらの施設内に所在する物件
- 動物または植物を育成する施設\*4およびこれらの施設内に所在する物件

\*4 孵化場、養殖場、果樹園等を含みます。

(3)お支払対象となる事故によっては、以下のとおり補償される保険の対象が限定されますので、ご注意ください。

電氣的・機械的事故の場合：P.52「1.財産に関する補償 保険の対象 ●電氣的・機械的事故の場合」の表に記載された物に損害が生じた結果、被保険者■の営業が休止または阻害されたために生じた損失または被保険者に生じた営業継続費用のみ補償します。

※ 電氣的・機械的事故の補償対象拡大特約(休業条項用)を付帯する場合は、保険の対象である占有物件のうち、建物内に収容されており稼働可能な状態にある設備・仔器等についても補償することができます。詳細は、P.31をご確認ください。

#### 保険金のお支払方法

P.29 **特徴4**と併せてご確認ください。

以下の式によって算出した額を、損害保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき、10億円\*5がお支払いの限度となります。

$$\text{損害保険金} = \text{売上減少高} \times \text{補償割合}$$

- \*5 直接仕入先および納品先物件補償特約については、損害保険金および費用保険金合算で、1回の事故につき300万円がお支払いの限度となります。
- ※ 補償割合の設定については、P.29をご確認ください。
- ※ 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合、売上減少高について公正な調整を行ったうえで保険金をお支払いすることがあります。
- ※ ご契約時に設定した補償割合が粗利益率■を著しく超える場合は、公正な調整を行った粗利益率■をご契約時に設定した補償割合として保険金をお支払いすることがあります。
- ※ 複数の店舗・事業所を有する場合は、営業が休止または阻害された店舗・事業所の売上減少高に、補償割合を乗じた額をお支払いします。ただし、一部の店舗・事業所の営業が休止または阻害されたことによって、他の店舗・事業所の売上高が増加している場合は、売上減少高からその増加額を差し引いた額に、補償割合を乗じた額をお支払いすることがあります。
- ※ 地震休業補償特約の保険金のお支払方法は、上記とは異なります。詳細は、P.31をご確認ください。

#### 費用保険金のお支払額

P.30 **特徴5**と併せてご確認ください。

費用保険金	お支払額
営業継続費用保険金	実費をお支払いします。ただし、1回の事故につき、設定いただく支払限度額(300万円、500万円、1,000万円、3,000万円、5,000万円)を限度とします。
損害拡大防止費用保険金	実費をお支払いします。
請求権の保全・行使手続費用保険金	実費をお支払いします。
安定化処置費用保険金 (自動セット：安定化処置費用補償特約(休業条項用))	安定化処置実施後、「ベルフォア社が保険の対象を本格修復した場合」は修理費の一部として財産に関する補償により損害保険金としてお支払いします*6が、「被保険者がベルフォア社による保険の対象の本格修復を選択せず、別途新品交換を行った場合」は、その安定化処置費用に対して安定化処置費用補償特約(休業条項用)により安定化処置費用保険金として、1事故あたり5,000万円*7を限度にお支払いします。

- \*6 休業に関する補償ではお支払いしません。本格修復する場合の修理費または新品交換に要した費用を補償するためには、別途財産に関する補償をご契約いただく必要があります。
- \*7 休業に関する補償と併せて財産に関する補償をご契約いただいている場合は、これらを合計して1事故につき5,000万円が限度となります。
- ※ 直接仕入先および納品先物件補償特約の費用保険金の支払限度額は、上記とは異なります。詳細は、P.30をご確認ください。

#### 保険料の算出に必要な事項

お客様の業種と、ご契約時に把握できる最近の会計年度(1年間)の売上高(建設業の場合は完成工事高)および売上高に家賃収入が含まれている場合はその金額をご確認ください。

事業活動を取り巻くリスク一覧表  
財産に関する補償  
工事に関する補償  
休業に関する補償  
賠償責任に関する補償  
労災事故に関する補償  
経営者の皆様へのお役立ち情報  
ご契約に関するご注意事項  
保険金をお支払いしない立場の場合  
用語の解説  
ご契約にあたっての注意事項

## 4.賠償責任に関する補償

### ご契約の対象外の業種

お客様の業種に、以下の業種が含まれる場合は、賠償責任に関する補償をご契約いただくことができません。

社会教育事業(博物館、美術館、動物園、植物園、水族館を除きます。)、社会保険事業団体、福祉事務所、政治・経済・文化団体、宗教、保健衛生、外国公務、国家公務、地方公務または集会場・卸売市場・家畜保健衛生所等のサービス業

### 保険期間と保険事故の関係

事故の種類によって、保険期間との関係が異なります。主な類型は、下表のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

事 故		保 険 期 間 と の 関 係
①	②～④以外の事故	事故が保険期間中に発生した場合に、補償の対象となります。*1
②	サイバー情報漏えい事故(賠償部分)、情報漏えい事故(賠償部分)、人格権・宣伝侵害事故、居宅介護支援業務(経済的)の経済的被害	保険期間中にそれぞれの事故に起因する損害賠償請求が被保険者に対してなされた場合に、補償の対象となります。
③	サイバー情報漏えい事故(費用部分)、情報漏えい事故(費用部分) 弁護士費用等(事業用)(経済的被害)	次の場合に補償の対象となります。 ・保険期間中に被保険者がセキュリティトラブル等を発見した場合 ・保険期間中に記名被保険者が業務妨害等を発見した場合
④	リコール事故	保険期間中に記名被保険者から東京海上日動にリコール実施の決定通知があった場合に、補償の対象となります。

\*1 弁護士費用等(事業用)の補償における対人被害・対物被害については、対象事故が保険期間中に発生した場合に保険金をお支払いします。また、対人被害については、身体の障害を被った時に対象事故が発生したものとみなします。

### 支払保険金の種類

以下の保険金をお支払いします。

①	法律上の損害賠償金	法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
②	争訟費用	損害賠償請求に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が東京海上日動の書面による同意を得て支出した弁護士費用や訴訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)等をいいます。
③	損害防止軽減費用・緊急措置費用*2	被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大防止のために東京海上日動の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。上記の手続きを行いまは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または東京海上日動の書面による同意を得て支出したその他の費用を含みます。
④	協力費用	東京海上日動が被保険者に代わって、被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が東京海上日動の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

※以下の費用は、対応する基本補償・オプションを選択・セットしている場合にお支払いします。

+	基本補償 ①～③	対物超過復旧費用		
	基本補償 ③	コインロッカー等収納品見舞費用		
	基本補償 ④	借用不動産修理費用		
	基本補償 ⑦	弁護士費用・法律相談費用		
	⑤ オプション ⑧	被害者治療費用		
	⑤ オプション ⑩	事故対応費用		
		訴訟対応費用	初期対応費用	信頼回復広告費用
		業務固有の事故の補償 介護業務		
		特定感染症事故の費用   サービス利用者捜索事故の費用		
	⑥	基本補償 ⑤	サイバー情報漏えい事故対応費用	
	基本補償 ⑥ミニ	情報漏えい事故対応費用		
	基本補償 ⑥	リコール費用		

\*2 基本補償 ⑨ サイバー情報漏えい事故(対人・対物事故を除きます。)、基本補償 ⑥ミニ 情報漏えい事故、オプション ① 財物損壊を伴わない使用不能損害事故、オプション ⑧ 不良品・納期遅延による他人の経済損害事故では、補償の対象外となります。

お支払いする保険金の算出方法は、以下のとおりです。

#### ①法律上の損害賠償金

$$\text{お支払いする保険金} = \text{法律上の損害賠償金の額} - \text{免責金額}$$

P.60に記載の支払限度額をお支払いの限度とします。

⚠ 法律上の損害賠償金は、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に東京海上日動の同意が必要となりますので、ご注意ください。

#### ②～④の各種費用

全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)

#### ⑤の各種費用

$$\text{お支払いする保険金} = \text{費用の損害額} - \text{免責金額}$$

P.60に記載の支払限度額をお支払いの限度とします。

#### ⑥の各種費用

$$\text{お支払いする保険金} = \text{費用の損害額} \times \text{縮小支払割合}$$

P.60に記載の支払限度額をお支払いの限度とします。

\*3 記名被保険者以外の者が生産物の回収等を実施した場合におけるリコール費用についての法律上の損害賠償金、争訟費用を含みます。

\*4 サイバー情報漏えい事故対応費用、情報漏えい事故対応費用のうち再発防止費用については「90%」とし、それ以外の費用については「100%」とします。

\*5 リコール費用のうち、在庫品廃棄関連費用、コンサルティング費用については「100%」とし、それ以外の費用については「90%」とします。

支払限度額と免責金額

7つの基本補償それぞれについて、個別に支払限度額<sup>▲</sup>と免責金額<sup>▲</sup>を設定することができます。

事 故	支払限度額		免責金額*1 1事故あたり
	1事故あたり	保険期間中	
<b>基本補償 ①</b> 施設・事業活動遂行事故	設定いただく支払限度額 (A-①)	—	設定いただく免責金額 (B-①)
国外事業活動事故	1,000万円	—	なし(0円)
<b>オプション①</b> 財物損壊を伴わない使用不能損害事故	1,000万円		
<b>オプション②</b> 人格権・宣伝侵害事故	1,000万円		
<b>オプション③</b> 被害者治療費用	1,000万円(1名につき50万円)		
<b>オプション④</b> 地盤崩壊事故	1,000万円		
対物超過復旧費用	50万円	—	なし(0円)
<b>基本補償 ②</b> 生産物・完成作業事故	設定いただく支払限度額 (A-②)	(A-②)と同額	設定いただく免責金額 (B-②)
<b>オプション⑥</b> 不良完成品・不良製造加工品事故	設定いただく支払限度額 (A-②) (A-②)の支払限度額の内枠となります。)	(A-②)と同額	
<b>オプション⑦</b> 生産物・仕事の目的物損壊事故	1,000万円		10万円
国外流出生産物事故	1,000万円		
<b>オプション⑧</b> 不良品・納期遅延による他人の経済損害事故	1,000万円		なし(0円)
<b>オプション①</b> 財物損壊を伴わない使用不能損害事故	1,000万円		
<b>オプション②</b> 人格権・宣伝侵害事故	1,000万円		
<b>オプション③</b> 被害者治療費用	1,000万円(1名につき50万円)		
対物超過復旧費用	50万円	—	
<b>基本補償 ③</b> 管理下財物事故	設定いただく支払限度額 (A-③)		設定いただく免責金額 (B-③)
管理自動車事故			
リース・レンタル財物損壊事故	(A-③)		
<b>オプション⑨</b> リース・レンタル財物盗取・詐取事故	(リースカーおよびレンタカーについては、リース・レンタル財物損壊事故の支払限度額 (A-③) が適用されます。)		
国外管理下財物事故	(A-③)		
支給財物事故	(A-③)		
現金・貴重品事故	(A-③)		
自動車使用不能損害事故	(A-③) (1台につき10万円)		
コインロッカー等収納品見舞費用	(A-③) (被害者1名につき1万円)		
<b>オプション④</b> 地盤崩壊事故	1,000万円		
対物超過復旧費用	50万円	—	なし(0円)
<b>基本補償 ④</b> 借用不動産損壊事故	設定いただく支払限度額 (A-④)		なし(0円)
借用不動産修理費用	500万円		なし(0円)
<b>オプション⑩</b> 事故対応費用(3つの費用の合算)	1,000万円(身体障害見舞費用については、1名につき10万円。)	—	なし(0円)
<b>基本補償 ⑤</b> サイバー・情報漏えい事故	設定いただく支払限度額 (A-⑤)		なし(0円)
サイバー・情報漏えい事故対応費用	(A-⑤)に対応する支払限度額*2 (見舞金・見舞品購入費用等については、*2の支払限度額の内枠で、被害者1名につき1,000円、被害法人1社につき5万円、身体障害被害者1名につき10万円。コンピュータシステム復旧費用・再発防止費用については、*2の支払限度額の内枠で、1事故・保険期間中につき1,000万円*3。)		なし(0円)
<b>基本補償 ⑥ミニ</b> 情報漏えい事故	設定いただく支払限度額 (A-⑥)		なし(0円)
情報漏えい事故対応費用	(A-⑥)に対応する支払限度額*4 (費用ごとの支払限度額は、「サイバー・情報漏えい事故対応費用」に記載の限度額と同額。)		なし(0円)
<b>基本補償 ⑥</b> リコール事故	設定いただく支払限度額 (A-⑥)*5 (在庫品廃棄関連費用については、(A-⑥)の支払限度額の内枠で200万円。)		なし(0円)
<b>基本補償 ⑦</b> 弁護士費用等(事業用)*6	対人被害・対物被害 100万円 1事故につき300万円 経済的被害 10万円	300万円 30万円	なし(0円) なし(0円)

- \*1 設定いただく免責金額は1つの枠内で共通の金額となりますが、保険金をお支払いする際の免責金額の適用は事故・費用ごとに個別に行います。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。
- \*2 サイバー・情報漏えい事故<sup>▲</sup>について設定いただいた支払限度額に応じ、サイバー・情報漏えい事故対応費用<sup>▲</sup>の支払限度額(1事故・保険期間中)は、右記 (A-⑤) の表のとおりとなります。
- \*3 サイバー・情報漏えい事故対応費用<sup>▲</sup>の支払限度額が1,000万円未満の場合は、申込書に記載のサイバー・情報漏えい事故対応費用の支払限度額とします。
- \*4 情報漏えい事故<sup>▲</sup>について設定いただいた支払限度額に応じ、情報漏えい事故対応費用<sup>▲</sup>の支払限度額(1事故・保険期間中)は、右記 (A-⑥) の表のとおりとなります。
- \*5 次の財物の回収等によって生じた損害については、3,000万円または (A-⑥) のいずれか低い額とします。ただし、記名被保険者<sup>▲</sup>が製造・販売を行った財物が、次の財物の原材料、部品(添加物および資材を含みます。)、容器または包装として使用して製造または加工された場合に限り、  
①自動車、原動機付自転車または自転車 ②電池、ACアダプターまたは充電器 ③チャイルドシート ④血液製剤 ⑤たばこまたは電子たばこ ⑥武器 ⑦航空機
- \*6 弁護士費用<sup>▲</sup>のうち、弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士への報酬は、お支払いする保険金の上限額を定めています。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

サイバー・情報漏えい事故 (A-⑤)	サイバー・情報漏えい事故対応費用
1,000万円	200万円
3,000万円	1,000万円
5,000万円	2,000万円
1億円	3,000万円
3億円	3,000万円

情報漏えい事故 (A-⑥)	情報漏えい事故対応費用
3,000万円	1,000万円
5,000万円	2,000万円
1億円	3,000万円

事業活動を取り巻くリスク一覧表  
財産に関する補償  
工事に関する補償  
休業に関する補償  
賠償責任に関する補償  
労災事故に関する補償  
経営者の皆様へのお役立ち情報  
ご契約に関するご注意事項  
保険金をお支払いする仕組み  
用語の解説  
ご契約のしおり

〈設定可能な支払限度額パターン〉

- A-① A-② : 1,000万円～1億円(1,000万円単位)、2億円～10億円(1億円単位)
- A-③ : 1,000万円～1億円(1,000万円単位)、2億円～5億円(1億円単位)
- A-④ : 100万円、500万円～1,500万円(500万円単位)、2,000万円～1億円(1,000万円単位)、2億円～10億円(1億円単位)
- A-⑤ : 1,000万円。ただし、A-④を100万円または500万円に設定している場合は、A-④と同額。
- A-⑥ : 500万円～1,500万円(500万円単位)、2,000万円～1億円(1,000万円単位)
- A-⑦ : 1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円、3億円
- A-⑧ : 3,000万円、5,000万円、1億円
- A-⑨ : 500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円

〈設定可能な免責金額パターン〉

- B-① B-② B-③ : なし(0円)、1万円、3万円、5万円、10万円～50万円(10万円単位)、100万円

業務固有の事故の補償

P.33 特徴4)と併せてご確認ください。

(1) 工事業、警備業務またはクリーニング業務を行うお客様については、基本補償①～③について、それぞれ以下のとおり業務固有の事故の補償が追加されます。

以下の事由について、被保険者(工事完成遅延事故については記名被保険者)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

業 務	対象となる基本補償			事 由
工事業	基本補償①	基本補償②	基本補償③	データ損壊事故 被保険者が行う工事において、他人のデータまたはプログラムの滅失または破損が、有体物の損壊を伴わずに発生したこと。ただし、サイバー・情報漏えい事故を除きます。
				工事完成遅延事故 被保険者が行う工事において、基本補償①～③で保険金のお支払いの対象となる事故を直接の原因として、履行期日(工事請負契約書に定められた日)の翌日から起算して6日以上にわたる工事の完成遅延が発生したこと(記名被保険者が単独で元請負人となる工事であって、事故の発生した日の翌日から起算して30日以内に履行期日が到来する工事に限ります。)
警備業務	基本補償①	—	—	・警備業務による他人の財物の紛失・盗取・詐取 ・警備業務による自動車等の所有・使用・管理に起因する警備対象物の損壊等
	—	基本補償②	—	警備業務による他人の財物の紛失・盗取・詐取
	—	—	基本補償③	・被保険者が運送を受託した警備対象物の損壊等 ・保管・修理等を目的として寄託された警備対象物について、保管施設外で発生した警備対象物の損壊等 ・警備対象物である付属品のうち、カーナビまたはETC車載器等の損壊等
クリーニング業務	—	—	基本補償④	洗たく物の誤配

(2) 人材派遣業務、介護業務または居宅介護支援業務を行うお客様については、基本補償①をご契約いただく場合に限り、以下の業務固有の事故も補償の対象となります。

業 務	事 故	概 要
人材派遣業務	不誠実行為事故	記名被保険者の日本国内における人材派遣業務について、記名被保険者の使用人による不誠実行為に起因して他人の財産が不法に領得されたことにより、領得された財産について記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
介護業務	行方不明時使用不能損害事故	記名被保険者の日本国内における介護業務について、認知症またはその疑いのある介護サービス利用者が行方不明となった場合にその者の行為(介護サービスの遂行中に発生したものに限り、また、警察署長への行方不明の届出の有無を問いません。)に起因して、他人の財物が使用不能となったことにより、被保険者がその財物の正当な権利を有する者に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、保険金をお支払いします。ただし、他人の財物の使用不能が対人・対物事故を伴わずに発生した場合に限り、適用されません。
	特定感染症事故	記名被保険者が介護サービスを提供する施設において、介護サービス利用者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症の病原体に感染した場合に、記名被保険者がそれに対応するための費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。*7
	サービス利用者捜索事故	介護サービス利用者が介護サービスを利用している間に行方不明となり、記名被保険者がこれに対応するための費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、警察署長へ行方不明者にかかる届出が行われた場合に限り、適用されません。
居宅介護支援業務	経済的事故	記名被保険者の日本国内における居宅介護支援業務について、要介護・要支援状態にある者または介護予防・生活支援サービス事業の対象者の財産に対して金銭上の損害を与えたことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

\*7 同一の事故について、休業に関する補償の「感染症補償特約」でも補償される場合は、同特約から優先して保険金をお支払いします。

## ご契約に関するご注意事項

(3)以下の業務固有の事故については、それぞれの事故について、以下の支払限度額・免責金額が適用されます。  
(支払限度額は、それぞれの事故に個別に適用され、他の事故と共有しません。)

業 務	事 故	1事故支払限度額	保険期間中支払限度額	1事故免責金額
工事業	データ損壊事故	1,000万円	1事故と同額	なし(0円)
	工事完成遅延事故	1,000万円*1	1,000万円	なし(0円)
人材派遣業務	不誠実行為事故	1,000万円	1事故と同額	なし(0円)
介護業務	行方不明時使用不能損害事故	1,000万円	1事故と同額	なし(0円)
	特定感染症事故*2*3	100万円	1事故と同額	なし(0円)
	サービス利用者搜索事故*2	100万円(1名20万円)*4	1事故と同額	なし(0円)
居宅介護支援業務	経済的事故	1,000万円	1事故と同額	なし(0円)

\*1 工事請負契約書に記載された損害賠償金額(違約金としての違約金を含みません。)または1,000万円のいずれか低い額を限度とします。

\*2 補償の対象となる費用の詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

\*3 同一の事故について、休業に関する補償の「感染症補償特約」でも補償される場合は、同特約から優先して保険金をお支払いします。

\*4 搜索協力者に対する謝礼金は、協力者1名または1法人につき、5,000円を限度とします。

(4)業務固有の、保険金をお支払いできない場合があります。▶ 詳細は、P.70~71をご確認ください。

### 保険料の算出に必要な事項

- お客様の業種と、ご契約時に把握できる最近の会計年度(1年間)の売上高(建設業の場合は完成工事高)をご確認ください。建設業の場合は工事の種類ごとの完成工事高の内訳も併せてご確認ください。
- 基本補償④をご契約いただく場合は、ご契約時に把握できる最近の一定日の借用事務所・店舗等の建物数、および借上社宅の戸室数をご確認ください。

事業活動を取り巻く  
リスク一覧表

財産に関する補償

工事に関する補償

休業に関する補償

賠償責任に関する補償

労災事故に関する補償

経営者の皆様への  
お役立ち情報

ご契約に関する  
ご注意事項

保険金をお支払い  
しない場合があります

用語の解説

ご契約に関する  
ご注意事項

## 5. 労災事故に関する補償

### ご契約の対象外の業種

お客様の業種に、以下の業種が含まれる場合は、労災事故に関する補償をご契約いただくことができません。

社会教育事業(博物館、美術館、動物園、植物園、水族館を除きます。)、社会保険事業団体、福祉事務所、政治・経済・文化団体、宗教、保健衛生、外国公務、国家公務、地方公務または集会場・卸売市場・家畜保健衛生所等のサービス業

### 支払保険金の種類

以下の保険金をお支払いします。

法定外補償	法定外補償保険金	以下の保険金をいいます。 ●死亡補償保険金*1 ●後遺障害補償保険金*1 ●休業補償保険金*2
	災害付帯費用保険金	法定外補償保険金のうち、死亡補償保険金または後遺障害等級区分1級から7級までのいずれかに該当する後遺障害補償保険金が支払われる場合に、追加してお支払いする所定の保険金(定額)をいいます。

\*1 同一の被用者(緑)が被った身体の障害(緑)については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複してのお支払いは行われず、いずれか高い金額を限度とします。  
\*2 同一の被用者(緑)が被った身体の障害(緑)についてお支払いする休業補償保険金は、1,092日分を限度とします。

使用者賠償	法律上の損害賠償金	法律の規定に基づき被保険者(紫)が被用者(緑)に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。 法律上の損害賠償金の額から以下の金額の合計額を差し引いた金額*3に対して、支払限度額(紫)を限度に保険金をお支払いします。 ①政府労災保険等(緑)により給付されるべき金額(特別支給金を含みません。) ②自賠償保険契約(緑)または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 ③以下のいずれかの金額 ア. 法定外補償規定(緑)を定めている場合は、その規定に基づき支払うべき金額 イ. 法定外補償規定(緑)を定めていない場合は、この保険契約の法定外補償またはこれと同種の補償責任保険契約により支払われる保険金の額
	争訟費用*4	損害賠償請求に関する争訟について、被保険者(紫)が東京海上日動の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
	損害防止軽減費用*4	被保険者(紫)が他人から損害の賠償を受ける権利の保全または行使に必要な手続きを講じるために東京海上日動の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。
	協力費用*4	東京海上日動が被保険者(紫)に代わって、被害者による損害賠償請求の解決にあたる場合において、被保険者(紫)が東京海上日動の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

\*3 免責金額(紫)の設定がある場合は、この金額から免責金額(紫)を差し引きます。  
\*4 全額をお支払いします。また、政府労災保険等(緑)による給付がされない場合でも、補償の対象となります。

### 保険金額と支払限度額

方式	保険金額(紫)の設定方法	保険金額(紫)の単位	
		死亡・後遺障害	休業(1日あたり)
定額方式	実額で設定します。	〇万円	〇円
定率方式	1被用者(緑)あたりの平均賃金(1日分)×〇日分として設定します。 休業補償については、1被用者(緑)あたりの平均賃金(1日分)の〇%として設定します。	〇日分	〇%

\*被保険者(紫)が法定外補償規定(緑)を定めている場合は、その規定の補償額の範囲内で各保険金額(紫)を設定していただけます。ただし、使用者賠償を併せてご契約いただく場合は、法定外補償規定(緑)と異なる保険金額(紫)は設定できません。

●災害付帯費用については、以下の表の基本型・増額型のいずれかから選択します。

定額方式	身体の障害の程度	基本型		増額型	
		基本型	増額型	基本型	増額型
定額方式	死亡	40万円	100万円	平均賃金の80日分(40万円限度)	平均賃金の200日分(100万円限度)
	後遺障害等級1級から3級	10万円	25万円	平均賃金の20日分(10万円限度)	平均賃金の50日分(25万円限度)
	後遺障害等級4級から7級	5万円	15万円	平均賃金の10日分(5万円限度)	平均賃金の30日分(15万円限度)

<設定可能な支払限度額(紫)パターン>

①名につき : 500万円、1,000万円~1億円(1,000万円単位)、2億円~5億円(1億円単位)

①災害(緑)につき : 1,000万円~1億円(1,000万円単位)、2億円~5億円(1億円単位)

①事故対応費用の支払限度額(紫) : 1事故につき500万円(初期対応費用(緑)のうち、身体障害見舞費用については、被用者(緑)1名につき10万円)

\*免責金額(紫)は、法定外補償をご契約いただかない場合であって、被保険者(紫)が法定外補償規定(緑)を定めていないときに限り、設定することができます。

### 保険料の算出に必要な事項

お客様の業種と、ご契約時に把握できる最近の会計年度(1年間)の売上高(建設業の場合は完成工事高)をご確認ください。



# 保険金をお支払いしない主な場合

以下の損害に対しては保険金をお支払いできません。  
なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

## 1.すべての事故共通

- (1)ご契約者、被保険者、またはそれらの代理人、同居の親族の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (2)(1)に規定する者以外の者が保険金を受け取るべき場合のその者またはその者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (3)風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入(浸み込みまたは漏入にはすが漏れを含みます。)によって生じた損害。ただし、火災等の事故によって建物の外側の部分が破損したために生じた場合を除きます。
- (4)被保険者、被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力・破壊行為によって生じた損害
- (5)火災等の事故の際の紛失、盗難によって生じた損害
- (6)自動販売機、両替機、駐車券発行機、コインランドリーの洗たく機・乾燥機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械やこれらに収容される通貨等または動産の盗難によって生じた損害
- (7)掘削機械の盗難によって生じた損害
- (8)冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に生じた損害(同一敷地内で生じた火災による場合は除きます。)
- (9)電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみが生じた損害
- (10)万引きによって商品・製品等が生じた損害(万引きが暴行・脅迫を伴うものであった場合または万引きのために建物、屋外設備装置、設備・什器等に破損が生じた場合を除きます。)
- (11)商品・製品等である植物、動物に生じた枯死、死亡以外の損害
- (12)保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
- (13)自然の消耗または劣化(自然の消耗または劣化には凍害を含みます。)、性質による蒸れ、変色、変質、さび、腐食、ひび割れ、剥がれ、ねずみ食い、虫食い等に起因してこれらが生じた部分に発生した損害
- (14)保険の対象の機能に支障をきたさない単なる外観上の損傷または汚損の損害
- (15)屋根を構成するスレート、瓦、鋼板、コンクリート等の屋根材または樋にゆがみ、たわみ、へこみ、ひび割れ、欠け、反り、浮き上がり、ずれ、波打ち、釘浮きその他類似の事由によって生じた損害(ただし、火災等の事故によって損害が生じた場合は除きます。)
- (16)以下の事由によって生じた損害
  - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等
  - ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)
  - ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - ④上記①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)
  - ⑤発生原因が何であるかにかかわらず、損害保険金のお支払対象となる事故の上記①から③までの事由による延焼または拡大
  - ⑥上記①から③までの事由に伴う秩序の混乱
- (17)サイバー攻撃によって保険の対象について生じた損害。ただし、サイバー攻撃によって、保険の対象に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。

## 2.電氣的・機械的事故、その他偶然な破損事故等固有

- (1)差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- (2)ご契約者または被保険者の使用人、保険の対象の使用や管理を委託された者またはその使用人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (3)以下の事由によって生じた損害
  - ①保険の対象に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験、調整等の作業上の過失または技術の拙劣
  - ②保険の対象の置き忘れまたは紛失
  - ③土地の沈下、移動、隆起、振動等
- (4)保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等が生じた損害
- (5)詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- (6)電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
- (7)凍結によって保険の対象である建物の専用水道管に生じた損害
- (8)保険の対象である液体、粉体、気体等の流動体に生じた汚染、他物の混入、変質等の損害
- (9)楽器の弦のみ、打皮のみに生じた破損による損害や音色または音質の変化の損害
- (10)以下の物に生じた損害
  - ①工事の発注者に被保険者が含まれている新築、増築、改築、修繕もしくは取りこわし中の建物もしくは土木構造物、または組立もしくは据付中の屋外設備装置もしくは設備・什器等
  - ②自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品
  - ③設備・什器等であるハンググライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品
  - ④設備・什器等であるラジコン模型、ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらに類する物ならびにこれらの付属品
  - ⑤商品・製品等である動物、植物
  - ⑥保険の対象である建物に付属する生垣
  - ⑦設備・什器等である携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- (11)設備・什器等である医療用機器(医療用機器の体内挿入部位、鉗子・メス・聴診器・注射器等の器具類等)に生じた損害
- (12)保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害

以下の損害または費用に対しては保険金をお支払いできません。

なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

### 1.すべての工事共通

- (1)ご契約者、被保険者、またはそれらの代理人、工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (2)(1)に規定する者以外の者が保険金を受け取るべき場合のその者またはその者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (3)風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの保険の対象または保険の対象を収容する建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害。ただし、火災等の事故によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が破損したために生じた場合を除きます。
- (4)差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- (5)寒気、霜または氷によって生じた損害
- (6)残材調査の際に発見された紛失または数量の不足の損害
- (7)保険の対象が対象工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
- (8)工事前仮設材として使用される矢板、杭、H形鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際に生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害(対象工事が土木工事に該当する場合は、工事前仮設材として使用される物に限りません。)
- (9)保険の対象のかしの損害
- (10)自然の消耗または劣化、性質による蒸れ、変色、変質、さび、腐食、ひび割れ、剥がれ、ねずみ食い、虫食い等に起因してこれらが生じた部分に発生した損害
- (11)ご契約者、被保険者または工事現場責任者が、工事仕様書記載の仕様または施工方法に著しく違反したことによって生じた損害
- (12)ご契約者または被保険者が、対象工事に関して、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の理由による債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害
- (13)以下の事由によって生じた損害
  - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等
  - ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - ④上記①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
  - ⑤発生原因が何であるかにかかわらず、損害保険金のお支払対象となる事故の上記①から③までの事由による延焼または拡大
  - ⑥上記①から③までの事由に伴う秩序の混乱
- (14)保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
- (15)湧水の止水または排水費用
- (16)サイバー攻撃によって保険の対象について生じた損害。ただし、サイバー攻撃によって、保険の対象に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。

### 2.土木工事固有

- (1)掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
- (2)浚渫部分に生じた埋没または隆起の損害
- (3)捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類する物の洗掘、沈下または移動によって生じた損害
- (4)切土法面、盛土法面、整地面または自然面の肌落ちまたは浸食の損害
- (5)ケーソンの沈設不能の損害
- (6)沈設中のケーソンおよび推進中の推進管の刃口に生じた損害
- (7)シールド機械または推進管の推進不能の損害
- (8)芝、樹木その他の植物について生じた損害
- (9)土捨場または土取場における土砂崩壊によって生じた損害。ただし、土捨場または土取場における本工事の目的物について生じた土砂崩壊を除きます。
- (10)舗装工事またはこれに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剝離、ひび割れその他これらに類する損害
- (11)コンクリート部分のひび割れの損害。ただし、不測かつ突発的な外来の作用により生じたひび割れを除きます。
- (12)支保工建込み後に土圧によって、支保工、掛矢板その他これらに類する物に生じた損害。ただし、不測かつ突発的な事故により生じた損害を除きます。
- (13)不発弾または地雷によって生じた損害
- (14)保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥の修理、取替もしくは補強に要した費用またはその他の追加費用。ただし、これらの欠陥によって保険の対象の他の部分について生じた損害を除きます。
- (15)土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
- (16)ケーソンの沈設位置またはシールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向もしくは位置の矯正に要する費用
- (17)ケーソンのひずみの矯正に要する費用
- (18)排水溝等に流入した土砂、水、岩石、草木その他これらに類する物を除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象である排水溝等に損害が生じた場合を除きます。
- (19)矢板、杭、H形鋼、地中壁その他これらに類する物の継ぎ目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用もしくは清掃費用またはこれらの物の流入を防止するために要する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象である、矢板、杭、H形鋼、地中壁その他これらに類する物に損害が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合を除きます。
- (20)海水のたまりを除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象に損害が生じた場合を除きます。
- (21)基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足に起因して沈下した保険の対象の位置の矯正に要する費用

以下の損失および営業継続費用に対しては保険金をお支払いできません。

なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

## 1.すべての事故共通

- (1) ご契約者、被保険者、またはそれらの代理人、同居の親族の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失および営業継続費用
- (2) (1)に規定する者以外の者が保険金を受け取るべき場合のその者またはその者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失および営業継続費用
- (3) 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入(浸み込みまたは漏入にはすが漏れを含みます。)によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用。ただし、火災等の事故によって建物の外側の部分が破損したために生じた場合を除きます。
- (4) 被保険者、被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力・破壊行為によって生じた損失および営業継続費用
- (5) 火災等の事故の際の紛失、盗難によって保険の対象に生じた損害によって生じた損失および営業継続費用
- (6) 自動販売機、両替機、駐車券発行機、コインランドリーの洗たく機・乾燥機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械やこれらに収容される通貨等または動産の盗難によって保険の対象に生じた損害によって生じた損失および営業継続費用
- (7) 掘削機械の盗難によって保険の対象に生じた損害によって生じた損失および営業継続費用
- (8) 冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用(同一敷地内で生じた火災による場合は除きます。)
- (9) 1時間未満の電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
- (10) 万引きによって商品・製品等に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用(万引きが暴行・脅迫を伴うものであった場合または万引きのために建物、屋外設備装置、設備・什器等に破損が生じた場合を除きます。)
- (11) 商品・製品等である植物、動物に生じた枯死、死亡以外の損害によって生じた損失および営業継続費用
- (12) 法令等の規制によって生じた損失および営業継続費用(ただし、食中毒の疑いがある場合における行政機関による営業の禁止、停止その他の処置による損失および営業継続費用は除きます。)
- (13) 保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた損失および営業継続費用
- (14) 以下の事由がユーティリティ設備に生じたことによって生じた損失および営業継続費用
  - ① ユーティリティ設備の能力を超える利用、他の利用者による利用の優先
  - ② 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
  - ③ 脅迫行為
  - ④ 水源の汚染、濁水または水不足
- (15) ユーティリティ設備に生じた損害により、被保険者が行う電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給が中断、停止または阻害されたために生じた損失および営業継続費用。ただし、その損害により、ユーティリティ事業者から被保険者への電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給が中断、停止または阻害された場合を除きます。
- (16) 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
- (17) 自然の消耗または劣化(自然の消耗または劣化には凍害を含みます。)、性質による蒸れ、変色、変質、さび、腐食、ひび割れ、剥がれ、ねずみ食い、虫食い等に起因してこれらが生じた部分に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
- (18) 保険の対象の機能に支障をきたさない単なる外観上の損傷または汚損の損害が保険の対象に生じたことによって生じた損失および営業継続費用
- (19) 保険の対象に損害が生じたことによって家賃収入に生じた損失およびその損害による家賃収入の減少を軽減するために生じた営業継続費用
- (20) 以下の事由によって生じた損失および営業継続費用
  - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等
  - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ③ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - ④ 上記①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
  - ⑤ 発生原因が何であるかにかかわらず、損害保険金のお支払対象となる事故の上記①から③までの事由による延焼または拡大
  - ⑥ 上記①から③までの事由に伴う秩序の混乱
- (21) サイバー攻撃によって保険の対象について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失および被保険者に生じた営業継続費用。ただし、サイバー攻撃によって、保険の対象である占有物件または隣接物件に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。

## 2.電氣的・機械的事故、その他偶然な破損事故等固有

- (1) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損失および営業継続費用
- (2) ご契約者または被保険者の使用人、保険の対象の使用や管理を委託された者またはその使用人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失および営業継続費用
- (3) 以下の事由により保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
  - ① 保険の対象に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験、調整等の作業上の過失または技術の拙劣
  - ② 保険の対象の置き忘れまたは紛失
  - ③ 土地の沈下、移動、隆起、振動等
- (4) 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
- (5) 詐欺または横領によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
- (6) 電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害によって生じた損失および営業継続費用
- (7) 凍結によって保険の対象である建物の専用水道管に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
- (8) 保険の対象である液体、粉体、気体等の流動体に生じた汚染、他物の混入、変質等の損害によって生じた損失および営業継続費用
- (9) 商品・製品等である動物、植物に生じた損害によって生じた損失および営業継続費用
- (10) 設備・什器等である携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品に生じた損害によって生じた損失および営業継続費用
- (11) 設備・什器等である医療用機器(医療用機器の体内挿入部位、鉗子・メス・聴診器・注射器等の器具類等)に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
- (12) 保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき損失および営業継続費用

## 3.食中毒固有

脅迫行為によって生じた損失および営業継続費用

直接・間接を問わず、以下の損害または事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。  
 なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

## 1.すべての事故・費用共通\*1

- (1)ご契約者<sup>①</sup>または被保険者<sup>②</sup>の故意
- (2)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等
- (3)地震、噴火、洪水、津波または高潮
- (4)核燃料物質等の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- (5)汚染物質の排出等(突発的な事故によって不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、東京海上日動に通知されたものを除きます。)または廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理
- (6)石綿(アスベスト)または石綿の代替物質等が有する発がん性その他の有害な特性
- (7)被保険者またはその業務の補助者による次の行為の遂行またはその結果
  - ①医療行為等
  - ②はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
  - ③カイロプラクティック、整体その他これらと類似の行為のうち、特定の施術
  - ④医師法等に違反し、もしくは違反するおそれのあるエステティック、垢すりまたはアロマセラピー等
  - ⑤法令により、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを禁じられている専門的行為
  - ⑥LPガス販売業務、産業廃棄物処理業務、遊漁船業務または港湾荷役業務
  - ⑦スキューバダイビング、山岳登山等の運営、指導、監督または引率
- (8)被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (9)被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- (10)被保険者の使用人が、その被保険者の業務に従事中に被った身体の障害<sup>③</sup>に起因して、その被保険者が負担する賠償責任
- (11)サイバー攻撃<sup>④</sup>\*2

\*1 「基本補償⑥ リコール事故の補償」、「基本補償⑦ 弁護士費用等(事業用)の補償」には適用しません。

\*2 「基本補償⑥ サイバー・情報漏えい事故の補償」、「基本補償⑥之三 情報漏えい事故の補償」には適用しません。また、「基本補償④ 借用不動産損壊事故の補償」については、サイバー攻撃によって借用不動産について火災、破裂・爆発が生じた場合は適用しません。

## 2.基本補償①～⑦固有

### 基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償

- (1)自動車、原動機付自転車、航空機または施設<sup>①</sup>外における船舶・車両・動物の所有・使用・管理\*3
- (2)飛散防止対策等の措置を取らずに行われた仕事による塗料その他の塗装用材料・鉄粉等の飛散・拡散
- (3)ちり・ほこりまたは騒音
- (4)記名被保険者<sup>②</sup>の管理下財物<sup>③</sup>の損壊<sup>④</sup>について、被保険者がその財物の正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- (5)記名被保険者以外の被保険者の管理下財物\*4の損壊について、その財物の正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任
- (6)託児<sup>⑤</sup>の対象である0歳児<sup>⑥</sup>の身体の障害\*5

\*3 作業場<sup>⑦</sup>の内部において被保険者が所有、使用または管理している作業場内専用車<sup>⑧</sup>による事故、従業員等所有自動車<sup>⑨</sup>による事故ならびに犬、猫、うさぎその他の中型・小型動物および馬車の所有・使用・管理による事故を除きます。

\*4 記名被保険者の管理下財物を除きます。

\*5 託児による0歳児の身体障害補償特約をセットいただくことにより、補償の対象とすることができます。

### 基本補償② 生産物・完成作業事故の補償

- (1)被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売・提供した生産物<sup>①</sup>または行った事業活動の結果<sup>②</sup>
- (2)以下の財物の損壊またはその使用不能についての賠償責任
  - ①生産物<sup>③</sup>
  - ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物
  - ③完成品<sup>④</sup>
  - ④製造品・加工品<sup>⑤</sup>
- (3)生産物または仕事の目的物の効能・性能に関する不当な表示または虚偽の表示
- (4)次の生産物
  - ・たばこ・電子たばこ等
  - ・武器
  - ・航空機・ロケット・人工衛星・宇宙船等(航空機等の胴体、翼、安定板、エンジン、操縦翼面、運航機器、着陸装置、電子機器、油圧機器もしくは専用機器またはこれらの部品とする目的で、記名被保険者が製造、販売または提供した財物を含みます。)
  - ・医薬品またはその原材料\*6もしくはその成分として使用を予定されている財物
  - ・DES、トリアゾラム、L-トリプトファンまたは体内移植用シリコーン
- (5)航空機・ロケット・人工衛星・宇宙船等の保守・点検・修理の結果
- (6)事業活動が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材
- (7)土地造成・地盤改良工事、埋立・河川・港湾・海岸工事または浚渫工事の結果
- (8)リコール措置

\*6 添加物を含みます。

### 基本補償③ 管理下財物事故の補償

#### 〈賠償損害〉

- (1)前記「基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償」(1)～(3)\*7に記載の事由等
  - (2)建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入・吹込み
  - (3)次の管理下財物について発生した管理下財物事故<sup>①</sup>
    - ①植物、動物、勲章、き章、稿本、設計書、雛型等
    - ②被保険者が運送を受託した貨物(貨物の損壊等が作業場の内部において発生した場合を除きます。)
    - ③被保険者が事業活動の遂行のために他人から1年以上の予定で借用する不動産であって日本国内に所在するものおよびこれに備え付けられ同時に借用した<sup>②</sup>什器・備品
- \*7 前記「基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償」(1)については、以下のものを除きます。
- ・自動車・原動機付自転車または施設外における車両の所有・使用・管理
  - ・施設外における船舶の修理・点検・加工・整備

- (4) 被保険者が被保険者の管理下財物を私的な目的で使用している間に生じた管理下財物事故
- (5) 自然発火・自然爆発した被保険者の管理下財物自体の損壊
- (6) 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- (7) ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- (8) 被保険者の管理下財物が寄託者その他財物の正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された管理下財物事故
- (9) 塗装用材料の色または特性等の選択の誤り
- (10) 消耗品または消耗材に単独に生じた損壊
- (11) 保管・修理・点検・加工・整備を目的として寄託された被保険者の管理下財物について、保管施設外で発生した管理下財物事故（業務の通常の過程として一時的に保管施設外で管理している間に発生したものを除きます。）
- (12) 修理・点検・加工・整備に関する技術の拙劣または仕上不良
- (13) 付属品<sup>▲</sup>のうち、管理自動車<sup>▲</sup>に定着されていないカーナビゲーションシステム、ETC車載器、ドライブレコーダーその他これらに準ずる物に生じた管理自動車事故<sup>▲</sup>（管理自動車の他の部分と同時にまたは火災もしくは爆発によって発生した管理自動車事故を除きます。）
- (14) 自動車使用不能損害事故のうち、以下のいずれかの期間において発生したもの
  - ① 使用不能による損害が発生した最初の日からその日を含めて3日目または被害者がその発生を知った日のいずれか遅い日まで
  - ② 使用不能による損害が発生した最初の日からその日を含めて31日目以降
- (15) 支給財物<sup>▲</sup>、リース・レンタル財物<sup>▲</sup>または保管・修理等を目的として寄託された財物の使用不能
- (16) リース・レンタル財物盗取・詐取事故
- (17) リース・レンタル財物に生じた以下の損壊
  - ① 傷などの外観上の損壊にとどまり、その機能に支障のない損壊
  - ② 保守・点検・修理・部品交換等の作業により生じた損壊
  - ③ 電氣的または機械的な原因により生じた損壊
- (18) 他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物事故
- (19) 次のいずれかの者が管理自動車を運転している間に発生した管理自動車事故
  - ① 運転する地における法令に定められた運転資格を持たない者
  - ② 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態の者
  - ③ 酒気を帯びた者

## 〈コインロッカー等収納品見舞費用〉

- (20) 前記「**基本補償①** 施設・事業活動遂行事故の補償」(1)～(3)\*1に記載の事由等
- (21) 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入・吹込み
- (22) 被保険者が所有し、または私的な目的で使用する財物に生じた事故
- (23) 財物の使用不能

\*1 前記「**基本補償①** 施設・事業活動遂行事故の補償」(1)については、自動車・原動機付自転車または施設外における車両の所有・使用・管理を除きます。

## 基本補償④ 借用不動産損壊事故の補償

### 〈賠償損害・借用不動産修理費用共通〉

- (1) 前記「**基本補償①** 施設・事業活動遂行事故の補償」(1)～(3)\*2に記載の事由等
- (2) 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入・吹込み
- (3) 借用不動産<sup>▲</sup>の修理・改造・取壊し等の工事
- (4) 借用不動産のかし
- (5) 借用不動産の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化、汚損、破損、自然の消耗または性質によるさび、かび、変質その他類似の現象
- (6) ねずみ食い、虫食いその他類似の現象

### 〈賠償損害〉

- (7) 被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に発見された損壊
- (8) 被保険者の親会社、子会社または関連会社に対する賠償責任

### 〈借用不動産修理費用〉

- (9) 借用不動産の使用または管理を委託された者の故意
- (10) 被保険者の破壊行為
- (11) 借用不動産に対する清掃等の作業における作業上の過失または技術の拙劣
- (12) 凍結による借用不動産の専用水道管の損壊
- (13) 借用不動産の汚損、すり傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損壊であって、借用不動産の機能に直接関係のないもの

\*2 前記「**基本補償①** 施設・事業活動遂行事故の補償」(1)については、自動車・原動機付自転車または施設外における車両の所有・使用・管理を除きます。

## 基本補償⑤ サイバー・情報漏えい事故の補償

### (1) 次の行為

- ① 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為
  - ② 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら行われた行為
- (2) 他人の身体の障害または財物の損壊等\*3
  - (3) 人工衛星またはこれに搭載された無線設備等の機器の損壊または機能障害
  - (4) 事業活動の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合\*4
  - (5) 所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと（火災等の原因によるものを除きます。）
  - (6) 被保険者の支払不能または破産
  - (7) 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害\*5
  - (8) 記名被保険者の執行機関に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
  - (9) 記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止・障害
  - (10) 被保険者の資金決済に関する法律に規定する暗号資産交換業の遂行に関連する事由
  - (11) 記名被保険者が資金決済に関する法律に規定する前払式支払手段を発行する者または資金移動業を営む者である場合は、次の賠償責任\*6
    - ① 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証券等または番号・記号・その他の符号の不正な操作または移動に起因する賠償責任
    - ② 不正な為替取引または資金移動に起因する賠償責任

\*3 被保険者が使用・管理する紙・磁気ディスク等の紛失・盗取・詐取に起因して発生した情報の漏えい<sup>▲</sup>またはそのおそれおよびサイバー攻撃<sup>▲</sup>に起因する他人の身体の障害または財物の損壊等による損害は、補償の対象となります。

\*4 サイバー攻撃に起因する他人の財物の損壊等を除きます。

\*5 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムにおいて提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによって生じた著作権の侵害および記名被保険者の業務に従事する者以外の者によるサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害は補償の対象となります。

\*6 サイバー・情報漏えい事故対応費用については補償の対象となります。

- (12) ITユーザー行為<sup>①</sup>に起因するサイバー・情報漏えい事故<sup>②</sup>について、次の事由
- ① 通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし
  - ② 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
  - ③ 人格権・宣伝侵害事故<sup>\*1</sup>
- (13) IT業務<sup>③</sup>の遂行に起因するサイバー・情報漏えい事故について、次の事由
- ① 販売分析、販売予測または財務分析の過誤
  - ② システム設計・ソフトウェア開発について、その業務の結果の引渡し前に、または、引渡し後1か月を経過する時まで、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれがあることを被保険者が認識していた場合は、その損害
  - ③ 人格権・宣伝侵害事故<sup>\*1</sup>
  - ④ 賭博に関する業務の阻害または停止
  - ⑤ 記名被保険者以外の事業者の信用き損、信頼の失墜、ブランドイメージの低下または風評被害
  - ⑥ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為またはそのおそれのある行為
- (14) 情報の漏えいまたはそのおそれについて、次の事由
- ① 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
  - ② 被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた請求
- (15) 他人の身体の障害または財物の損壊等について、次の事由
- ① 前記「**基本補償①** 施設・事業活動遂行事故の補償」(1)～(3)<sup>\*2</sup>、「**基本補償②** 生産物・完成作業事故の補償」(1)～(7)<sup>\*3</sup>に記載の事由等
  - ② 土地の掘削、地下または基礎に関する工事に伴って発生した次の事象
    - ・土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる工作物、植物または土地の損壊
    - ・土地の軟弱化または土砂の流出入により発生した地上の工作物 もしくはその基礎部分または土地の損壊
    - ・地下水の増減
  - ③ 被保険者の管理下財物が次のいずれかに該当する場合は、その損壊等
    - ・被保険者が所有する財物
    - ・植物、動物、勲章、さ章、稿本、設計書、雛型等
    - ・被保険者が運送を受託した貨物(貨物の損壊等が作業場の内部において発生した場合を除きます。)
    - ・被保険者が事業活動の遂行のために他人から1年以上の予定で借用する不動産であって日本国内に所在するものおよびこれに備え付けられ同時に借用した什器・備品
    - ・貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品その他これらに類する財物
  - ④ 被保険者が行い、または加担した盗取または詐取
  - ⑤ 被保険者の管理下財物が寄託者その他財物に関する正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊等
  - ⑥ 支給財物、リース・レンタル財物または保管・修理等を目的として寄託された財物の使用不能
- (16) 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、事業活動の追完・再履行のために要する費用(追完・再履行のために提供する財物・役務の価格を含みます。)
- (17) 事業活動の結果を保証することにより加重された賠償責任
- (18) 罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの
- (19) 日本国外でなされた損害賠償請求
- <sup>\*1</sup> 人格権・宣伝侵害事故補償特約をセットいただくことにより、その一部を補償の対象とすることができます。
- <sup>\*2</sup> 作業場内専用車による事故については、(1)を除きます。
- <sup>\*3</sup> (2)③および④を除きます。

### 基本補償⑤ミニ 情報漏えい事故の補償

- (1) 次の行為
- ① 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為
  - ② 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら行われた行為
- (2) 他人の身体の障害または財物の損壊等<sup>\*4</sup>
- (3) 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
- (4) 被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいまたはそのおそれにあたるとしてなされた請求
- (5) 記名被保険者の執行機関に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- (6) 日本国外でなされた損害賠償請求
- (7) 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害<sup>\*5</sup>
- (8) 被保険者の資金決済に関する法律に規定する暗号資産交換業の遂行に関連する事由
- (9) 記名被保険者が資金決済に関する法律に規定する前払式支払手段を発行する者または資金移動業を営む者である場合は、次の賠償責任<sup>\*6</sup>
- ① 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証券等または番号・記号・その他の符号の不正な操作または移動に起因する賠償責任
  - ② 不正な為替取引または資金移動に起因する賠償責任
- (10) 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、事業活動の追完・再履行のために要する費用(追完・再履行のために提供する財物・役務の価格を含みます。)
- (11) 罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの
- <sup>\*4</sup> 被保険者が使用・管理する紙・磁気ディスク等の紛失・盗取・詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害は、補償の対象となります。
- <sup>\*5</sup> 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によるサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害は補償の対象となります。
- <sup>\*6</sup> 情報漏えい事故対応費用については補償の対象となります。

### 基本補償⑥ リコール事故の補償

- (1) 自動車、原動機付自転車、自転車、電池、ACアダプター、充電器、チャイルドシート、血液製剤、たばこ、電子たばこ、武器、航空機のかしに起因するその財物の回収等(記名被保険者が製造・販売を行った財物が、これらの原材料、部品(添加物および資材を含みます。)、容器または包装として使用して製造または加工された場合を除きます。)
- (2) 記名被保険者またはその法定代理人の故意または重大な過失による事故の発生もしくはそのおそれまたは法令違反
- (3) 戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- (4) 生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗等
- (5) 消費期限等の品質保持期限を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
- (6) 核燃料物質等の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- (7) 生産物の修理のかし
- (8) 代替品のかしまたは異物混入のおそれ
- (9) 大麻またはその成分(化学合成されたものを含みます。))の有害な特性または作用による事故の発生またはそのおそれ
- (10) 牛海綿状脳症(BSE)もしくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症またはそれらのおそれ
- (11) 記名被保険者<sup>\*7</sup>の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れ・表示誤りまたは記名被保険者<sup>\*7</sup>による脅迫行為・加害行為
- (12) 初年度契約の保険期間の初日の前日から1年以上前に記名被保険者の占有を離れた生産物の回収等
- (13) 記名被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任
- <sup>\*7</sup> 法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務の執行機関を含みます。

## 基本補償⑦ 弁護士費用等(事業用)の補償

### 〈対人被害・対物被害・経済的被害についての補償共通〉

- (1) 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
  - ① 保険契約者
  - ② 被保険者またはその法定相続人等
  - ③ ①または②の法定代理人
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (4) 次のいずれかに該当する事由
  - ① 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - ② ①以外の放射線照射または放射能汚染
- (5) 次のいずれかに該当する事由
  - ① (2)から(4)までの事由によって発生した対象事故<sup>▲</sup>または業務妨害等<sup>▲</sup>の拡大
  - ② 発生原因が何であるかにかかわらず、対象事故または業務妨害等の(2)から(4)までの事由による拡大
  - ③ (2)から(4)までの事由に伴う秩序の混乱
- (6) 法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使
- (7) 被保険者に対する刑の執行
- (8) 他の被保険者が加害者である場合
- (9) 被保険者またはその法定相続人等が次のいずれかを行う場合に弁護士費用<sup>▲</sup>または法律相談費用<sup>▲</sup>を負担したことによって生じた損害
  - ① 自動車損害賠償保障法第16条に基づく損害賠償額の支払の請求その他の賠償責任保険の規定に基づく保険者に対する損害賠償額の支払の請求
  - ② 社会通念上不当な損害賠償請求

### 〈対人被害・対物被害についての補償〉

- (1) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たず、または被保険者が麻薬等を使用した状態もしくは酒気を帯びて自動車もしくは原動機付自転車を運転している場合、または航空機もしくは船舶を操縦している場合に、その本人に生じた対象事故
- (2) 被保険者が、自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車、原動機付自転車、航空機または船舶に搭乗中に生じた対象事故
- (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって、その本人について生じた対象事故
- (4) 被保険者が麻薬等を使用した状態で発生した対人被害<sup>▲</sup>・対物被害<sup>▲</sup>
- (5) 液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた対人被害・対物被害。ただし、不測かつ突発的な事由による場合を除きます。
- (6) 次の事由に起因して記名被保険者が所有、使用または管理する業務用の財物が損壊したことによる対物被害(その事由が生じた部分についての対物被害に限ります。)  
 ① 自然の消耗または劣化  
 ② ボイラースケールの進行  
 ③ 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由  
 ④ ねずみ食いまたは虫食い等
- (7) 財物が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた対物被害。ただし、次の者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合を除きます。  
 ① 保険契約者または被保険者もしくはその法定相続人等  
 ② ①に代わって記名被保険者が所有または使用する財物を管理する者  
 ③ ①または②の使用人
- (8) 記名被保険者が違法に所有または占有する財物についての対物被害
- (9) 被保険者が次の行為を受けたことによって生じた対人被害  
 ① 診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防  
 ② 医薬品または医療器具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示  
 ③ 身体の整形  
 ④ はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧または柔道整復
- (10) 石綿もしくは石綿を含む製品が有する発ガン性その他有害な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する対人被害・対物被害
- (11) 外因性内分泌攪乱化学物質の有害な特性に起因する対人被害・対物被害
- (12) 電磁波障害に起因する対人被害
- (13) 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する対人被害・対物被害

### 〈経済的被害についての補償〉

- (1) 記名被保険者またはその執行機関もしくは使用人による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為
- (2) 記名被保険者またはその執行機関もしくは使用人の法令違反
- (3) 支払不能または破産
- (4) 記名被保険者に対してなされた提訴請求またはそのおそれ
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為またはそのおそれのある行為

## 3.各業務固有

【1】工事業、警備業務、クリーニング業務を行うお客様については、前記の事由等のほか、以下の事由等によって生じた損害に対しても、保険金をお支払いできません。\*1

### 〈工事業(被保険者が行う工事)〉

- (1) 被保険者の故意または重大な過失による法令違反
- (2) 土地の掘削、地下または基礎に関する工事に伴って発生した以下の事象\*2
  - ・土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる工作物\*3、植物または土地の損壊
  - ・土地の軟弱化または土砂の流出入により発生した地上の工作物\*3もしくはその基礎部分または土地の損壊
  - ・地下水の増減
- (3) 発注者への引渡しから10年が経過した仕事の目的物

### 〈警備業務〉

- (1) 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して遂行した警備業務

\*1 工事業における工事完成遅延事故については、前記「1.すべての事故・費用共通」(8)を除きます。また、警備業務については、前記「基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償」(1)および「基本補償⑧ 管理下財物事故の補償」(4)(13)(15)を除きます。

\*2 地盤崩壊事故補償特約をセットいただくことにより、その一部を補償の対象とすることができます。

\*3 人工的作業により土地に接着して設置されたものをいい、その収容物または付属物を含みます。

- (2) 被保険者が警備業法もしくは道路運送法に基づく認定・免許を受けずまたは認定・免許を取り消された後に遂行した警備業務
- (3) 被保険者が発注者との間の警備契約書または運送契約書に基づかずに遂行した警備業務

## 〈クリーニング業務〉

- (1) 洗たく物のかし
- (2) クリーニング業務の技術上の重大な過失(これによって火災等が発生した場合を除きます。)
- (3) 洗たく物の修理、加工または染色・色抜き
- (4) 洗たく物の使用不能
- (5) 洗たく物が寄託者に引き渡された日から30日を経過した後に被保険者に通知された損壊等

【2】人材派遣業務における不誠実行為事故、介護業務<sup>△</sup>における行方不明時使用不能損害事故および居宅介護支援業務<sup>△</sup>における経済的的事故については、以下の事由等によって生じた損害に対して、保険金をお支払いできません。

## 〈人材派遣業務における不誠実行為事故〉

- (1) 保険期間の末日またはこの保険契約の解除日のいずれか早い日から1年を経過した後に発見された不誠実行為<sup>△</sup>
- (2) 穴埋め行為<sup>\*1</sup>(これによって生じた損害のうち、既に行われた不誠実行為による損害を超過する部分を除きます。)
- (3) 不誠実行為によって不法に領得された財物の使用不能(収益減少を含みます。)
- (4) 行為者を特定することができない不誠実行為

## 〈介護業務における行方不明時使用不能損害事故〉

- (1) 被保険者の故意または重大な過失による法令違反
- (2) 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為(過失犯を除きます。)
- (3) 脅迫・恐喝等の目的をもって行われる妨害行為
- (4) 被保険者に対してなされる法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使
- (5) 被保険者の介護サービス<sup>△</sup>の履行不能または履行遅滞
- (6) 特許権、著作権、商標権等の知的財産権の侵害
- (7) データまたはプログラムの損壊(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。)
- (8) 被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能
- (9) サイバー・情報漏えい事故<sup>\*2</sup>
- (10) 行方不明となることの予防措置を全く取らなかったために発生した行方不明時使用不能損害事故
- (11) 無賃乗車または無銭飲食

## 〈居宅介護支援業務における経済的的事故〉

- (1) 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為
- (2) 介護支援専門員の有資格者が遂行すべき行為であるにもかかわらず、無資格者によって行われた行為
- (3) 被保険者の使用人による不誠実行為
- (4) 名誉・信用のき損またはプライバシーの侵害もしくは秘密の漏えい
- (5) 特許権・著作権・商標権等の知的財産権の侵害
- (6) 被保険者による居宅介護支援業務の結果の保証(これによって加重された賠償責任部分に限ります。)
- (7) 日本国外でなされた損害賠償請求

\*1 既に行われた不誠実行為による損害を消滅または軽減させるために新たに行われた不誠実行為をいいます。

\*2 「基本補償⑥ サイバー・情報漏えい事故の補償」または「基本補償⑨ サイバー・情報漏えい事故の補償」をご契約いただくことにより、その一部を補償の対象とすることができます。

以下の損害または事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

### 1. 法定外補償・使用者賠償共通

- (1) ご契約者<sup>△</sup>もしくは被保険者<sup>△</sup>またはこれらの事業場の責任者の故意
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等
- (3) 地震、噴火またはこれらによる津波
- (4) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。 )またはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。 )の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- (5) 石綿(アスベスト)または石綿の代替物質等が有する発がん性その他の有害な特性
- (6) 被保険者の下請負人またはその被用者<sup>△</sup>が被った身体の障害<sup>△</sup>(建設事業を除きます。)
- (7) 風土病による身体の障害
- (8) 職業性疾病<sup>△</sup>による身体の障害

### 2. 法定外補償固有

- (1) 被用者の故意または重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害
- (2) 被用者が法令に定められた運転資格を持たず、または酒に酔ってもしくは麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に、その被用者本人が被った身体の障害
- (3) 被用者の故意による犯罪行為によって、その被用者本人が被った身体の障害
- (4) 休業補償または傷病手当について労働基準法または船員法が定める補償対象期間の最初の3日までの休業

### 3. 使用者賠償固有

- (1) 被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定<sup>△</sup>がある場合は、その契約または規定がなければ被保険者が負担しなかったであろうと認められる損害賠償金または費用
- (2) 被保険者が個人の場合は、その被保険者と同居および生計をともしする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用
- (3) 休業補償または傷病手当について労働基準法または船員法が定める補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金
- (4) 労災保険法等<sup>△</sup>によって給付を行った保険者が費用の徴収を行うことにより、被保険者が負担する金額



## ペットネーム・略称について

(共通・補償ごとに五十音順)

ペットネーム・略称	正式名称	ペットネーム・略称	正式名称
超ビジネス保険	事業活動包括保険	休業に関する補償	事業活動包括保険普通保険約款(休業補償条項)
財産に関する補償	事業活動包括保険普通保険約款(財産補償条項)	賠償責任に関する補償	事業活動包括保険普通保険約款(賠償責任補償条項)
工事に関する補償	工事危険補償特約	労災事故に関する補償	事業活動包括保険普通保険約款(労災事故補償条項)

用語	解説																	
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄にその名称・氏名が記載された方をいいます。																	
契約者	保険契約の当事者(保険料を払い込みいただく方)であり、保険契約上の様々な権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。																	
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為*1をいい、以下の行為を含みます。 ①コンピュータシステムへの不正アクセス②コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為③マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール*2④コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為 *1 正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。 *2 他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。																	
支払限度額	お支払いする保険金の限度額をいいます。																	
通貨等	通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形(約束手形および為替手形)、プリペイドカード、商品券、電子マネーおよび乗車券等をいいます。ただし、小切手および手形は被保険者が第三者より受け取ったものに限りです。																	
被保険者	<p>補償を受けることができる方をいい、補償ごとに以下に該当する方をいいます。</p> <p><b>財産に関する補償</b></p> <p>保険の対象の所有者で、保険証券に記載されている方</p> <p><b>工事に関する補償</b></p> <p>対象工事ごとに、以下(1)または(2)のいずれかに該当する方</p> <p>(1)記名被保険者</p> <p>(2)対象工事の工事関係者のうち、以下①～③のいずれかに該当する方</p> <p>①記名被保険者でない受注者または発注者</p> <p>②記名被保険者の下請負人となる専門工事業者、機器メーカーおよび供給者</p> <p>③保険の対象にリース・レンタル物件が含まれる場合は、その物件を所有しているリース・レンタル業者</p> <p><b>休業に関する補償</b></p> <p>保険の対象について生じた損害によって営業が休止または阻害されたために損失を被る方で、保険証券に記載されている方</p> <p><b>賠償責任に関する補償</b></p> <p>下表の方が被保険者となります。*3 被保険者相互間における他の被保険者は、他人とみなします(支払限度額は増額されません)。ただし、②～④までの者が①～④までの者に対して法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>被保険者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">(1) 下記(2)～(5)以外の事故または費用</td> <td>①記名被保険者</td> </tr> <tr> <td>②記名被保険者の使用人*4</td> </tr> <tr> <td>③記名被保険者の執行機関(理事、取締役その他法人の業務を執行する機関)(記名被保険者が法人である場合)</td> </tr> <tr> <td>④記名被保険者の同居の親族(記名被保険者が自然人である場合)</td> </tr> <tr> <td>⑤記名被保険者の下請負人ならびにその執行機関および使用人</td> </tr> <tr> <td>⑥記名被保険者の請負業務の発注者(記名被保険者が元請負人となる請負業務である場合)</td> </tr> <tr> <td>(2) サイバー・情報漏えい事故、情報漏えい事故</td> <td>上記①～④の方</td> </tr> <tr> <td>(3) 施設・事業活動遂行事故</td> <td>上記①～⑥の方および以下の方 ・指定管理業務について記名被保険者を指定した地方公共団体 ・記名被保険者から指定管理業務の全部または一部を受託したすべての事業者</td> </tr> <tr> <td>(4) 生産物・完成作業事故</td> <td>上記①～⑥の方、販売人(記名被保険者が販売・提供を直接委託している者)および部品等製造業者</td> </tr> <tr> <td>(5) 弁護士費用等(事業用)の補償(対人被害についての補償)</td> <td>上記①～③の方</td> </tr> </tbody> </table> <p>*3 借用不動産損壊事故、リコール事故、弁護士費用等(事業用)の補償における対物被害・経済的被害についての補償、事故対応費用補償特約の信頼回復広告費用、従業員等所有自動車による企業賠償事故、工事業における工事完成遅延事故、介護業務における特定感染症事故およびサービス利用者搜索事故、人材派遣業務における不誠実行為事故について、補償を受けることができる方は、記名被保険者に限ります。</p> <p>*4 記名被保険者が養成研修を実施する介護事業者である場合は、協力会員およびホームヘルパー等の養成研修を受講している研修受講生を含みます。</p>	条件	被保険者	(1) 下記(2)～(5)以外の事故または費用	①記名被保険者	②記名被保険者の使用人*4	③記名被保険者の執行機関(理事、取締役その他法人の業務を執行する機関)(記名被保険者が法人である場合)	④記名被保険者の同居の親族(記名被保険者が自然人である場合)	⑤記名被保険者の下請負人ならびにその執行機関および使用人	⑥記名被保険者の請負業務の発注者(記名被保険者が元請負人となる請負業務である場合)	(2) サイバー・情報漏えい事故、情報漏えい事故	上記①～④の方	(3) 施設・事業活動遂行事故	上記①～⑥の方および以下の方 ・指定管理業務について記名被保険者を指定した地方公共団体 ・記名被保険者から指定管理業務の全部または一部を受託したすべての事業者	(4) 生産物・完成作業事故	上記①～⑥の方、販売人(記名被保険者が販売・提供を直接委託している者)および部品等製造業者	(5) 弁護士費用等(事業用)の補償(対人被害についての補償)	上記①～③の方
条件	被保険者																	
(1) 下記(2)～(5)以外の事故または費用	①記名被保険者																	
	②記名被保険者の使用人*4																	
	③記名被保険者の執行機関(理事、取締役その他法人の業務を執行する機関)(記名被保険者が法人である場合)																	
	④記名被保険者の同居の親族(記名被保険者が自然人である場合)																	
	⑤記名被保険者の下請負人ならびにその執行機関および使用人																	
	⑥記名被保険者の請負業務の発注者(記名被保険者が元請負人となる請負業務である場合)																	
(2) サイバー・情報漏えい事故、情報漏えい事故	上記①～④の方																	
(3) 施設・事業活動遂行事故	上記①～⑥の方および以下の方 ・指定管理業務について記名被保険者を指定した地方公共団体 ・記名被保険者から指定管理業務の全部または一部を受託したすべての事業者																	
(4) 生産物・完成作業事故	上記①～⑥の方、販売人(記名被保険者が販売・提供を直接委託している者)および部品等製造業者																	
(5) 弁護士費用等(事業用)の補償(対人被害についての補償)	上記①～③の方																	

共通

事業活動を取り巻く  
リスク一覧表

財産に関する補償

工事に関する補償

休業に関する補償

賠償責任に関する補償

労災事故に関する補償







経営者の皆様への  
お役立ち情報

契約に関する  
ご注意事項

保険金をお支払い  
しない場合があります

用語の解説  
ご注意事項

お問い合わせ

	用語	解説
共通	 被保険者	労災事故に関する補償 記名被保険者
	 保険金額	ご契約金額をいいます。
	 免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。
	 預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
財産に関する補償	 高額貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。
	 再取得価額	保険の対象と構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築・再取得するために必要な額をいいます。
	 時価額	保険の対象の再取得価額による評価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいいます。
	 輸送中	保険の対象である商品・製品等が輸送開始のために、発送地における保管場所から搬出された時またはその保管場所において輸送用具へ直ちに積み込む目的で最初に動かされた時のいずれか早い時から、通常の輸送過程(輸送に伴う一時保管を含みます。)を経て、仕向地における保管場所に搬入された時またはその保管場所において輸送用具からの荷卸しが完了した時のいずれか遅い時までをいいます。
工事に関する補償	 工事前仮設備	工事を行うために工事現場において一時的に設置される発電機、パッチャープラント、受電設備、変電設備、荷役設備等をいいます。
	 工事前機械器具	建設用工作車、建設機械、測量機器、工具類(電動工具を含みます。)、金型等をいいます。
	 支給材料	発注者、請負業者等の工事関係者から支給される機械、家電品、部品、材料等の本工事の目的物となる物をいいます。
	 土木工事	対象工事ごとに、主たる工事が以下の①～⑥までの工事種類に該当する工事をいいます。 ①道路舗装工事 ②上下水道・地下構築物・基礎・外構工事 ③土地造成・地盤改良工事 ④道路(道路舗装を除く)・鉄道・トンネル工事 ⑤埋立・河川・港湾・海岸工事 ⑥ダム建設工事
休業に関する補償	 粗利益	売上高から商品仕入高および原材料費を差し引いた残高をいいます。
	 粗利益率	粗利益を、売上高で除した割合をいいます。
	 売上減少高	標準売上高から保険金支払対象期間の売上高を差し引いた残額をいいます。
	 標準売上高	事故発生直前12か月のうち保険金支払対象期間にあたる期間の売上高をいいます。
	 家賃収入	建物等の賃貸料で、次のいずれかに該当する料金および一時金等を含みます。 ①水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ②権利金、礼金、敷金その他の一時金 ③賄料 ④共益費、管理費等 ⑤建物の賃貸に付随して利用される設備およびサービスの利用料金
賠償責任に関する補償	 IT業務	日本国内における事業活動のうち、以下の業務をいいます(ITユーザー行為を除きます。) ①システム設計・ソフトウェア開発業務 ②情報処理・提供サービス業務 ③ポータルサイト・サーバ運営業務 ④アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務(①を除きます。) ⑤インターネット利用サポート業務 ⑥システム保守・運用業務(①を除きます。) ⑦電気通信事業法が規定する電気通信業務 ⑧その他①から⑦までに準ずる業務
	 ITユーザー行為	事業活動のうち、以下の行為をいいます。 ①コンピュータシステムの所有・使用・管理。ただし、他人のためのコンピュータシステム*1の所有・使用・管理を除きます。 ②①のコンピュータシステムを使用して行うプログラムまたはデータの提供(記名被保険者が所有・使用・管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。)。ただし、プログラムまたはデータ自体を記名被保険者の商品・サービスとして他人に提供する場合を除きます。 *1 他人のためのコンピュータシステムとは、記名被保険者が他人のために開発・販売・提供するコンピュータシステムをいいます。ただし、記名被保険者の広告・宣伝またはその商品・サービスの販売・利用促進のみを目的として他人に提供するアプリケーション、ウェブサイト等であって、そのすべてを無償で利用させるものを除きます。
	 介護業務	以下の業務またはサービスをいいます。 ①介護保険法に規定される業務 ②障害者総合支援法に規定される業務 ③ホームヘルパー、介護支援専門員または福祉用具専門相談員の養成、研修または講習 ④その他①から③までに準ずる業務またはサービス
	 介護サービス	介護業務として遂行するサービスをいいます。
	 介護サービス利用者	記名被保険者の介護サービスを利用する者をいいます。
賠償責任に関する補償	 完成品	生産物を原材料、部品(添加物および資材を含みます。)、容器または包装として使用して製造または加工された財物をいいます。
	 管理下財物	以下の財物をいいます。ただし、⑦に規定するものについては、その財物を紛失し、またはその財物が盗取もしくは詐取された場合に限り、管理下財物とみなします。 ①占有または使用している財物 ②直接作業を加えている財物(その作業の対象となっている部分をいいます。) ③他人から借りている財物(リース契約により占有する財物を含みます。) ④保管施設において保管を目的として預かっている財物 ⑤コインロッカー等に一時的に収納された他人の財物(④の財物を除きます。) ⑥支給財物 ⑦事業活動が商法第596条第1項に掲げる客の募集を目的とする場屋の営業である場合において、その場屋の中に客が携帯した財物(①～⑥の財物を除きます。)

賠償責任に関する補償

用語	解説
 管理下財物事故	次の事由に起因する被保険者の管理下財物の損壊等をいいます。 ①被保険者による施設の所有・使用・管理 ②被保険者による事業活動の遂行
 管理自動車	被保険者の管理下財物である自動車・原動機付自転車およびこれらの車両の付属品をいい、被保険者が保管・修理等を目的として管理する自動車・原動機付自転車については、データ等無体物(自動車・原動機付自転車の運行に関連するデータ・ソフトウェア・プログラム等の無体物をいいます。)を含みます。ただし、リース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている自動車・原動機付自転車を含みません。
 業務妨害等	次のものまたはそのおそれをいいます。 ①記名被保険者の業務が威力・脅迫・強要・不退去・性的な言動・偽計・虚偽の風説の流布またはこれらに類似の偶然な事由(第三者の行為によるものに限ります。)により妨害されること。ただし、②および③を除きます。 ②記名被保険者が所有する特許権・著作権・商標権等の知的財産権が侵害されること ③記名被保険者が詐欺に遭うこと
 居宅介護支援業務	以下の業務をいいます。 ①介護保険法に規定される要介護・要支援の認定等に関する申請代行または認定調査 ②要介護・要支援の認定の要否および介護予防・生活支援サービス事業の対象者への該当性の判断 ③介護保険法に規定される居宅介護支援および介護予防支援
 経済的被害	記名被保険者が事業活動において金銭上の損害を被ることまたはそのおそれが発生したことをいい、記名被保険者が提供する商品・サービスの取引の相手方の債務不履行に関するものおよび対人被害・対物被害を伴うものを除きます。
 コインロッカー等	不特定多数の利用者の来集を伴う施設内において、記名被保険者がその利用者向けに設置するセイフティボックス、コインロッカー等の保管庫をいいます。
 公表等の措置	次のいずれかをいいます。 ①公的機関に対する届出または報告等(文書によるものに限ります。) ②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道 ③被害者または被害法人に対する詫言の送付 ④公的機関からの通報
 サイバー・情報漏えい事故	以下のものをいいます(ただし、①について情報の漏えいもしくはそのおそれまたは他人の身体の障害・財物の損壊等を除きます。) ①記名被保険者のITユーザー行為・IT業務の遂行に起因して生じた他人の事業の休止・阻害、磁氣的・光学的に記録された他人のデータ・プログラムの滅失・破損(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。) またはこれら以外の不測の事由による他人の損失の発生 ②記名被保険者の日本国内における事業活動に起因して生じた情報の漏えいまたはそのおそれ ③記名被保険者の日本国内における事業活動に起因して生じた他人の身体の障害または財物の損壊等のうち、サイバー攻撃に起因するもの
 サイバー・情報漏えい事故対応費用	次の費用のうち、その額および使途が社会通念上妥当であるものをいいます。 (1)事故対応期間内に生じた次の費用 ①サイバー攻撃対応費用 セキュリティトラブルに対応するための次の費用。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報*2によって発見されていたときに支出する費用に限ります。 ア.コンピュータシステム遮断費用 イ.サイバー攻撃の有無確認費用 ②原因・被害範囲調査費用 セキュリティトラブルの原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用 ③相談費用 セキュリティトラブル等*3に対応するために直接必要な次の費用 ア.弁護士費用 イ.コンサルティング費用 ウ.風評被害拡大防止費用 ④コンピュータシステム復旧費用 ア.データ等復旧費用 イ.コンピュータシステム損傷時対応費用(セキュリティトラブルによりコンピュータシステムの損傷が発生した場合の修理費用*4や代替として一時的に使用する代替物の賃借費用等) ⑤その他事故対応費用 ア.人件費 イ.交通費・宿泊費 ウ.通信費・コールセンター委託費用等 エ.個人情報漏えい通知費用 オ.社告費用 カ.個人情報漏えい見舞費用*5 キ.法人見舞費用*6 ク.公的調査対応費用 ケ.損害賠償請求費用 コ.身体障害見舞費用 ⑥再発防止費用 同種のセキュリティトラブルによる損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用。ただし、②から④までの費用、セキュリティトラブルの発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用および「サイバー・情報漏えい事故」①のうちIT業務の遂行に起因して生じたものによる損害の再発防止のために支出する費用を除きます。 (2)訴訟対応費用 *2 次のいずれかをいいます。 ア.公的機関からの通報 イ.記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告 *3 セキュリティトラブルおよび風評被害トラブル*7をいいます。 *4 携帯電話等の携帯型通信機器・ノートパソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品の修理費用を除きます。 *5 公表等の措置により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に限り、 *6 情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限り、 *7 セキュリティトラブルに関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいい、セキュリティトラブルが発生しているかどうかを問いません。

用語	解説
 作業場	被保険者が日本国内において事業活動を行っている場所であって、警備員の配置、フェンス・カラーコーン・ロープの設置等により、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。
 作業場内専用車	作業場の内部において被保険者が事業活動の遂行のために所有、使用または管理するブルドーザー、フォークリフト、ゴルフカート等の特定の車両をいいます。ただし、ダンプカーは含まれません。
 支給財物	設置作業の目的物、記名被保険者が請け負った工事(機械・家具類修理を含みます。)の遂行のために他人から支給された資材または工事中仮設建物もしくは工事中仮設物の材料であって、他人が所有しているものをいいます。
 事業活動の結果	仕事が終了したまたは放棄された後のものをいいます。仕事の目的物の引渡しを要するときは、「仕事が終了」とあるのは、「引渡し」とします。
 事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティトラブル等*1を発見した時からその翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。 *1 セキュリティトラブルおよび風評被害トラブル*2をいいます。 *2 セキュリティトラブルに関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれを行い、セキュリティトラブルが発生しているかどうかを問いません。
 施設	記名被保険者が所有、使用または管理するすべての不動産または動産であって、日本国内に所在するものをいいます。
 自賠責保険契約	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契約または責任共済契約をいいます。
 借用不動産	記名被保険者が事業活動の遂行のために他人から1年以上の予定で借用する不動産であって日本国内に所在するものをいい、これに備え付けられ同時に借用する什器・備品を含みます。
 借用不動産修理費用	借用不動産の貸主との契約に基づき、借用不動産を損壊が発生する直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。ただし、以下の財物に対する修理費用を除きます。 ①壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部または地盤の構成物 ②玄関、ロビー、廊下、昇降機、門、塀、垣等の借用不動産使用者の共同の利用に供せられるもの
 使用人・役員等	次のいずれかの者をいいます。ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限りです。 ①記名被保険者の使用人 ②事業場において記名被保険者のために労働に従事する者*3 ③記名被保険者が法人である場合は、その執行機関 ④①、②または③となるために申込みを行った者*4 *3 ①に該当する者を除きます。 *4 記名被保険者が試験、面接、試用その他類似の採用行為を実施した者を含みます。
 従業員等所有自動車	従業員等(記名被保険者の使用人および、請負契約、委任契約、派遣契約またはこれらに類似の契約に基づき使用人に準ずる地位にある者をいいます。)が所有または常時使用する自動車または原動機付自転車をいいます。ただし、記名被保険者が所有または借用するものを除きます。
 情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ①個人情報 ②法人情報 ③①または②以外の公表されていない情報
 情報漏えい事故対応費用	「サイバー・情報漏えい事故対応費用」のうち、⑤その他事故対応費用の「コ.身体障害見舞費用」以外の費用をいいます。
 初期対応費用	被保険者が事故の初期対応を行うために直接要した以下の費用であって、その額および用途が社会通念上妥当なものをいいます。 ①事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 ②事故現場の取り片付け費用 ③被保険者*5の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 ④通信費 ⑤身体障害見舞費用*6 ⑥書面による東京海上日動の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 ⑦その他①から⑥までに準ずる費用*7 *5 記名被保険者およびその下請負人・発注者に限りです。 *6 対人事故において、その身体の障害について被保険者が支払う見舞金・香典・見舞品購入費用をいいます。 *7 対人事故以外の事故において被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を除きます。
 人格権侵害	以下のものをいいます。 ①被保険者によって行われた不当行為*8による他人の自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害 ②被保険者によって行われた侵害行為*9による使用人・役員等の精神的苦痛またはこれらの者の自由、名誉もしくはプライバシーの侵害 *8 以下の行為をいいます。 ①不当な身体の拘束 ②口頭または文書もしくは図画等による表示 *9 日本国内において行われた以下の行為をいいます。 ①募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと ②職場において行われる性的な言動に対する使用人・役員等の対応によりその使用人・役員等に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害すること

賠償責任に関する補償

用語	解説
🏠 身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
🏠 信頼回復広告費用	【事故対応費用補償特約】以下の費用のうち、記名被保険者が書面による東京海上日動の事前の同意を得て支出したものをいいます。 ①休業または営業再開の予定を新聞等で広告するための費用 ②事故の直接の結果として落ち込んだ生産物のマーケットシェア等を回復するために、記名被保険者が行った広告宣伝活動に要した費用*10 ③以下の対策についての助言の対価としてのコンサルティング費用 ア.②に規定する広告宣伝活動対策 イ.再発防止策*11 【リコール事故の補償】リコールの実施によって失われた記名被保険者または回収等実施者の信頼の回復を直接の目的として行われる広告宣伝活動のための必要かつ有益な費用*12をいいます。 *10 事故の有無にかかわらず通常要する費用を除きます。 *11 事故が対人事故である場合に限ります。 *12 リコールの実施の有無にかかわらず通常要する費用を除きます。
🏠 生産物	【下記以外】記名被保険者が日本国内で製造、販売または提供し、かつ、記名被保険者の占有を離れた財物をいい、これに付随する包装・容器、表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。 【リコール事故の補償】記名被保険者の占有を離れた財物(不動産を除きます。)またはそれを原材料、部品、容器もしくは包装として使用して製造または加工された財物(不動産を除きます。)をいい、これに付随して提供される景品を含みます。 【不良品・納期遅延による他人の経済損害事故補償特約】記名被保険者が日本国内で製造または販売し(製造または販売以外の方法による提供を含みません。)、かつ、記名被保険者の占有を離れた財物(土地および建物を除きます。)をいいます。これに付随する包装・容器、表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。
🏠 生産物・仕事の目的物	以下の財物をいいます。 ①生産物 ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。)
🏠 製造品・加工品	生産物もしくは完成品が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合に、その機械・工具によって製造または加工された財物をいいます。
🏠 セキュリティラブル	補償の種類ごとに、それぞれ次のものをいいます。 (1) <b>基本補償⑨ サイバー情報漏えい事故の補償</b> ①サイバー・情報漏えい事故 ②記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃 ③②のおそれ(ただし、この③は、「サイバー・情報漏えい事故対応費用」のうち、「サイバー攻撃対応費用」についてのみ、セキュリティラブルに含まれるものとします。) (2) <b>基本補償⑩三三三 情報漏えい事故の補償</b> ①情報漏えい事故(記名被保険者の日本国内における事業活動に起因して生じた情報の漏えいまたはそのおそれをいいます。) ②記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃。ただし、①を引き起こすおそれのあるものに限ります。 ③②のおそれ(ただし、この③は、「情報漏えい事故対応費用」のうち、「サイバー攻撃対応費用」についてのみ、セキュリティラブルに含まれるものとします。)
🏠 0歳児	身体の障害を被った時点において0歳である者をいいます。
🏠 宣伝侵害	記名被保険者が製造、販売もしくは提供した商品・役務等に関して行われた広告・宣伝によって発生した他人の著作権の侵害または他人もしくはその商品・役務等に対する誹謗・中傷による権利侵害をいいます。
🏠 訴訟対応費用	被保険者が訴訟対応を行うために直接要した以下の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当なものをいいます。 ①被保険者*13の使用者の超過勤務手当・臨時雇用費用 ②被保険者*13の役員または使用者の交通費・宿泊費 ③増設コピー機のリース費用 ④被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 ⑤事故原因の調査費用 ⑥意見書・鑑定書の作成費用 ⑦相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用 *13 記名被保険者およびその下請負人・発注者に限ります。
🏠 損壊、損壊等	「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいい、「損壊等」とは、損壊、紛失、盗取または詐取をいいます。
🏠 対象事故	日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
🏠 対人・対物事故	「対人事故」とは、他人の身体の障害をいい、「対物事故」とは、他人の財物の損壊をいいます。
🏠 対人被害	被保険者が業務上の事由(通勤を含みます。)により身体の障害を被ることをいいます。
🏠 対物被害	記名被保険者が所有、使用または管理する業務用の財物が損壊または盗取(詐取を含みません。)されることをいいます。
🏠 託児	託児、保育、ベビーシッター等の名称を問わず児童をその保護者から預かることをいいます。
🏠 地位確認等の請求	次の確認、取消または保全を求める請求をいいます。 ①解雇、配置転換命令等の無効の確認または取消し ②雇用契約上の地位の確認または保全
🏠 不誠実行為	日本国内において発生した窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。

賠償責任に関する補償

労災事故に関する補償

用語	解説
 付属品	以下のいずれかに該当するものをいいます。 <sup>*1</sup> <b>①</b> 自動車または原動機付自転車に定着 <sup>*2</sup> または装備 <sup>*3</sup> されている物 <b>②</b> 車室内でのみ使用することを目的として自動車または原動機付自転車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器、ドライブレコーダーその他これらに準ずる物 <sup>*1</sup> 燃料、ポディーカバー、洗車用品、積載物ならびに法令により自動車または原動機付自転車に定着または装備することを禁止されている物および通常装飾品とみなされる物を含みません。 <sup>*2</sup> ボルト、ナットもしくはねじ等で固定されており工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。 <sup>*3</sup> 自動車または原動機付自転車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い備えつけられている状態をいいます。
 弁護士費用	東京海上日動の承認を得て被保険者およびその法定相続人等が委任した弁護士等または裁判所等に対して、東京海上日動の承認を得て支出する次の費用をいいます。ただし、法律相談費用および刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。 <b>①</b> 弁護士等への報酬 <b>②</b> 訴訟費用 <b>③</b> 仲裁、和解または調停に必要とした費用 <b>④</b> ①から③までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
 法律相談費用	次の法律相談の対価として、弁護士、司法書士または行政書士に対して、東京海上日動の承認を得て支出する費用をいいます。ただし、被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士、司法書士または行政書士に対して定期的に支払う報酬を除きます。 <b>①</b> 弁護士が行う法律相談 <b>②</b> 司法書士が行う司法書士法に定める相談および書類の作成 <b>③</b> 行政書士が行う行政書士法に定める相談および書類の作成
 リース・レンタル財物	リース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている財物をいいます。ただし不動産を除きます。
 リコール費用	以下に掲げるものをいいます。ただし、 <b>①</b> ～ <b>⑫</b> の費用については、生産物の回収等を実施するうえで必要かつ有益な費用であって、生産物の回収等の実施を目的とするものに限りです。 <b>①</b> 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 <b>②</b> 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 <b>③</b> 回収生産物か否かまたははかしの有無について確認するための費用 <b>④</b> 回収生産物の修理費用 <b>⑤</b> 代替品の製造原価または仕入原価 <b>⑥</b> 回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価(金銭に代えて提供する金券等を含みます。また、記名被保険者または回収等実施者の利益を控除した後の金額に限りです。)およびその返還に直接要する手数料、送料等の費用 <b>⑦</b> 回収生産物または代替品の輸送費用 <b>⑧</b> 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用 <b>⑨</b> 回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 <b>⑩</b> 回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等 <b>⑪</b> 回収生産物の廃棄費用 <b>⑫</b> 回収生産物の購入者または使用者に関する情報のデータ提供または編集を第三者に依頼するための費用 <sup>*4</sup> <b>⑬</b> 信頼回復広告費用 <b>⑭</b> 在庫品(在庫品の原材料、部品、仕掛品または半製品を含みます。)廃棄関連費用 <b>⑮</b> コンサルティング費用 <sup>*4</sup> 回収生産物の購入者または使用者を特定するための調査に要する費用を除きます。
 災害	被用者が業務上の事由によって被った身体の障害をいいます。
 自賠償保険契約	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契約または責任共済契約をいいます。
 初期対応費用	被保険者が事故の初期対応を行うために直接要した以下の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当なものをいいます。 <b>①</b> 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 <b>②</b> 事故現場の取り片付け費用 <b>③</b> 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 <b>④</b> 通信費 <b>⑤</b> 身体障害見舞費用 <b>⑥</b> 書面による東京海上日動の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 <b>⑦</b> その他①から⑥までに準ずる費用
 職業性疾病	労働基準法施行規則第35条に列举されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。
 身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
 信頼回復広告費用	以下の費用のうち、記名被保険者が書面による東京海上日動の事前の同意を得て支出したものをいいます。 <b>①</b> 休業または営業再開の予定を新聞等で広告するための費用 <b>②</b> 事故の直接の結果として落ち込んだ生産物のマーケットシェア等を回復するために、記名被保険者が行った広告宣伝活動に要した費用 <sup>*5</sup> <b>③</b> 以下の対策についての助言の対価としてのコンサルティング費用 ア.②に規定する広告宣伝活動対策 イ.再発防止策 <sup>*5</sup> 事故の有無にかかわらず通常要する費用を除きます。
 政府労災保険等	労災保険法等に基づく労働災害補償制度をいいます。
 訴訟対応費用	被保険者が訴訟対応を行うために直接要した以下の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当なものをいいます。 <b>①</b> 被保険者の使用人の超過勤務手当・臨時雇用費用 <b>②</b> 被保険者の役員または使用人の交通費・宿泊費 <b>③</b> 増設コピー機のリース費用 <b>④</b> 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 <b>⑤</b> 事故原因の調査費用 <b>⑥</b> 意見書・鑑定書の作成費用 <b>⑦</b> 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用
 被用者	日本国内の事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者をいいます。
 法定外補償規定	被用者に対し、労災保険法等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。
 労災保険法等	労働者災害補償保険法または船員保険法その他の日本国の労働災害補償法令をいいます。



## ご契約にあたってのご注意事項

●申込書等に★または☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項です。

<b>告知義務</b>	申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)
<b>通知義務</b>	申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合は、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

●申込書等に◎が付された事項は、ご契約の内容によってご契約に関する重要な事項(告知事項または通知事項)となる場合があります。詳細は、「重要事項説明書」をご確認ください。

●通知義務の対象ではありませんが、以下の場合にもご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。ご連絡がない場合、重要なお知らせをご案内できないことや、保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。

〈すべての補償共通〉

- ・ご契約者▲の住所等を変更した場合は、遅滞なくご連絡ください。
- ・相続、合併その他の包括承継があった場合は、遅滞なくご連絡ください。
- ・事故が発生した場合は、直ちにご連絡ください。

〈財産に関する補償〉

- ・建物等を譲渡・売却する場合、保険契約上の権利・義務を併せて譲渡するときは、**あらかじめ**ご連絡ください(ご連絡がない場合は、建物等を譲渡・売却した時に保険契約は失効します。)
- ・建物または屋外設備装置の増築、改築等によって保険の対象の価額が増加または減少する場合は、**あらかじめ**ご連絡ください。

●この保険契約の保険期間は1年間です。ご契約の保険期間については、申込書等をご確認ください。

●この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約や共済契約がある場合は、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないことがあります。他の保険契約等の有無、他の保険契約等がある場合の引受保険会社等については、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。

●責任保険(賠償責任に関する補償(リコール事故の補償におけるサードパーティリコールを含みます。))および労災事故に関する補償のうち使用者賠償)において、被保険者▲に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者\*1は、被保険者が東京海上日動に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)\*2について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、東京海上日動に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、東京海上日動が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、以下の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、東京海上日動から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

\*1 リコール事故の補償におけるサードパーティリコールについては、「被害者」とあるのは、「回収等実施者」をいいます。

●保険料の払込方法は、以下のいずれかから選択してください(ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。)。原則として保険期間の途中で、ご指定いただいた払込方法の変更を行うことはできません。

金融機関での口座振替での払込みの場合は、保険料は始期日の属する月の翌月から請求されます(保険料振替口座の確認等の手続きが遅延した場合はこれと異なることがあります。)

払込方法	分割払	一時払*4
金融機関での口座振替*2	○(5%割増*3)	○
コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票	×	○
請求書(銀行等での振込み)	×	○

\*2 払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月の振替日に再度保険料が請求されます。

東京海上日動に複数のご契約がある場合は、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合は、いずれのご契約についても保険料の引落しができませんのでご注意ください。

\*3 この割増率は東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。なお、一定の条件を満たす場合は、割増のない分割払でご契約できます。

\*4 一時払のご契約で全損失効となった場合は、保険料の返還はありませんのでご注意ください。損害の額が1回の事故で保険金額(\*5)の100%に相当する額以上になる損害が発生した場合に、その保険の対象の補償が終了することをいいます。

\*5 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

※ご契約時に直接保険料を払込みいただく方法もあります。

●ご契約が共同保険契約である場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

●ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、東京海上日動までお問い合わせください。

●質権を設定される場合は、特段のお申出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券を質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に保険証券(本紙)を送付しますので、ご了承ください。

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、ご契約の代理店と有効に成立したご契約につきましては、東京海上日動と直接締結されたものとなります。

●ご契約者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

## Web約款について

「ご契約のしおり(約款)」の提供方法について、「Web約款(東京海上日動ホームページ上で閲覧いただく方法)」または「冊子での送付」をご選択ください。東京海上日動では、地球環境保護のために紙資源の使用量削減に取り組んでおり、「Web約款」をご選択いただいたお客様をパートナー(Green Giftパートナー)として、使用量削減額の一部をマングローブ植林をはじめとした国内外の環境保護活動に役立てる「Green Gift」プロジェクトを展開しています。詳細は東京海上日動ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご確認いただけますようお願いいたします。

事業活動を取り巻く  
リスクの概要  
財産に関する補償  
工事に関する補償  
休業に関する補償  
賠償責任に関する補償  
労災事故に関する補償  
経営者の皆様への  
お役立ち情報  
ご契約に関する  
重要な事項  
保険金をお支払い  
しなごし  
用語の解説  
お見積りの  
お問い合わせ

このパンフレットは、超ビジネス保険(事業活動包括保険)の内容についてご紹介したものです。ご契約に際しては、必ず「重要事項説明書」をご確認ください。ご不明な点がございましたら、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-691-300**

受付時間：平日・土日祝 午前**9**時～午後**6**時

(年末・年始を除く)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)



マングローブ植林等の様子をご覧いただけます。

[www.tokiomarine-nichido.co.jp/world/greengift/about/](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/world/greengift/about/)